

平成 25 年度 文化庁委託調査

「文化政策に充当する財源に関する調査研究」
報告書

平成 26 年 3 月 31 日

WIP ジャパン株式会社

目次

調査研究概要.....	1
1 調査研究の趣旨.....	1
2 調査研究の内容.....	1
3 調査方法.....	2
4 成果物.....	2
5 有識者監修.....	2
第1部 海外調査.....	3
第1章 フランス.....	3
1 文化政策概要.....	3
(1) フランスの文化行政概略.....	3
(2) 文化・コミュニケーション省予算.....	4
(3) 文化・コミュニケーション省の政策の実施運営機関.....	5
2 「1% for Arts」の取組.....	6
(1) 「1% for Arts」の成り立ち.....	6
(2) 「1% for Arts」の概要.....	6
ア 法的根拠.....	6
イ 規定内容.....	7
ウ 「1%」の算出方法及び芸術作品選定・発注.....	8
エ 「1%」の用途.....	8
オ 発注・購入の対象となる芸術作品.....	8
カ アーティストに対する要件.....	9
キ 公告（公募情報）の内容.....	10
ク 応募書類.....	10
ケ 公募手続きの流れ.....	11
コ アーティスト決定告知.....	12
サ 発注契約.....	12
(3) 「1%アート」事例.....	13
ア パリ郊外リル＝サン＝ドニ市の現在進行中のプロジェクト.....	13
イ カトー＝カンブレシス市 マチスのステンドグラス「ミツバチ（Les Abeilles）」.....	14
ウ フランソワ・ミッテラン新国立図書館（1997年）と「1%」作品群.....	14
(4) 成果や課題.....	15

3	宿泊税	16
4	その他の文化政策財源	19
	(1) 文化関連目的税	19
	(2) メセナ	20
	ア メセナへの優遇措置	20
	イ 企業メセナに対する優遇税制措置	21
	ウ 個人メセナに対する優遇税制措置	21
	エ その他の優遇措置	21
	オ メセナ活動の事例	23
	カ メセナ活動のための組織	25
	◎まとめ	29
第2章	韓国	32
1	韓国における公共アート政策の概要	32
2	「1% for Arts」の取組事例	33
	(1) 各事例の概要	33
	(2) 実施主体	35
	(3) 規制主体	37
	(4) パーセントの算定根拠	40
	(5) 基金の有無、基金の概要、基金の運営主体	40
	ア 基金設置の根拠及び背景	40
	イ 基金の概要	41
	ウ 基金の造成	42
	エ 積立及び支援状況	43
	オ 導入の経緯、導入契機となる出来事、財政政策、観光商業政策などとの関係	44
	(6) 成果や課題	45
	ア 建築物美術装飾品年度統計	45
	イ 建築物美術作品の設置現況	47
	ウ 制度の問題点	49
	エ 公共建築以外の建築が 1% for Arts の対象になる事例	50
3	入場税、宿泊税、個別消費税	50
	(1) 入場税	50
	(2) 宿泊税	51
	(3) 個別消費税法	51
	ア 個別消費税	51
	イ 個別消費税の実施主体とその概要、規制主体	51

ウ 個別消費税の主な品目	52
4 参考となる特筆すべき事例	54
(1) 村美術プロジェクト	54
(2) 濟州観光振興基金	54
(3) 船上カジノ法	54
(4) カジノレジャー税	55
◎付録	56
(1) 詳細のパーセンテージを定める大統領例の該当条文	56
(2) 建築主が「文化芸術振興基金」に出捐することに関する制約	67
(3) 文化芸術振興基金の用途	68
第3章 スウェーデン	70
1 文化政策概要	70
2 「1% for Arts」の取組事例	71
(1) 事例の概要	71
(2) パブリックアート庁	72
(3) 実施主体、規制主体	74
ア 国家建設プロジェクトにおけるパブリックアート庁の財源適用	74
イ 地方行政における概要	76
3 入場税、宿泊税	91
(1) 税制の概要	91
(2) 実施主体とその概要、規制主体	92
(3) 導入の経緯	93
(4) 成果や課題	93
4 その他の参考事例	94
(1) 宝くじの収益の活用	94
第4章 イタリア	95
1 文化政策概要	95
(1) 文化・文化財に関する憲法上の規定	95
2 2%法	95
(1) 2%法の関連条文	95
(2) 2%法の実施主体	98
(3) 基金について	98
(4) 2%法導入の経緯	98
(5) 2%法の現状	99
ア 2002年1月11日付のWEB上の記事	99

イ	2013年6月26日 リッカルド・ネンチーニ (Riccardo Nencini) 上院議員 の発言.....	99
ウ	2%法の課題.....	100
(6)	2%法の公共建築以外の建築への適用.....	100
(7)	パーセンテージの算出根拠.....	100
(8)	エミリア・ロマーニャ州文化芸術・自然財局へのヒアリング.....	101
ア	2%法の遵守.....	101
イ	罰則規定.....	101
ウ	運用状況.....	101
エ	運用にあたっての課題.....	101
オ	談合について.....	101
カ	スペースの確保・機能性.....	102
キ	成果.....	102
ク	使途の詳細.....	102
ケ	エミリア・ロマーニャ州規則の独自性.....	102
3	宿泊税 (Tassa di soggiorno あるいは Imposta di soggiorno)、入場税.....	104
(1)	法律の変遷.....	104
(2)	税の種類.....	104
(3)	税制の概要.....	104
ア	宿泊税の利用目的.....	104
イ	宿泊税導入が可能な自治体.....	105
ウ	宿泊税適用までの流れ.....	105
エ	宿泊税徴収義務者.....	105
オ	宿泊税支払い義務者.....	105
カ	宿泊税の適用例 (ミラノ及びローマ).....	105
(4)	宿泊税の課題.....	107
ア	2012年8月 OgniSette の記事.....	107
イ	2013年7月20日 LINKIESTA の記事.....	108
ウ	2013年7月イタリアホテル業連盟 (Federalberghi) 発表の「宿泊税 (L'imposta di soggiorno)」内の記載.....	108
(5)	宿泊税の成果.....	109
(6)	入場税.....	109
4	その他の事案の概略.....	110
(1)	寄付に対する減税措置.....	110
(2)	宝くじ.....	110
(3)	ピエモンテ州での試み.....	110

第5章 アメリカ	111
1 文化政策概要	111
(1) 米国における公共アートの背景	111
2 「1% for Arts」の取組事例	113
(1) 連邦政府による公共アート政策	113
(2) 州政府による公共アート政策	115
(3) 主な地方都市による“Percent for Art”プログラム	121
(4) 公共アート政策導入の経緯	126
(5) 公共アート政策の成果や課題	126
ア 公共アートの評価の難しさ	126
イ 公共アート政策の課題	128
3 宿泊税・入場税の導入状況	131
(1) テキサス州における宿泊税	131
(2) サンディエゴ市の宿泊税	132
(3) シアトル市の入場税	132
4 文化政策の財源を検討するうえで参考となる特筆すべき事例	133
(1) Percentage for Art 以外の取組	133
ア 市の条例による、非公共事業に対する民間開発業者の負担	133
イ 行政補助金＋コミュニティ各種基金	134
ウ 民間の建設開発業者による任意の負担	135
エ 宝くじによる収益—マサチューセッツ州	135
オ レンタカー税	137
カ たばこ税	139
キ 車の特殊ナンバープレート	139
ク その他、上記以外の公共アートの財源	140
第2部 国内調査	141
第1章 我が国における「1% for Arts」政策について	141
1 国内「1% for Arts」政策概要	141
2 政策事例	143
(1) 神奈川県	143
ア 政策概要	143
イ 政策の具体的な内容	145
ウ 政策の評価	147
(2) 兵庫県	148
ア 政策概要	148
イ 政策の具体的な内容	149

(3) その他の自治体の取り組み.....	151
ア 長野県.....	151
イ 滋賀県.....	152
ウ 広島県.....	153
エ 福島県.....	155
オ 鹿児島県.....	156
第2章 我が国における入場税と宿泊税について.....	159
1 入場税.....	159
(1) 我が国の入場税の概要.....	159
(2) 入場税の問題点と課題.....	160
ア 入場税の問題点.....	160
イ 入場税の再導入の課題.....	161
2 宿泊税.....	161
(1) 東京都宿泊税の概要.....	161
(2) 宿泊税導入の課題.....	163
第3部 比較分析.....	164
第1章 海外調査比較分析結果.....	164
1 「1% for Arts」.....	164
2 文化政策に充当される「宿泊税」「入場税」その他の税.....	166
(1) 宿泊税.....	166
(2) 入場税.....	167
(3) その他.....	168
第2章 国内調査比較分析結果.....	170
1 国内1% for Artsの比較.....	170
第4部 提言.....	172
◎付録.....	175
1 「文化1%システム委員会設置要綱」.....	175
(1) 「文化のための1%システム推進委員会設置要綱」(神奈川県).....	175
(2) 「昭和54年度生活文化を創る1%システム委員会設置要綱」(兵庫県)	176
2 参考文献.....	177

図表目次

図表 1-1-1 : 2013-2014 年度 文化・コミュニケーション省の予算	4
図表 1-1-2 : 地方自治体が徴収する宿泊税による県ごとの税収 (2005 年)	18
図表 1-1-3 : 文化関連の税収	19
図表 1-1-4 : メセナの種類	21
図表 1-1-5 : 企業メセナへの優遇税制措置の国際比較	23
図表 1-1-6 : 財団の種類	26
図表 1-2-1 : 「建築物の美術作品制度」の趣旨	33
図表 1-2-2 : 年度別標準建築費	35
図表 1-2-3 : 建築物美術作品の設置手続き	39
図表 1-2-4 : 文化芸術振興基金出捐の手続き	40
図表 1-2-5 : 「文化芸術振興基金」財源別の造成実績	43
図表 1-2-6 : 文化芸術振興基金造成及び運用実績	43
図表 1-2-7 : 文化芸術振興基金の導入と経緯	45
図表 1-2-8 : 建築物美術装飾品年度別設置件数 (1995~2014 年現在)	46
図表 1-2-9 : 建築物美術装飾品年度別設置額 (1995~2014 年現在)	47
図表 1-2-10 : 建築物美術作品の年間設置現況 (2011 年度)	48
図表 1-2-11 : 建築物美術作品の建築物用途別の設置現況 (2011 年度)	48
図表 1-2-12 : 建築物美術作品のジャンル別の設置現況 (2011 年度)	49
図表 1-2-13 : 建築物美術作品ジャンル別設置詳細内容 (2011 年度)	49
図表 1-2-14 : 個別消費税 (入場関連) の主な品目別・地域別の申告現況	53
図表 1-2-15 : 文化芸術振興基金の事業評価対象の単位事業	69
図表 1-3-1 : スウェーデン芸術助成委員会調査に回答した自治体の内訳	78
図表 1-3-2 : 1%ルール of 適用に関する基礎自治体および県の回答	78
図表 1-3-3 : 1%ルール of 適用状況	79
図表 1-3-4 : 採用しているパーセントに関する基礎自治体および県の回答	81
図表 1-3-5 : 1%以外の割合を適用している基礎自治体および県の例	81
図表 1-3-6 : 1%ルール of 対象	82
図表 1-3-7 : 1%ルール of 適用手続きが確立されているかに関する	83
図表 1-3-8 : 2011 年に芸術家に提供された芸術表現の委託件数	84
図表 1-3-9 : 資金の管理と割り当てに関する基礎自治体および県の回答	85
図表 1-3-10 : 2011 年度の芸術制作への割当額	86
図表 1-3-11 : 進行中のプロジェクトの発注総額 (2011 年)	87

図表 1-3-12: 1%ルールの対象となる機関に関する基礎自治体および県の回答	89
図表 1-3-13: 1%ルールの廃止事例 (2009年現在)	90
図表 1-3-14: スウェーデンの付加価値税の概要	92
図表 1-3-15: 宿泊料や文化事業への付加価値税	92
図表 1-4-1: 宿泊税導入が可能な自治体の数	105
図表 1-4-2: 宿泊税額	106
図表 1-4-3: 宿泊税額	107
図表 1-5-1: 連邦レベル、州レベルでの「1% for Arts」の実施概況	113
図表 1-5-2: The Art in Architecture Program	114
図表 1-5-3: 全米における州政府による Percent for Art 施策	116
図表 1-5-4: アートプログラムが廃止または一時停止になった州	119
図表 1-5-5: 主な地方都市による“Percent for Art”プログラム	121
図表 1-5-6: ADF プログラム	133
図表 1-5-7: 壁画プログラム	135
図表 1-5-8: 文化地区イニシアティブ	136
図表 1-5-9: 文化施設基金	137
図表 2-1-1: 「文化のための1%システム」組織体系	144
図表 2-1-2: 「文化のための1%システム」実務プロセス	145
図表 2-1-3: 「文化のための1%システム」の文化的要素類型	146
図表 2-1-4: 「文化のための1%システム」の適用例	146
図表 2-1-5: 「文化のための1%システム」の適用施設数	147
図表 2-1-6: 「生活文化を創る1%システム」組織体系	149
図表 2-1-7: 「生活文化を創る1%システム」の基本テーマ	150
図表 2-1-8: 「生活文化を創る1%システム」の適用例	150
図表 2-1-9: 「文化高揚推進事業適用施設数」	151
図表 2-1-10: 「文化高揚推進事業の適用例」	152
図表 2-1-11: 「美しいマチをつくる事業適用施設数」	153
図表 2-1-12: 「美しいマチをつくる1%事業の適用例」	153
図表 2-1-13: 「公共施設修景・開放化事業適用施設数」	154
図表 2-1-14: 「公共施設・開放化事業」の適用例	155
図表 2-1-15: 「文化のための1パーセントシステム」の適用例	156
図表 2-1-16: 鹿児島方式の特徴	157
図表 2-1-17: 「かごしまの美とうるおいを創る事業」の適用例	158
図表 2-2-1: 入場税の変化推移	160
図表 2-2-2: 東京都宿泊税の概要	162

図表 2 - 2 - 3 : 宿泊税収入の推移..... 163

調査研究概要

1 調査研究の趣旨

文化庁では、2020年を目標とする「文化芸術立国」の実現に向けた「文化芸術中期プラン」を策定し、文化力の計画的な強化を図ることとしている。このプランにおいては、日本が有する世界に誇るべき有形・無形の文化財を「国力」と捉え、文化芸術の持つこうした力を国民・社会に広く浸透して、人々が活用できる仕組みをつくり、ひいては、日本再生に繋げることを目指している。

こうした方向の下で、「文化芸術立国」を目指す様々な施策を強力に進めていくため、文化政策に充当する財源の在り方を検討することが急務である。

現在の日本では見られない取組として、諸外国では、公共施設整備の実施に際し、総工費の1%を芸術的用途に充てることを定めた「1% for Arts」の仕組みが見られる。

このほか、文化施設の入場者に対して課される「入場税」や、ホテル宿泊費に対して課される「宿泊税」に関し、当該税による政府等の収入が文化政策の財源に充てられている事例が諸外国においては見られる。

こうした取組を参考にすることは、我が国が様々な文化政策を強力に進めるうえで、大きな意義がある。

こうした趣旨に則り、「1% for Arts」の取組や、文化政策に充当される「入場税」、「宿泊税」の取組を中心に、国内外の様々な文化政策の財源に関する事例の成果、課題を調査し、我が国において文化政策に充当する財源の在り方や、諸外国と同様の仕組みを導入することの可能性について検討する。

2 調査研究の内容

(1) 「1% for Arts」の取組事例の調査（過去の取組も含む。）

①諸外国の事例（フランス、韓国、スウェーデン、イタリア、アメリカ等）

②国内の事例（成果や課題）

（神奈川県、兵庫県、長野県、滋賀県、広島県、福島県、鹿児島県）

(2) 我が国における「1% for Arts」等の導入の可能性の検討

(3) 文化施設の入場者に対して課される「入場税」や、ホテル宿泊者に対して課される「宿泊税」に関して、当該税による政府等への収入が文化政策に充当されている諸外国の事例や成果、課題に関する調査（過去の取組も含む。）（フランス、韓国、アメリカ等）

(4) 我が国において文化政策に充てる「入場税」や「宿泊税」等の導入の可能性の検討

(5) 上記のほか、文化政策の財源を検討するうえで参考となる諸外国の特筆すべき事例や、成果、課題に関する調査

調査研究概要

3 調査方法

文献調査、ヒアリング

4 成果物

(1) 報告書 150 部

(2) (1) の電子データを収めた CD-R 1 部

5 有識者監修

本調査の特性に鑑み、以下4名の有識者に、意見聴取を行い、報告書の監修をいただいた。

氏名	所属・職位
枝川 明敬	東京芸術大学音楽学部 教授
太下 義之	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 芸術・文化政策センター 兼 経済・社会政策部 主席研究員/センター長
片山 泰輔	静岡文化芸術大学 文化政策学部 芸術文化学科 教授 大学院文化政策研究科長
辻 宏子	株式会社富士通総研 公共事業部

注：敬称略、五十音順

第1部 海外調査

第1章 フランス

1 文化政策概要

(1) フランスの文化行政概略

文化の保護・振興を国策とするフランスの文化政策は、17世紀のルイ14世治下に端を発する。国王による中央集権が強化される中で、文化を国の統一のための一策として確立し広めようという考えのもと、フランス語の保護や、ベルサイユ宮殿の建設に象徴される芸術家の招致・保護が盛んに行われた。文化が国家の戦略的要素と位置付けられ、中央集権的な文化政策の伝統が生まれた。

第二次世界大戦後1959年には、「文化省」が設立され、文人アンドレ・マルローが文化相に就任した。国家予算の1%を文化政策に充てるという政策目標はこの時に掲げられた。1981年のフランソワ・ミッテラン社会党政権下には文化予算が急増し、1990年代に文化予算は国家予算の1%に達し、その後も国家予算の1%強が国の文化振興策に用いられている。特に、この時代に文化相を長く務めたジャック・ラングは、文化予算を倍増させたほか、地方文化局の充実、芸術教育、多様なジャンルの音楽の振興、映画、ファッションなど、芸術の定義を拡大し、文化を一般市民に広く浸透させる政策を打ち出した。

以来、文化政策の基本的枠組みが変更されることはなく、文化に対する国の支援は維持されている。フランスはまた、対外的に「文化的例外」という、文化は単なる商品ではなく例外扱いすべきであるという強い主張をアピールしており、フランスの文化保護政策は経済のグローバル化の中でも特異な位置を占めていると言える。

現時点でも、文化の振興や普及において国が大きな役割を担っている点がフランスの大きな特徴と言えるが、近年の傾向として、国によるイニシアチブと並行して、地方自治体の主導による事業や、国と地方間の契約ごとの事業も増加している。また、文化事業の管理・運営方法が多様化しており、公的支援とともに民間のノウハウを利用したプロジェクトも増加している。

以下、フランスの文化予算を把握したうえで、法的な枠組みにより文化予算を確保する政策として「芸術のための1%」枠、地方自治体が観光資源の保護・開発の目的で徴収する間接税、特定の芸術的目的のために用いられる文化目的税、メセナ保護政策を介しての寄付の推進について概説する。

(2) 文化・コミュニケーション省¹予算

2006年より、政府予算制度は予算組織法（LOLF ; loi organique relative aux lois de finances）に基づき、政策目的ごとの構造となっている。各省においてミッション（mission、省単位の政策目標）、プログラム（programme、施策）、アクション（action、政策の具体的な実行）という3階層の枠組みの中で管理され、予算はミッションごとに議決・充当される。

現在、文化・コミュニケーション省では以下の3つのミッションが柱となっている。

①文化（Culture）
・文化遺産（Patrimoines）
・創造的活動と知識の普及（Création et Transmission des savoirs）
・文化の普及（Démocratisation de la culture）
②メディア、書籍、文化産業（Média, livre et industries culturelles）
③研究開発と高等教育（Recherche et enseignement supérieur）：プログラム「文化研究と科学文化（recherche culturelle et culture scientifique）」：研究開発及び教育は他の省庁との横断的ミッションで、文化部門における研究開発及び教育を担う。各省庁はそれぞれの分野における研究開発と教育への支援を行う。文化・コミュニケーション省では、特に国民教育省や高等教育・研究省（Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche）と連携して研究・教育機関への支援を行う。

2014年度の予算組織法案によると、文化・コミュニケーション省の予算は72億6,000万ユーロ（前年度比-2%）で、以下の内訳となっている。

図表1-1-1：2013-2014年度 文化・コミュニケーション省の予算

ミッション	プログラム	2013年	2014年	推移 (%)
文化	創造的活動	774.90	745.97	-3.7%
	歴史遺産	775.92	743.95	-4.1%
	文化普及・啓発	1,077.47	1,086.71	+0.9%
	計	2,628.29	2,576.63	-2.0%
研究	文化・科学分野の研究	118.57	118.09	-0.4%
メディア、書籍、文化産業	書籍、文化産業	267.42	262.18	-2.0%
	報道	514.36	458.57	-10.8%
	公共視聴覚媒体	3,881.48	3,846.73	-0.9%

¹ フランスでは、省庁は政権交代ごとに改編され、それにもとない名称も変更される。現在の名称は文化・コミュニケーション省（Ministère de la Culture et de la Communication）。

	計	4,663.26	4,567.48	-2.1%
	そのうちメディア予算	1,215.56	1,016.38	-16.4%
文化・コミュニケーション省予算		7,410.12	7,262.20	-2.0%

(単位 100万ユーロ、文化・コミュニケーション省 HP より作成)

2014年度予算の重点政策として、以下の4点が挙げられている。

- ①芸術・文化教育振興及び大学・専門学校など関連高等教育予算の強化
- ②2013年に引き続き、舞台芸術及び造形芸術の支援の強化
- ③緊縮財政への貢献（プロバイダー関連支出などの面で経費削減）
- ④文化遺産・創造的活動に関する政策の刷新

特に、2014年度予算では若年層への支援及び教育を重視しており、2013年度予算に比べ、芸術・文化教育に充当される予算は15%引き上げられている（上の表の「文化普及・啓発」及び「文化・科学分野の研究」の一部）。そのほか、文化関連の高等教育予算、舞台芸術関連教育予算、奨学金なども増加傾向にある。

また、地方への支援が重点目標として掲げられている。創造的活動と芸術の普及を目的とした舞台芸術への支援や、文化遺産保護のためモニュメントの修復とメンテナンスが目標とされている。

同様に、地方に設置されている国の既存の施設や新規施設の整備が行われる。

大規模な国の施設の改修プロジェクトとして、オペラ・コミック（l'Opéra Comique、予算1,020万ユーロ）、国立シャイヨー劇場（Théâtre national de Chaillot、予算500万ユーロ）などが挙げられている。

国と地方自治体が連携したプロジェクトの推進として、ラスコー遺跡センター（centre international d'art pariétal de Lascaux）開設計画、病院施設を改装してのギアナ文化センター開設、アルル美術学校、ストラスブール及びクレルモンフェラン建築学校、パリ管弦楽団ホール（la Philharmonie de Paris）建設などが予定されている。

（3）文化・コミュニケーション省の政策の実施運営機関

1977年より、各地方に設置された地方文化局（Directions régionales des affaires culturelles、以下 DRAC という）が地方における国の出先機関として文化省の政策を地方に伝えてきた。1992年2月6日付法により、DRACは地方機関となり、2010年6月8日付デクレ第2010-633号により、従来のDRACと県の建築課や遺産建造物課との統合により組織が刷新された。各地方にはDRACとその分所があり、国の文化政策を地方及び県において実施することをその使命とし、文化関連事業を広く担当する。介入分野は広く、地域の遺産建造物に関する研究・保全・振興、建築、芸術作品の創造と

伝播、書籍、芸術・文化教育、知識の伝達、文化の多様性、芸術・文化の普及、文化産業の振興、フランス語及びフランス国内言語の振興などがある。DRAC はまた、国土整備事業や持続可能な開発・社会結束事業にも参加し、公共政策評価も行う。

現代美術の分野では、創作への支援、作品の普及、芸術教育という3つの役割を担う。永年にわたるパリ一極集中のため、パリ市を含むイル＝ド＝フランス地方のDRACでは、文化・教育施設も他の地方に比べてきわめて多く、県単位での活動が行われている。アーティストへの支援として、創作活動資金の援助（材料費の負担、創作スペースの提供など）や居住施設兼アトリエの斡旋などの現実的な支援を推進している。また、地域内外において芸術作品がより自由に貸出しされるよう、現代美術地方基金（FRAC; Fonds Régional d'Art Contemporain）が作品の目録を作成し、その管理に務めている。

2 「1% for Arts」の取組

(1) 「1% for Arts」の成り立ち

「芸術のための1% (un pourcent artistique)」とは、公共建造物の施主に総工費の1%を、存命の芸術家による現代芸術作品の購入に充てる義務を課すものである。1936～1937年の人民戦線内閣の文部相ジャン・ゼイ (Jean Zay) が、芸術家の支援と文化遺産の充実を目的として、現代美術作品を身近なものにすることを提唱したのがこの制度の発端となっている。レジスタンス運動に参加し政治的関与も深かった彫刻家ルネ・イシェ (René Iché) の活動により、この「1%」の法的枠組みは芸術振興政策の一環として1951年に導入された。芸術家が建築家と共同で芸術的な生活環境を創造し、広く住民が現代美術に触れる機会を創出することを目的に策定され、制度導入当初は学校施設にのみ適用されていたが、1980年代に徐々に拡大され、現在ではすべての公共施設に適用されるようになった。以来、4,000人あまりのアーティストにより1万2,000点を上回る作品がこの枠組みの中で生まれている。

(2) 「1% for Arts」の概要

ア 法的根拠

現在の「芸術のための1%」制度は、2002年4月29日付デクレ第2002-677号²(2005年2月4日付デクレ第2005-90号による改正)に準拠する。2002年、2005年のデクレはいずれも、該当する建造物全体に対し、プロジェクトの選考方法及び選考の実施プロセスの枠組みを規定するものである。「芸術のための1%」枠での芸術作品の

² Décret n°2002-677 du 29 avril 2002 relatif à l'obligation de décoration des constructions publiques et précisant les conditions de passation des marchés ayant pour objet de satisfaire à cette obligation (<http://legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000409144>)

発注方法は、この2002年のデクレにより規定され、文化・コミュニケーション省の2006年の通達により運用が規定されている。付随する法的文書は以下の通りである。

- ・公共契約法典 (code des marchés publics) 第71条：「芸術のための1%」制度における契約締結方法 (入札手続を規定するもの)
- ・知的所有権法典 (code de la propriété intellectuelle) 第L112-2条
- ・「1%」デクレの適用に関する2006年8月16日付通達
- ・国土自治体一般法典 (code général des collectivités territoriales) 第L1616-1条：地方自治体の管轄になる建造物に関する「1%」制度の適用範囲を規定

イ 規定内容

同制度の適用が義務付けられる事案は以下の通りである。

- ・公共施設の建設または拡張工事
- ・公共施設の用途変更ともなう改修工事 (ここでいう「改修」とは、大規模な工事のことで、日常的な修繕やメンテナンスは含まれない)

施主は国または自治体、公共団体 (商業的性格のものを除く) と、それらの管理する公共施設の運営受託者である。国との間で委託契約を結んだ地方の高等教育機関などが施主となる場合もある。1983年の地方分権法により国から移行された権限の範囲内で施主となる地方自治体や自治体連合がこれに相当する。例えば、文化・コミュニケーション省から地方自治体に管理権限が移行された古文書・図書の貸出機関や、中央官庁である国民教育省から地方自治体に管轄権限が移管された高校 (地方が管轄) や中学校 (県が管轄) である。

商工業的性格を持つ公共機関 (EPIC ; établissements publics à caractère industriel et commerciale) でも「1%」制度を適用することができるが、その場合は公共契約法典 (code des marchés publics) の規定に従わなければならない。

ただし、建造物の性質上、この「1%」制度の義務付けから免れる公共施設もある。内務省や国防省の管轄する建造物の一部、そして病院施設の大部分がこれにあたる。

なお、デクレでは公共建造物に芸術的装飾を施す「義務」があるとしているが、この義務の不履行に対する制裁措置に関する言及はない。実際に「1%」枠を用いて芸術作品が発注されないケースも多く存在するが、「1%」を利用するかどうかの判断は施主の裁量に任されており、柔軟な運用が認められている。これには、地方自治体ごとの財政事情を尊重するという経済的な理由に加えて、芸術作品が建築と一体となって芸術的環境を作り出すことが重要という意味で、美術作品による装飾

が不要と判断されるケースも存在するため、ケースバイケースでの運用が望ましいとのことである。

この「1%」を義務付ける規定の存在により、施主にとって負担となるなどの批判はないかとの問いに対して、文化・コミュニケーション省の担当者は、制度自体に対する批判はなく、公共空間に美的要素を義務づけることに対しては国民全体のコンセンサスが得られていると思う、との回答であった。批判の対象となるのは制度ではなく建築や作品の質であり、こうした批判は常に存在する当たり前のことと認識されている。プロジェクト内容について説明をして反対意見を説得し合意を形成していくことがプロジェクト推進者の役割の一つとされているとのことである³。

ウ 「1%」の算出方法及び芸術作品選定・発注

プロジェクト最終案 (avant-projet définitif) 総工費の税抜き見積額の1%である。ベースとなる総工費に道路・ネットワーク敷設や測量・アンケート調査、動産設備部分の費用は含まれない。基礎部分はすべて総工費に含む。算出された1%の費用が発注される芸術作品の税込発注・購入価額となる。上限は200万ユーロと規定されている。

1%相当額が3万ユーロ未満の場合、施主は作家に対して新作を発注するか、または存命する作家の既存作品を選ぶことができる。1%相当額が3万ユーロ以上の場合、必ず新作を発注することとし、既存作品を選ぶことはできない。

1970年代までは、公共施設の建設や改修を担当する施工主や建築家が、そこに設置する1%枠の芸術作品まで選定することが多く、同じアーティストが何度も選出されるという結果がたびたび生じた。そうした芸術家を「1%芸術家 (artiste un pourcentiste)」と揶揄する声も聞かれたということであるが、現在では公共契約法に則って入札手続きで作品を選出するという慣行が定着し、アーティストの選出にあたり施主の責任において透明性が保たれている⁴。

エ 「1%」の用途

芸術作品のコンセプト・制作・搬入・設置に係る費用及び関連する税がここから捻出される。作品を建造物内に設置するために実施される施工調査費用は除く。選考からもれたアーティストに支払う補償や作品の宣伝費用も「1%」枠の中に含まれる。

オ 発注・購入の対象となる芸術作品

³ 以上、文化・コミュニケーション省 創造的活動総局 (Direction générale de la création artistique) 公共スペース整備事業部長ドミニク・アリス氏へのインタビューで確認。

⁴ 文化・コミュニケーション省 創造的活動総局内「芸術のための1%」事業部長クリスティーナ・マルシ氏へのインタビューで確認。

発注・購入の対象となる芸術作品は、以下の通りである。

- | |
|---|
| ① 1点しかないもの：版画作品のように複製が存在しないもの
② オリジナル作品であることが必須：コピー作品でないこと |
|---|

作品は、素描、絵画、彫刻、版画、写真、イルミネーション、インスタレーション、新技術を用いたものなど、形態を問わない。アーティスト自身が現場で作業をしてもよく、ランドスケープデザイン、家具などでもよい。

作品は、建築物と同じくらい存続性のあるものがよい。このためアーティストによるパフォーマンスは対象外となるが、持続可能なランドアートなどは検討の余地がある。

カ アーティストに対する要件

アーティストの作品の質が審査対象となるほか、行政的に、職業的義務を果たしているアーティストに限る。職業的義務とは、アーティストが居住国において社会保障受益資格を持ち、税務上の義務を果たし、職業遂行上必要とされる手続きを怠っていないということである。

応募時にアーティストが準備する書類は、それまでの業績により異なる。フランスでは、造形芸術分野において活動を始めるアーティストは、まず職業登録が必要である。具体的には、居住地の税務署が発行する事業申告書（文書名「*liasse P zéro*」）に記入し、フランス国立統計経済研究所（INSEE；*l'Institut National de la Statistique et des Études Économiques*、以下 INSEE という）に職業登録を行い、事業者番号「SIRET」と職種番号（APE；*Activité Principale Exercée*、アーティストの場合は 90.03A）の通知を受ける必要がある。作品の販売または著作権譲渡、契約締結が行われるとすぐに芸術家協会（*Maison des artistes*）に活動開始を申告する。芸術家協会はアーティストを登録し、その登録番号を通知するという手続きを踏む。収入を得たときは、それに相当する社会保険料を協会または作家社会保障機関（*Agessa ; organismes de sécurité sociale des artistes auteurs*、以下 *Agessa* という）に対して支払う。つまり、フランスに居住するアーティストは、以下の3要件を満たす必要がある。

- | |
|---|
| ① 職業登録（「 <i>liasse P zéro</i> 」）及び芸術家協会への登録（協会が発行する受付文書）
② INSEE の事業者番号「SIRET」と職種番号の通知を受ける。
③ 芸術家協会または <i>Agessa</i> による社会保険料受領証明を所持している。 |
|---|

ランドスケープデザインや家具など、造形芸術とは異なる制度（個人事業主、自由業など）に属する職種の場合も同等の証明書の提出が必要となる。

外国人アーティストの場合は、居住国の所轄機関が発行する同等の文書が必要とされる。

いずれのケースにおいても、社会的・職業的な資格を持っていることと、職業的な能力の2点を証明する必要があり、施主は公示にあたり、アーティストに関する要件を明示することになっている。

技術的な理由から特定のアーティストしか想定できない場合を除き、アーティストは公募により選ばれる。公募は、施主や公共契約専門のウェブサイトを紹介して行われるほか、掲示板、美術・文化関係の専門誌、地方紙・全国紙、プロジェクトの規模によっては外国のメディア上でも行われる。文化・コミュニケーション省のウェブサイト上にも DRAC 経由で寄せられたフランス全国の公募情報が掲載されている⁵。国が施主の場合、政府の公共契約サイト⁶や官報⁷にも公示される。

キ 公告（公募情報）の内容

公告は、施主となる機関の芸術担当委員がプロジェクト内容を記述し、作品の性質と設置場所を明示する。また、書類選考の後、最終審査で作品のプレゼンテーションを行うべきアーティストの人数や、応募方法、応募書類の内容・フォーマットなどを明示する。

ク 応募書類

応募者は、芸術委員が作成し施主が承認した公募の指示に準じて書類を準備する。一般的に以下の書類が求められる。

○作品に関する書類

- ・履歴書
- ・アーティストの職業資格を示す書類
- ・作品に関する最新の解説書類とビジュアル資料（展覧会のカタログや CD、DVD、写真など）
- ・志願レターまたは発注内容に関するコメント

○行政書類：公共契約を結ぶにあたり応募者の資格を保証するもの

- ・過去5年にわたり労働法に鑑み処罰の対象となっていない旨の申告
- ・応募願書：応募者の身元／企業 ID を特定するもの
- ・応募願書：応募者の財政状況、レフェランス、資格を示すものと、競合回避条項、社会的・税務上の義務を果たしている旨の申告（Maison des artistes が発行する証

⁵ <http://www.culture.gouv.fr/culture/dap/dap/unpourcent/index.php>

⁶ <http://www.marches-publics.gouv.fr>

⁷ <http://www.journal-officiel.gouv.fr>

明書)

ケ 公募手続きの流れ

施主となる機関が編成する芸術担当委員会が応募者のプロジェクト内容を審査し、その意見をもとに施主がプロジェクトを選出する。芸術担当委員会は7名の委員からなり、構成は以下の通り。

- ・ 施主（施主の長で、委員長となる）
- ・ 施工主
- ・ 建造物の利用者代表
- ・ 施主により指名された有識者
- ・ DRAC 局長
- ・ DRAC 局長により任命された有識者2名（そのうち1名は芸術家団体により作成されたリストから選出）

ここでいう有識者とは、創造に携わる個人（美術評論家、美術史家、展覧会コミッショナー、アートディレクター、アーティスト、都市計画プランナー、建築家など）である。建築物の所在地の市町村助役も、諮問役として委員会に参加することができる。施主は、「1%」全国委員会にアドバイスを求めることもできる。ただし、「1%」全国委員会は、きわめて大規模なプロジェクトに限って文化・コミュニケーション省のイニシアチブで特別に招集されるもので、現時点ではほとんど開催されていないとのことである。過去にこの全国委員会が招集されたケースとして、オペラ・バスチーユ、フランソワ・ミッテラン新国立図書館などがある⁸。

この芸術担当委員会の構成員の中でも、利用者代表の声は非常に重要視されているとのことである。この「1%」が、美術館の中にある芸術品ではなく「日常生活の中の芸術」を指向するものである以上、その建造物を日常の居場所とする人の意見は最重要事項とみなされる。建物の機能や用途を熟知した利用者にとって邪魔と感じられるものは、芸術的な価値があっても好ましくないとされる。「1%」枠を利用する建造物は学校施設が多いが、この場合の利用者代表は学校の校長が務めることが多い⁹。

審査の結果、最終選にもれたアーティストには、施主から補償金が支給される。補償金は公示の際に明示されているが、プロジェクトの進捗によっては、引下げ交渉が行われることもある。

⁸ 文化・コミュニケーション省 創造的活動総局（Direction générale de la création artistique）公共スペース整備事業部部長ドミニク・アリス氏へのインタビューで確認。

⁹ 以上、文化・コミュニケーション省 創造的活動総局内「芸術のための1%」事業部クリスチーナ・マルシ氏とのインタビューで確認。

1%相当額が3万ユーロ未満で既存の作品を購入する場合、手続きの簡略化を目的として、芸術担当委員会を組織する必要はない。この場合、購入にあたり、施主は建築家、ユーザー代表、DRAC局長の3名への諮問を行う。ただし、この簡易手続きは義務ではなく、施主は3万ユーロ未満の作品購入目的でも芸術担当委員会を組織することができる。

購入に際しては、画廊を介することが望ましいが、アーティストの意向によっては個人からの購入となる。既存作品の購入は、公共契約締結の対象外となっているため、入札手続きを踏む必要はない¹⁰が、施主は文化・コミュニケーション省のウェブサイトなどを通じて公募を行うこともできる。

実際に、文化・コミュニケーション省やDRACは、これまでに「芸術のための1%」枠による事業運営の経験がない地方自治体から、公募手続きに関してノウハウ面での支援要請や相談を受けることもあり、中には公募の必要がないケースでもアドバイスを求められることがあるという¹¹。

コ アーティスト決定告知

芸術担当委員への諮問ののち、施主が作品を選定する。施主は必ず理由を明示したうえでアーティスト決定の通知を応募者に通知する。税抜き事業費23万ユーロ以上のプロジェクトについては、欧州委員会出版局 (l'office des publications de l'Union européenne) に通知される。

サ 発注契約

アーティスト決定後、施主とアーティスト間で契約を締結する。契約書には作品の制作手順や設置方法、報酬が記述される。営業権の譲渡 (cession des droits d'exploitation) についても記載できる。複製権 (droits de reproduction)、代表権 (droits de représentation) は知的所有権法に基づき交渉され契約に盛り込まれる。施主が作品を商業的に使用する場合 (作品の意匠を用いた商品などを売り出す場合など)、契約にはその使用条件が明記される。

フランスでは著作権は著作財産権 (droits patrimoniaux) と著作者人格権 (droit moral) からなるが、そのいずれもが作者に属しており、施主はその物的支援 (support matériel) を提供するに過ぎない。このため作品の移動にはアーティストの許可が必要であり、作品の保守にも注意を要する。したがって、契約締結時に、作品の将来的な取扱いや技術的なメンテナンス方法についても交渉を行い記載しておくことが望ましいと

¹⁰ 公共契約法典第1部第3条第11項による規定。

¹¹ 同上ドミニク・アリス氏とのインタビューで確認。

される。ランドスケープデザインなど、作品が変容していく可能性があるものについては特に注意が必要とされている。

また、作品が広く一般に理解されるよう、作者のプロフィールやコメントが作品とともに展示されることが多いため、その内容についても確認を要する。夜間の照明についてもアーティストと交渉のうえ決定する。

以上、アーティスト及び作品の選定は、建造物の建設・改修工事見積りの段階から手続きが開始されることになり、建築家によるプロジェクトと、アーティストによる作品の制作・設置の2つのプロジェクトが並行して進められることになる。建築家の意向と「1%アート」作品との間に齟齬が生じないように、プロジェクト進行プロセスにおける芸術担当委員会は重要な役割を担う。建築家とアーティストの間で意見が噛み合わないこともあるが、委員会が調整を行い、両者とも最終的には施主の決定に従う。

(3) 「1%アート」事例

ア パリ郊外リル＝サン＝ドニ市の現在進行中のプロジェクト

公共建造物の建設と「1%アート」の最近の事例として、以下、パリ北部郊外のリル＝サン＝ドニ (L'Île-Saint-Denis) 市の文化センターの例を紹介する。

この文化センターは、書物だけでなくオーディオビジュアル、ITなど複合的なメディア利用を提供する図書館と美術学校を含むもので、当該地域の広域連合が形成する混合経済会社「SEM プレーヌ・コミュニン・デヴェロップマン (Plaine Commune Développement)」が施主となり、入札により選ばれた建築事務所ダヴィッド・デヴォ (David Devaux) が施工を担当した。1,595平方メートルの敷地に780平方メートルの建築面積を持つ。図書館部分の事業費329万ユーロのうち、イル＝ド＝フランス地方が131万ユーロ、国が48万240ユーロを負担した。

1%枠のアート作品として、ヴァンサン・ガニヴェ (Vincent Ganivet) 氏の作品が施主の芸術担当委員会構成員の満場一致で選出された。作品は、コンクリートの巨大で不安定な3つの輪を組み合わせたもので、現在制作が進められている。ガニヴェ氏は1976年生まれの手前アーティストで、リル＝サン＝ドニ市に在住している。契約はパリのイヴォン・ランベール画廊 (Galerie Yvon Lambert) がアーティストの代表として締結している¹²。

2014年1月18日には、同市において、市立文化センターの開館式が行われた。開館式では、模型を用いてアーティスト自身による作品の解説が行われ、その後のレセプションでは、アーティストを含むプロジェクト関係者と、市民の交流パーティーが行われた。

¹² 画廊ウェブサイト上で作品が閲覧できる (http://www.yvon-lambert.com/2012/?page_id=77)。

このように、プロジェクト推進者及びアーティストとユーザーとの接点を設けることは非常に重要とされている。文化・コミュニケーション省公共スペース整備事業部主任ドミニク・アリス氏は、「理解されない／愛されない芸術作品は、作品にとって不幸であるばかりか、その価値を失うことになる。作品が市民に受け入れられるよう、作品の内容や意図をアーティスト自身が説明し、その建物の利用者が愛着を持って見るように計らうことが必要である。そうすることにより、その作品は長期にわたって大切にされるようになる。メンテナンスや、必要であれば修繕を行うこともあり、それにとまなう支出も発生するが、施政者や市民が作品を維持していきたいという意欲を持つことが必要である。1%枠を使って芸術作品を設置しても、時が経つにつれてメンテナンスが行われず放置されていく作品もないわけではない。この意味で、こうしたイベントを開催して作品の価値を市民に共有してもらうことが大切である」と指摘している。リル＝サン＝ドニ市の事例では、アーティストが地元に住居することも手伝って、イベント開催にも力が入っていたようである。

イ カトー＝カンブレシス市 マチスのステンドグラス「ミツバチ (Les Abeilles)」

アーティストゆかりの土地に作品が設置されたケースとして、マチスの生まれ故郷であるノール県カトー＝カンブレシス市 (Cateau-Cambrésis) にあるマチス幼稚園 (école maternelle Matisse) のステンドグラスが挙げられる。「1%アート」の成功例としてよく引き合いに出される作品で、長期にわたりメンテナンスされている、上述アリス氏の言う「市民に愛される幸せな作品」例である。

マチスのステンドグラス作品「ミツバチ (Les Abeilles)」(1954-1955) は、カトー＝カンブレシス市が (美術館以外の) 公共の場に保有する唯一のマチス作品で、幼稚園の建設時に「1%」枠を使って設置された。もとは南仏のヴァンスにある教会の礼拝堂向けに構想されていたものだが、マチス自身が幼稚園の一部として作品を練り直し、最終的に園内遊戯室に設置された。アーティスト自身が、「このステンドグラスは象徴的な価値を持つ。私は人間に喜びを与えるという夢を持っているが、この作品を通じてカトー＝カンブレシスの街に光の精のような色彩を作りたいかった」とコメントしているように、故郷への愛着を込めた作品だったようである。

この作品は2008年に修復が行われ¹³、毎年9月にフランス全国で開催される「歴史遺産の日 (Journée de Patrimoines)」¹⁴にはガイド付きで一般公開されている。

ウ フランソワ・ミッテラン新国立図書館 (1997年) と「1%」作品群

¹³ 修復風景をスライド写真で閲覧できる (http://photos.lavoix.com/main.php?g2_itemId=37358)。

¹⁴ 1984年に文化相ジャック・ラングにより創設されたイベントで、国内の歴史的建造物が毎年9月中旬の週末に一般に無料開放される。市庁舎、官公庁、議会、教会、モニュメントなど、国内3,000カ所以上の建造物 (通常は非公開のものと、博物館など通常は有料のものがあるが、いずれも無料) が公開され、ビジター数は1,000万人を上回る。フランス国内での成功により、近隣国にも同様の運動が広がっている。

その他、大規模プロジェクトにおける「1%アート」の例と、フランソワ・ミッテラン新国立図書館(1997年)のために発注された作品のうちいくつかを紹介する。

主な作品には、マーシャル・レイス (Martial Rse) の「言葉をかけて、そうすれば病は癒える (Donne-moi une parole et je serai guéri)」(1996)、クロード・ヴィアラ (Claude Viallat) の「無題 (Sans titre)」(1996)、ルイズ・ブルジョワ (Louise Bourgeois) の「あなたと私 (Toi et moi)」(1997)、ジェラルド・ガルースト (Gérard Garouste) の「露ーセルバンテスへのオマージュ (La Rosée -hommage à Cervantès)」(1997) 等がある。

文化・コミュニケーション省では、2014年から毎年9月に開催される「文化遺産の日」にこれらの「1%アート」を一般公開対象とすることを決定し、現在準備を進めているとのことである。

「芸術のための1%」制度の導入にあたっての目的は、芸術家を支援すること、芸術を開かれたものにするのであった。芸術家にとって作品制作と発表の機会が与えられることになり、それが公共の場に設置されて美術館に行かない住民の目にも触れるようになるという当初の目的は達成されていると言える。制度の運用の過程で、マルセル・デュシャンが「美術館にあるはずのないものを美術館に持ち込むこと」¹⁵をしたときに物議を醸したように、その逆である「美術館の外に芸術作品を出すこと」もまた、抵抗や批判を受けることがあったが、それでも制度が存続しているのは、国民がこの制度を理解し効果を認めているからだ、と文化・コミュニケーション省創造的活動総局公共スペース整備事業部のアリス氏は言う。

制度導入から60年あまりが経過しているが、当初は学校施設に限って適用され教育的な色合いが強かったものが、1980年代の地方分権化の流れとともに、国土整備や地域活性化の目的も持つようになってきている。経済危機の折、文化という「必需品ではないもの」に公的財源が投じられることへの批判や懸念はあるかとの問いに対し、上述のアリス氏は「文化事業は採算性が低いとよく言われるが、長期的に見て文化に投資することには意味があり、実質的な経済効果がある¹⁶。ルーブル・ランス別館やポンピドゥセンター・メッス別館などの例を見ても分かるように、文化施設への投資により再生した地方は多い。文化事業への投資は有効であるということを多くの地方自治体が理解している」とのことであった。

(4) 成果や課題

¹⁵ 例えば、便器に「泉 (Fontaine)」という題がつけられた作品 (1917年) と当時の美術関係者の拒否反応は有名である。

¹⁶ 2014年1月、経済・財政省と文化・コミュニケーション省の合同報告書「フランス経済への文化の貢献 (L'apport de la culture à l'économie en France)」が公表された。フィリペティ文化相のコミュニケがHP上で閲覧できる。

(<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Actualites/Missions-et-rapports/L-apport-de-la-culture-a-l-economie-en-France-rapport>)。

文化の普及という点から、1%アート作品の果たす役割は大きい。地元で根付いた作品が数多く生まれ、住民に親しまれるかたわら、観光資源として機能している例も見受けられる。文化・コミュニケーション省及びDRACでは、広く開かれた芸術を目指して、学校施設など普段は立入りが制限された場所に設置された作品を「文化遺産の日」に一般公開していく方針である。

建造物とその装飾が一体化した芸術的環境を創造することを理想とした制度である一方で、その実際の運用においては、建造物のプロジェクトがまず選出され、それに合った芸術作品が後から選ばれるという手順を踏む。このため2つのプロジェクトが並行して進められることになるが、そのプロセスの中で、建造物の担当者である建築家の意見がより重視される傾向が強く、実際に建築家自身が建造物の装飾についても指示することが一般的だった時代もある。現在では、理論的には建築と美術作品の2つのプロジェクトには主従はなく、建築家もアーティストも施主の意向に従うことと規定されているが、装飾に関して建築家から不満の声が聞かれることが多いという。建築と美術作品が調和し一体となった建造物を提供するためには、初期段階からその全体像を描く必要があり、公募制度の見直しを望む意見もある。

3 宿泊税

文化財源確保の目的とは多少異なるが、地方自治体総合法典（Code général des collectivités territoriales）第 L2333-26 à L2333-28 条、第 R2333-43 à D2333-49 条に準拠し、自治体によっては、観光資源の保護・運営財源に貢献することを目的として、宿泊税（taxe de séjour、直訳すると「滞在税」）を徴収することができる。

世界中から年間 7,400 万人の観光客が訪れるフランスでは、観光産業の振興が地域経済に大きなインパクトを持つ。宿泊税は自治体の観光開発にとって重要な財源の一つである。

宿泊税は 1910 年に創設された地方間接税である。観光資源・環境保護重点地域に指定された地域において、自治体（市町村、広域市町村、県）単位で導入されている。税収は当該地域の観光開発に充当される。

宿泊税導入が可能な市町村（または広域市町村）は、以下の通りである。

- ・ 指定観光地区（les stations classées）
- ・ 観光重点市町村（les communes touristiques）
- ・ 海浜地域の特定の市町村（certaines communes littorales）
- ・ 山岳部の特定の市町村（certaines communes de montagne）
- ・ 観光開発事業または自然保護事業を推進中の市町村

また、県では、市町村が徴収する宿泊税に10%の追加税を課することができる。徴収は同時に行われる。

課税対象となる宿泊施設は、以下の通りである。観光客が以下の施設で1泊/1人ごとに支払ったのち、宿泊施設が自治体に支払う。

- ・ホテル
- ・家具付きの短期貸アパート、バカンス村
- ・民宿
- ・キャンプ場
- ・ヨット停泊所

以下の宿泊者については非課税となる。

- ・13歳未満の子ども
- ・観光施設で一時的に働く国の職員（救助隊員など）
- ・特定の社会扶助受益者（ホームヘルパーサービスを受益する高齢者、身体障害者または障害者・社会復帰準備施設の居住者）

自治体の判断により部分的または全面的に非課税となる場合もある。

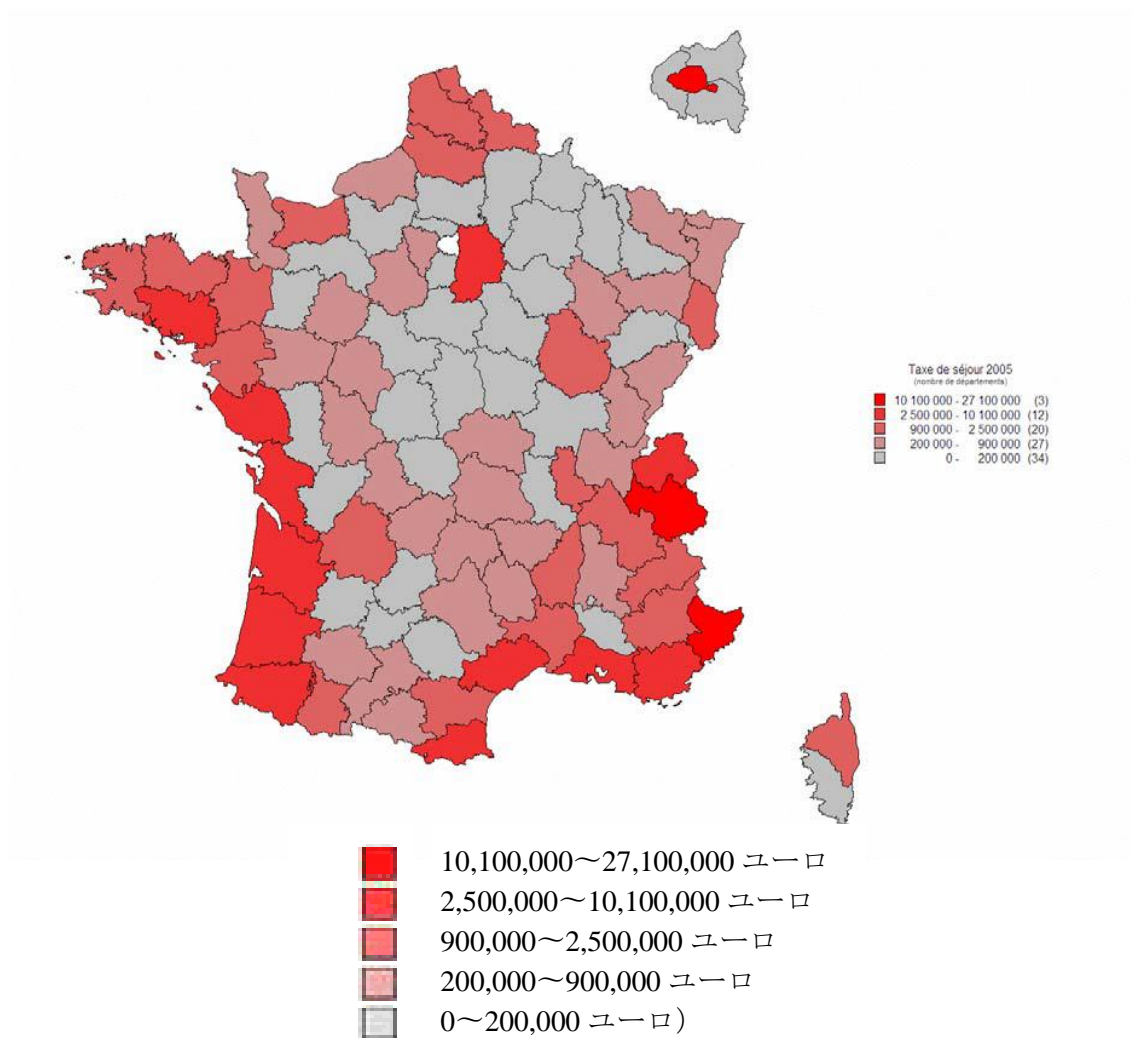
- ・バカンスクーポン保持者
- ・13歳から18歳までの子ども
- ・観光施設運営スタッフ
- ・自治体の規定する限度額を下回る宿泊料の施設に滞在する観光客

上記の非課税対象者・機関はしかるべき証明書を提示する。また、場所によっては傷痍軍人や病人及びその付き添いも非課税となる。また、大家族（famille nombreuse、18歳未満の子ども3人以上を含む家族）は割引対象となる。

税額は、市町村議会で決定される。1人あたり1泊ごとに0.20～1.50ユーロで、宿泊施設のタイプとその利便性により異なる。宿泊税は施設に掲示し、滞在費の領収書に記載しなければならない。

宿泊税を導入する自治体の数は増加傾向にある。2008年時点で、宿泊税を導入している自治体は、2,383市町村、528の広域市町村（EPCI ; Établissement public de coopération intercommunale）を数える。これらの自治体の税込総額は1億6,800万ユーロに上る。

図表1-1-2：地方自治体が徴収する宿泊税による県ごとの税収（2005年）



出典 経済産業省報告書「観光と地方財政（Tourisme et finances locales）」（2008）¹⁷より

パリ及びコートダジュールやバスク地方など沿岸部の観光地、またアルプス地方などのリゾート地での徴収が目立つ。

その他、観光資源の保護・運営目的で、カジノ入場料、スキー場のリフト税等も宿泊税と同様に地方自治体により徴収される。カジノについては、カジノ施設売上税の75%に対して10%課税し、観光財源として充てられる。スキー場も同様に、リフト券売上高

17

http://archives.dgcis.gouv.fr/2012/www.tourisme.gouv.fr/stat_etudes/etudes/territoires/tourisme_financeslocales.pdf

の3%を限度に地方自治体が課税することができ、その税収がスキー場の管理財源となる。

4 その他の文化政策財源

(1) 文化関連目的税

フランスの文化関連財政では、一般市民による文化の消費もまた、文化財源の一端を担っている。文化関連の入場料や商品の売上高の一部は税として回収され、文化関連運営機関・団体に還元されている。

下表は、2013年度予算における文化関連特別税による税収の内訳(2012年度は実績、2013年度は2013年度予算の内容)である。

図表1-1-3：文化関連の税収

	2012年度	2013年度
私立劇場支援協会 (ASTP ¹⁸)	6.15	6.25
国立歌曲・歌謡曲・ジャズセンター (CNVJ ¹⁹)	23.00	23.00
国立映画・映像センター (CNC ²⁰)	708.78	721.75
国立書籍センター (CNL ²¹)	34.70	34.70
国立予防考古学研究所 (INRAP ²²)	77.30	83.00
国立モニュメントセンター (CMN ²³)	8.00	8.00
文化関連目的税収入 計	857.93	876.70

(単位 100万ユーロ、出典 2013年度予算法付録)

最もよく知られている例は、国立映画・映像センター (Centre national du cinéma et de l'image animée、以下 CNC) である。CNCは映画入場料に含まれる税を原資として映画製作者に対して様々な助成を行っている。民間から拠出された資金を再分配して映画制作を支援する「自動助成制度」であり、これによりフランス映画の基盤が支えられている。

CNCは、映画産業保護の目的で1946年10月25日付法により創設された団体で、発足当初、映画は産業として位置づけられており産業省の所轄であったが、その後文化

¹⁸ Association pour le soutien du théâtre privé

¹⁹ Centre national de la chanson, des variétés et du jazz

²⁰ Centre national du cinéma et de l'image animée

²¹ Centre national du livre

²² Institut national de recherches archéologiques préventives

²³ Centre des monuments nationaux

省の設立とともにその直轄団体となった。CNCの予算は映画部門と映像（テレビ）部門に二分された。

自動助成は、上映される作品の入場者数に一定係数をかけて税収とし、その一部を映画産業に還元するもので、1948年に導入された。CNCは映画館から入場税（*taxe sur le prix des entrées en salles de spectacles cinématographiques*、一般にTSAと呼ばれる）を徴収し、それを作品プロデューサーに還元して映画制作の支援を行うもので、還元を受けたプロデューサーはそれを次回作の製作費に充当する。税率は映画入場料の10.72%（18歳未満禁止カテゴリーは16.08%）、テレビ局の売上高（公共テレビも含む）の5.5%、そしてビデオ・DVDの総売上高の2%となっている。2013年、これら特別税収の総額は7億ユーロに上った。

CNCと同様に、一般消費者が支払う入場料や購入費用の一部を回収して同セクターの財源に充てている機関や団体として、国立予防考古学研究所、国立書籍センター、国立歌曲・歌謡曲・ジャズセンター、国立モニュメントセンター、私立劇場支援協会がある。

（2）メセナ

ア メセナへの優遇措置

国の文化財源が減少傾向にあるのに対し、近年文化事業の財源として伸びを見せているのが、企業や個人からの寄付である。企業や個人メセナによる寄付の躍進の背景には、メセナに対する優遇措置を強化した「メセナ、任意団体、基金に関する2003年8月1日付法第2003-709号（当時の文化相の名前をとって通称アイヤゴン法（*loi Aillagon*）と呼ばれる）」がきっかけとなったと言われている。

アイヤゴン法では、メセナへの優遇税制強化措置として、寄付額を課税対象所得から控除するのではなく、寄付額を所得税・法人税から控除するもので、個人・企業を問わず、寄付により税制上の大きなメリットを受けることができるようになった。ちなみにこれは文化事業への支援に限らず、社会貢献、環境保護、スポーツ振興などに対する公益事業すべてが対象となる。

税務上の優遇措置を受けるためには、メセナは以下の3つの条件を満たしていることが求められる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①現実的（金銭的・物的）な支援であること②無償であること²⁴③公益性があること |
|--|

また、メセナの種類として、3種類の寄付方法が認められている。

²⁴ この点で、協賛（*parrainage*）やスポンサーシップ（*sponsoring*）とは異なる。

図表1-1-4：メセナの種類

①金銭的メセナ (mécénat financier)	金銭的な寄付 個人メセナ及び企業メセナがある。
②物的メセナ (mécénat en nature)	場所・資材・機器の提供 主に企業メセナが中心
③能力的メセナ (mécénat de compétences)	職能・ノウハウの提供 主に企業メセナが中心だが、中小企業による貢献が期待できる。

イ 企業メセナに対する優遇税制措置

フランスで納税義務を有する企業が公益団体に寄付を行った場合、法人税（企業の形態によっては所得税）からの減税措置が適用されるほか、特定の報酬や特典（広報活動などのサービス）を寄付の対価として受け取ることができる。

法人税の減税額は寄付額の60%で、税抜売上高の0.5%を上限とする。0.5%を上回った場合は、5年を限度に次年度への繰越控除が可能である²⁵。

減税措置のほかに寄付を受けた団体から受け取ることができる報酬は、「寄付した額に比べて不均衡な額（寄付額4に対し1程度）」でなければならないとされる。具体的には寄付をした事業の宣伝活動にメセナ企業のロゴを掲載すること、入場券の配布、カタログ進呈、スペースの提供などを指すが、これらの費用が寄付額の25%を上回らないことと規定されている。

ウ 個人メセナに対する優遇税制措置

課税対象となる所得の20%を控除額の年間上限として、寄付額の66%が所得税額から控除される。20%を上回った分は翌年度に繰り越して控除される。この繰越しを認めることで、毎年少額の寄付を行う人だけでなく、期間において高額な寄付を時々行う個人にも減税のメリットを付与することになる。その他、企業の従業員が自社（または自社グループ）の財団に寄付を行った場合も減税対象となる。

減税措置のほかに、寄付を行ったことに対する報酬や特典についてもある程度のメリットを受けることが認められている。これらの報酬や特典は、寄付額の25%を上回らない限り受け取ることができるとされている。これらは一般に、金銭ではなく「微少な財物 (menus biens)」と呼ばれる、カタログ、カレンダー、バッジ、入場券などであることが多い。個人メセナの場合、2011年よりこの報酬額の上限は65ユーロと規定されている。

エ その他の優遇措置

²⁵ 租税法第238-2-1条

企業・個人の別を問わず、以下の優遇措置がある。

(ア) 私設の歴史建造物

改修工事やバリアフリー工事のため、私設の歴史建造物に対し個人が寄付を行う場合は、その歴史建造物が所有者によって保守・管理され10年以上の間一般に公開されているという条件付きで、減税措置が適用される²⁶。

(イ) 舞台芸術と現代美術展

公共・私営の別を問わず、非営利の舞台芸術（演劇、コンサート、ダンス、映画上映、サーカスなど）・現代美術展運営団体は個人メセナからの寄付を受けることができる。個人メセナは寄付額の66%が所得税額から控除される²⁷。

(ウ) 富裕連帯税（ISF ; *impôt de solidarité sur la fortune*）からの控除

公益財団または研究機関、高等教育機関、芸術教育機関への寄付を行った場合、年間5万ユーロを上限に、寄付額の75%を連帯富裕税から控除することができる²⁸。

(エ) 相続税減税

2003年8月1日付法第8条により、公益団体、国、地方自治体またはその公営団体に相続人が寄付を行った場合、相続税が減税となる。相続税の課税対象となるすべての財物（動産、不動産を含む）の価額から、相続人が行った寄付額を控除して税額が算出される。寄付額は、金銭的な寄付だけでなく、美術品のコレクションなどの現物寄付も含む。現物寄付の価額算出にあたっての鑑定費用は相続人の負担となる²⁹。

(オ) 国宝（*trésors nationaux*）または重要文化財（*œuvre d'intérêt majeur*）購入のための支払い

国宝の購入の場合、租税法典第238 bis-0 A条に基づき、法人税から支払い額の90%を、重要文化財の場合は40%を控除することができる。この場合、購入した作品は10年間フランスの美術館で展示することが義務付けられている。

(カ) 企業による現代美術作品及び楽器の購入

租税法典第238 bis AB条では、存命するアーティストのオリジナル作品を購入し固定資産とする企業は、購入年とそれ以降の4年間、売上高の0.5%を上限に課

²⁶ 租税法第200-2-2条

²⁷ 租税法第200-1-f条

²⁸ 租税法第885-0V-2条

²⁹ 租税法第788条

税対象となる売上高から購入額を控除することができる。控除が認められている期間中、作品は公共の場あるいは事務所以外で従業員または顧客の目にふれる場所で公表されることとする。楽器の購入についても同様に、上述の減税措置を受けられる。楽器はプロの演奏家、パリまたはリヨンの高等音楽院の学生、その他の音楽院・音楽学校の第3課程の学生に無償で貸与しなければならない。

オ メセナ活動の事例

以上のように、フランスではメセナに対する優遇措置は従来に増して強化され、よりフレキシブルな寄付が行われるようになった。個人や中小企業にとってもメセナ事業が身近なものになったが、これは欧州内の近隣諸国に比べてフランスの大きな特徴となっており、新しいタイプの文化事業運営手法が現れている。

図表1-1-5：企業メセナへの優遇税制措置の国際比較

国	優遇措置の内容	上限
ドイツ	課税対象から控除	課税対象の20%または売上高の0.4%（5年間繰越し可）
ベルギー	課税対象から控除	50万ユーロを上限に純益の5%
スペイン	法人税から寄付額の35~40%を控除（寄付内容により異なる）	課税対象の10%（10年間繰越し可）
米国	課税対象から控除	10%
フランス	従来の制度：寄付額を課税対象から控除	受益者の性質に応じて売上高の0.225~0.325%
	2003年8月1日付法以降：法人税から公益事業への寄付額の60%を控除	売上高の0.5%（5年間繰越し可能）
	現代美術作品及び国宝購入に関する特別措置	
	一般公開されるコレクション購入の場合、寄付額の90%、企業内コレクションの場合40%の控除	税額の50%
イタリア	課税対象から控除	国内の寄付総額が一定額を超えた場合（2003年は5,170万ユーロ）、受益者は国税局に一部を納付
ルクセンブルク	課税対象から控除	50万ユーロまたは所得の10%
英国	財団への寄付（チャリティー）は、	上限なし

	課税対象から控除	
スウェーデン	控除なし	—
スイス	課税対象から控除	10%

(出典 文化・コミュニケーション省 HP³⁰)

こうした法人税・所得税減税措置が、企業や一般市民にとってのメセナ推進の後押しとなっている。特に大企業にとっては、こうしたメセナ活動は、企業イメージにより付加価値を創出するためのツールとなっている。以下は事例である。

(ア) BNP パリバ銀行 (BNP-Paribas)

同行の美術コレクションと修復目録を作成して公開しているほか、サーカス、ジャズ、現代舞踊の分野における創作を支援している。アンジェリン・プレルジョカージュ (Angelin Preljocaj) ダンスカンパニーやリヨンのダンス専門劇場への支援やクラシック音楽のフェスティバルへの協賛はよく知られるところである。

(イ) ソシエテ・ジェネラル銀行 (Société Générale)

150万ユーロを同行の主催する「ソシエテ・ジェネラル音楽メセナ協会 (association Mécénat musical Société Générale)」に充てており、音楽教育及びコンサート・フェスティバル支援、出版を行っている。また、15年来のメセナ活動により、現代美術のコレクションを保有し、30万ユーロを本部で公開される美術作品の購入に充てている。

(ウ) 総合石油企業トタル

原油産出国の文化の紹介と保護を目的として、トタル財団 (Fondation Total) を通じてアラブ世界研究所 (Institut du monde arabe)、ケ・ブランリ美術館 (musée du Quai Branly) の支援を行っている。また、歴史遺産財団 (Fondation du patrimoine) を通じて国内の歴史建造物の修復を支援しているほか、文化的催しに接する機会の少ない地方の農村地域に暮らす児童を対象に、バレエやオペラを体験し、オペラ座のアーティストに接する機会を設けて文化に親しんでもらうことを趣旨とした啓発プログラム「学校とオペラ座の10か月 (Dix mois d'école et d'opéra)」を推進している³¹。

(エ) ゼネコンのエファージュ社 (Eiffage)

³⁰

<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Mecenas/Entreprises/Comparaisons-internationales>

³¹ <http://www.operadeparis.fr/activites-pedagogiques/10-mois-d-ecole-et-d-opera>

職能メセナとしてパレ・ロワイヤルのダニエル・ビュラン (Daniel Buren) による円柱作品やオペラ座ファサードの修復を行った。また、彫刻フェスティバル「Escaut. Rives, dérives」の支援を行っている。

2010年のメセナ企業連合会 (ADMICAL ; Association pour le Développement du Mécénat Industriel et Commercial)³²による調査によると、従業員数20名以上の企業の27% (3万5,000社) がメセナ活動を行っている。このうち85%は中小企業である。企業規模が大きくなるほどメセナ企業の割合も高くなる。従業員数200人以上の企業では43%がメセナ活動を行っている。大企業の中には、直接的なメセナ活動のほかに、プロジェクトごとに支援団体を設立し、それを介した活動を行うところもある。例えば、ソシエテ・ジェネラル銀行 (Société Générale) では、音楽に関するメセナ活動をソシエテ・ジェネラル音楽メセナ協会 (association Mécénat musical Société Générale) に、社会連帯事業には同行の財団 (fondation) を通じた支援を行っている。

このような第三者機関・団体、基金、財団などを通じてのメセナも増加している。2010年時点で、フランス国内には1771の財団 (fondation)、493の基金 (fond de dotation) が存在している。そのうち22%の財団が前年度、文化事業への支援を行っている。財団全体の支出のうち、文化関連の支出は5%である。

カ メセナ活動のための組織

(ア) 財団 (fondation)

メセナ振興に関する1987年7月23日付法第87-571号 (loi n° 87-571 du 23 juillet 1987 sur ledéveloppement du mécénat) 第18条によると、「財団とは、一人または複数の自然人または法人が、公益に適った非営利目的の事業を達成するために、財物・権利・資金を無償で供与することを決定する行為である」と定義されている。財団には、公益財団、保護財団、企業財団の3種類がある。

³² <http://www.admical.org>

図表1-1-6：財団の種類

①公益財団 (fondations d'utilité publique)	閣僚会議で決定されるもので、設立にあたり、約款がコンセイユデタ ³³ により承認されていること、活動資金が保証されていることが必要。寄付、助成金を受けることができる。
②保護財団 (fondation abritée)	公益財団の内部組織。1990年7月4日付法第90-559号により許可されたもので、独自の法的能力を持たない。寄付者は公益事業に資金を供与し、公益団体がその直接的運営を行う。保護財団に寄付された資金は公益財団の税優遇措置の対象となる。
③企業財団 (fondation d'entreprise)	1990年7月4日付法第90-559号に準拠して企業及び商工業的性格を持つ公共団体などが設立したもので、公益追及と非営利目的を原則とする。特定の事業のために最低5年間活動することとされ、最低15万ユーロの活動資金を要する。寄付や寄与は、当該企業の従業員の同意が得られた場合以外、受けられない。2002年以来、設立時の資本金は必要ない。知事によるアレテで創設できる。

(イ) 寄付基金 (fonds de dotation)

2008年8月4日付法第2008-776号により設立が可能になった。米国の寄付金基金 (Endowment Fund) に相当する。公益事業に用いられる資金運用ツール。非営利目的の民間団体 (法人 *personne morale*) が公益事業の無償で受けた財物や権利を運用・管理し、公益事業の実現に用いるもので、財団 (*fondation*) と任意団体 (*association*) の中間的な性格を持つ。設立にあたり許認可は不要で、届出と事後監査が求められる。初期活動資金については義務づけられていない。最低3名 (構成は自由) からなる理事会が運営する。省令 (アレテ³⁴) による許可を受けている場合は公的助成金の受益対象となる (現時点でルーブル基金のみ)。

このような第三者機関・団体を介して特定のプロジェクトへのメセナ活動を行うという手法は、文化事業においてもよく目にすることができる。一般からの募金による文化支援活動の先駆けとして、1999年の嵐で甚大な被害を受けたベルサ

³³ 国務院 (Conseil d'Etat) は、行政最高裁判所と政府諮問機関の2つの役割を持つ政府機関。政府の重要決定事項については、閣僚会議だけでなくコンセイユデタへの諮問が義務付けられ、法規制の合憲性が審査される。

³⁴ 省庁及びその他の行政庁が発令する省令及び条例。

イユ宮殿の庭園内の樹木を「木を養子にしてください (Adoptez un arbre)」と題された植樹プロジェクトで救ったことが話題になったが、最近の例では、ルーブル美術館によるクラナッハ作「三美神」獲得のために行われた、一般市民を対象としたウェブ上の募金運動が挙げられる。

美術館の予算 300 万ユーロに対し、所蔵者からのオファーが 400 万ユーロと上回っていたため、HP 上で募金を呼びかけたところ、数週間で 120 万ユーロの寄付が集まり、購入にこぎ着けることができた。寄付を行った個人メセナ数は約 7,000 人で、美術館はこれらの寄付者の名前を作品公表時に展示、また美術館への無料入場券を贈呈してその謝意を表した。

現在進行中のプロジェクトとして、同じ手法で「サモトラケのニケ」修復費用の募金をオンライン受付し目標額が達成されており³⁵、修復着手の運びとなった。

この手法は、歴史建造物の修復においてもよく用いられる。NPO 歴史遺産財団 (La Fondation du patrimoine) では 2006 年には 362 件、2010 年には 770 件の募金を呼びかけた。財団では、募金額の約 3% を運営費用に充て、施主による修復事業の費用として補完している。2010 年、募金で集められた額は 830 万ユーロに上り、前年比+26%の増加を示した。また、火災により傷んだアンジェ城の修復においては、232 人の寄付で 3 万 2,000 ユーロが集まっている。

文化事業の財源として一般からの寄付を募るこのようなケースは多く、美術館・文化団体によっては募金活動の母体となる団体を設立しているところもある。1897 年に設立されたルーブル美術館の「友の会 (Société des amis du Louvre)」は、その入会金が同美術館のコレクション拡大に充てられており、上述のクラナッハ「三美神」の購入にあたっては、その 1 / 4 が 1,500 名の友の会会員の会費から捻出された。会員は寄付金とみなされる入会金の 66% を所得税から控除できるという税制上のメリットを受益している。同様の団体として、パリ・オペラ座振興協会 (AROP; Association pour le rayonnement de l'Opéra national de Paris) があり、その運営費用もガラ (特別公演) の開催時のチケット代と寄付からなる。

こうしたメセナによる文化支援は、有名な文化団体が享受することが多く、メディアで大々的に取り上げられることもある。ルーブル美術館では 2009 年、2,600 万ユーロの寄付があったが、こうした (多くはパリにある) 有名団体でなければメセナ活動に注目が集まることは難しいとされる。

メセナによる支援の受益者が有名であるかどうかの違いによる格差に加えて、分野ごとに偏りがあることも指摘される。例えば、舞台芸術がこうした支援の対象となることは少ない。主に古典作品を上演するコメディ・フランセーズ

³⁵ ルーブル美術館HP (<http://www.louvresamothrace.fr/fr/#/home>、<http://www.louvresamothrace.fr/fr/#/remerciements>)

(Comédie Française) は年間 100 万ユーロの寄付金を受けていると言われるが、現代作品はメセナの注目を集めることが難しいとされる。名前を広く知られるアーティストを除いては、舞台芸術は資金難の状況にあると言える。新しい作品は短期の上演（1 週間、または 2～3 回の上演）となり、メセナの目に留まる機会も限られてしまうのが現状であり、上演機会が少ないことでさらに状況が難しくなる傾向がある、という悪循環に陥っている。これは国立の大劇場にも当てはまることで、国立シャイヨー劇場 (Théâtre national de Chaillot)、国立オデオン劇場 (Théâtre de l'Odéon) でも同様である。公的支援と異なり、メセナによる財源確保は公平性の観点からコントロールが難しい点が指摘されており、公的支援による補完が必要とされる。

◎まとめ

1946年のフランス共和国憲法前文第13条によると、「国は、国民が子ども・大人を問わず平等に教育・職業訓練・文化に接することができるよう保証する (la Nation garantit l'égal accès de l'enfant et de l'adulte à l'instruction, à la formation professionnelle et à la culture)」ことと規定されており、文化は国民の基本的権利とされている。さらに、EU創設を定めるマーストリヒト条約第3条においても、「加盟国の教育・良質の訓練・文化繁栄に貢献すること (une contribution à une éducation et à une formation de qualité ainsi qu'à l'épanouissement des cultures des Etats membres)」がEUの目的の一つとして掲げられている。

これらの大原則に加えて、フランスでは1959年7月24日付デクレが文化における国の役割を明記し、現在に至るまで揺るぎなく受け継がれている。デクレは文化担当相アンドレ・マルローの手によるもので、国の文化のための使命が以下のように記載されている。「文化担当省は、できるだけ多くのフランス人が、人類の重要作品、そして第一にフランスの作品に接することができるようにし、我々の文化遺産に親しみ、芸術作品とそれを豊かにする精神を生み出すよう促すことをその使命とする」(文化担当省組織に関する1959年7月24日付デクレ第59-889号；Décret n° 59-889 du 24 juillet 1959 portant organisation du Ministère chargé des affaires culturelles)。国の文化保護・振興・教育の使命は、1982年にも別のデクレにより言及されているが、大筋は変わっていない(文化省組織に関する1982年5月10日付デクレ第82-394号；Décret n° 82-394 du 10 mai 1982 relatif à l'organisation du Ministère de la culture)。

つまり、フランスでは文化は公共サービスの一部であり、1959年以来その認識は変わらず、国が国民に対する義務を遂行するための予算を準備する必要がある。文化事業は、収益性が低いものが多く、財源の確保に困難を伴う。アーティストの生活基盤は脆弱であることが多く、短期の文化事業は収益性が低いため民間投資家のモチベーションも低くなる。こうした事情から、文化プロジェクト運営にあたり、公的支援に依存することが多くなるのが現状であり、国は法整備による文化予算確保や、目的税などの税収による文化支援を行っている。

伝統的に、フランスでは文化事業は国により支援されてきたが、地方自治体による支援が1980年代以降急増している。国が財政再建を急務とする現在、国の文化支援は縮小しているのに対し、文化事業の支援は徐々に地方自治体へと重心が移っている。また、民間からの寄付を財源として活用するという文化支援方式も定着してきている。

◎主要参考文献

- ・文化・コミュニケーション省
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/>
- ・政策概要
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles>
- ・「芸術のための1%」政策概要
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Le-un-pour-cent-artistique>
- ・「芸術のための1%」デクレ第2002-677号
<http://legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000409144>
- ・「芸術のための1%」通達
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Le-un-pour-cent-artistique/Textes-de-reference/La-circulaire>
- ・「芸術のための1%」適用プロジェクト入札公示
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Le-un-pour-cent-artistique/Appels-a-candidature/Consulter-les-appels-en-cours>
- ・「芸術のための1%」適用プロジェクト事例集
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Le-un-pour-cent-artistique/Oeuvres-realisees-dans-le-cadre-du-1/Consulter-un-exemple-de-realisation>
- ・文化財源関連統計 (financement de la culture)
[http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Etudes-et-statistiques/Les-statistiques-culturelles/Tableaux-statistiques-par-domaine_Cultural-statistics/Financement-de-la-culture/\(language\)/fre-FR](http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Etudes-et-statistiques/Les-statistiques-culturelles/Tableaux-statistiques-par-domaine_Cultural-statistics/Financement-de-la-culture/(language)/fre-FR)
- ・2014年度予算法
<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/ressources-documentaires/lois-projets-de-lois-et-documents-annexes-par-annee/exercice-2014.html>
<http://www.economie.gouv.fr/files/plf2014-dossier-presse.pdf>
- ・2014年度予算法文化・コミュニケーション省予算
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Composants/Carrousel-principal/Dossier-de-presse-Projet-de-loi-de-finances-PLF-20142#/23>
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Espace-Presse/Dossiers-de-presse/Projet-de-loi-de-finances-2014-du-ministere-de-la-Culture-et-de-la-Communication>
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/var/culture/storage/pub/MCC-PLF-2014-vDEF/index>
- ・2013年度予算法付録「文化・コミュニケーション分野における国の財政努力 (Effort financier de l'État dans le domaine de la culture et de la communication)」
http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/farandole/2013/pap/pdf/Jaune2013_culture.pdf

- ・文化・コミュニケーション省／経済・財務省「フランスにおける文化の経済貢献 (L'apport de la culture à l'économie en France)」2014年
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Actualites/Missions-et-rapports/L-apport-de-la-culture-a-l-economie-en-France-rapport>
<http://www.economie.gouv.fr/files/02-economie-de-la-culture.pdf>
- ・フランスの現代美術市場に関する上院報告書 (2011年)
<http://www.senat.fr/rap/r11-034/r11-0341.pdf>
- ・滞在税
経済・産業省 Direction du tourisme/Bureau de la Stratégie, de la Prospective, de l'Evaluation et de la Recherche 報告書「観光と自治体財政 (Tourisme et finance locale)」2008年
http://archives.dgcis.gouv.fr/2012/www.tourisme.gouv.fr/stat_etudes/etudes/territoires/tourisme_finance_locales.pdf
- ・メセナ関連政策
<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Actualites/A-la-une/10-ans-de-loi-mecenat-Ces-campagnes-qui-mobilisent>
- ・アイヤゴン法 (メセナ・NPO 団体・財団に関する 2003 年 8 月 1 日付法第 2003-709 号)
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000791289&dateTexte=vingt>
- ・新しい文化メセナに関する下院報告書 (2012年)
<http://www.assemblee-nationale.fr/13/rap-info/i4358.asp>
- ・ルーブル美術館／サモトラケのニケ修復募金
<http://www.louvresamothrace.fr/fr/#/home>

第2章 韓国

1 韓国におけるパブリックアート政策の概要

韓国におけるパブリックアート政策は、主に国の主導により民間建築物に美術作品の設置を行う、という形で進められてきた。また制度の整備が進んだ背景にはオリンピックなどのスポーツイベントの開催が寄与している。

制度は1972年、国及び地方自治体による文化芸術振興策の実施を定めた「文化芸術振興法」施行に伴い誕生したが、当時は義務ではなく、建築物に美術装飾を設置するよう勧奨する内容にとどまっていた。

その後1982年には同法にアート作品設置奨励条項が新設され、「建築物美術装飾制度」（現在は「建築物の美術作品制度」に改称）と称されるようになったものの、建築法など関連法の整備が進まず（文化芸術振興法で美術作品の設置を勧告する一方、建築法では関連規定が未整備）、実質性を伴わなかった。しかしアジア競技大会（1986年）やソウルオリンピック（1988年）の開催を控えて都市景観改善が謳われ、ソウル特別市では1984年に建築物への美術装飾実施が義務化された。また1988年には建築法及び関連法令が改正され、制度が全国規模に拡大された。ただしその運用は各地方自治体に委ねられていた。

制度が義務化されたのは1995年である。建築法に定められていた同制度関連の規定が文化芸術振興法に集約され、建築物への美術作品設置は義務と規定された。

現制度下では、一定規模以上の建築物を建築する建築主は、建築費用の一定比率（1%以下の範囲内で大統領令で定める）に該当する金額を美術作品の設置に充てるか、または費用の0.7%該当額を「文化芸術振興基金」（文化芸術全般の振興支援を目的とする基金。運営主体は2005年、政府機関から特殊法人に交代）に出捐しなければならないとされている。この一定比率は1995年の法改正時には1%であったが、現在は「1%以下」に緩和され、また文化芸術振興基金への資金拠出という選択肢も2011年に設けられたものである。

同制度に基づいて設置された美術作品は、件数、金額ともに2008年前後をピークとして減少傾向にあるが、1件当たりの設置額は増加傾向にある。

同制度の課題としては、義務であることに起因する建築主の文化的モチベーション不足、美術品選定の過程の公平性・客観性への疑問が挙げられている。また制度自体が民間の建築物を対象とするため、民間の自立的な経済活動を制約する建築規制条項だとの指摘もある。

なお文化芸術振興基金の主な財源は、同制度に基づく建築主の資金拠出の他、宝くじ基金、競輪・競艇収益金である。劇場・美術館などを対象とするいわゆる入場税は2004年に廃止され、また宿泊税も導入されていないのが現状である。

2 「1% for Arts」の取組事例

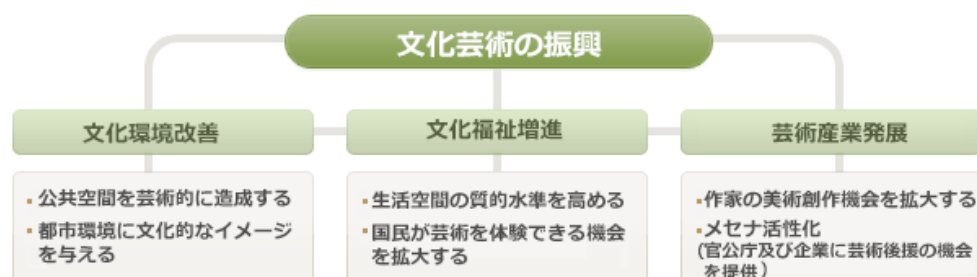
(1) 各事例の概要

韓国におけるパブリックアートへの行政支援は、「建築物の美術作品制度」と称されており、「文化芸術振興法³⁶」第9条及び「文化芸術振興法施行令³⁷」第12条、第13条、第13条の2、第14条、第15条、第15条の2によって定められている。

建物容積率を高める代わりに市民が芸術を楽しめる空間を提供するようこの趣旨で1995年に義務化³⁸された。延べ面積1万平方メートル以上の建築物は、建築費用の一定比率（1%以下の範囲内で大統領令で定める）に該当する金額を美術作品の設置に充てるか、直接設置費用の0.7%に該当する費用を「文化芸術振興基金」（後に詳細を説明する）に出捐しなければならない。2011年に改正された法律により、建築主が美術作品を設置するかあるいは「文化芸術振興基金」に出捐することを選べる選択的な基金制が導入された。

「建築物の美術作品制度」の制定の趣旨は文化芸術の振興と美しい都市景観の形成にある。建築物に文化的なイメージを与えると同時に、地域振興の手段として地域民の芸術体験及び芸術家の創作機会を拡大し、究極的には文化芸術の発展を図ることである。

図表1-2-1：「建築物の美術作品制度」の趣旨³⁹



以下は美術作品の範囲及び設置費用である。

³⁶ 文化芸術振興法

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=142012&efYd=20130806#0000>

³⁷ 文化芸術振興法 施行令

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136321&efYd=20130323#0000>

³⁸ 1972年美術装飾の設置を勧奨する程度のもので「文化芸術振興法」に該当条文が新設されたが、1995年の改正により義務化された。

³⁹ 公共美術ポータル建築物の美術作品制度の紹介

https://www.publicart.or.kr/oldPublicart/HTML/system/system_synopsis.do?menuId=9

美術作品の範囲（「文化芸術振興法⁴⁰」第9条1項及び施行令第12条第4項）

1. 絵画・彫刻・工芸・写真・書道・壁画・メディアアートなどの芸術的造形物
2. 噴水台などの美術作品と認められる公共の造形物

美術作品の設置費用（「文化芸術振興法」第9条第3項、施行令第12条第5項）

適用特例：所在地・種類・規模により標準建築費及び適用比率差等を適用

設置費用

* 文化芸術振興法施行令第12条⁴¹第1項第1号の共同住宅（建築主が国家または地方自治体である建築物は除く）：建築費用の1000分の1以上1000分の7以下の範囲内で条例の定める割合に該当する金額

*文化芸術振興法施行令第12条第1項第2号から第10号の建築物（建築主が国家または地方自治体である建築物は除く）：

建築物所在地	美術作品使用金額 ⁴²
ア. 市（自治区が設置されていない市）・郡地域に所在する建築物	建築費用の1000分の5以上1000分の7以下の範囲で市・道の条例で定める割合に該当する金額
イ. ア目以外の地域に所在する建築物	（1）延べ面積1万平方メートル以上2万平方メートル以下の諸建築物：建築費用の1000分の7に該当する金額 （2）延べ面積2万平方メートル超過建築物：延べ面積2万平方メートルに使用される建築費用の1000分の7に該当する金額+2万平方メートルを超える延べ面積に対する建築費用の1000分の5に該当する金額

* 建築主が国家または地方自治団体の建築物：建築費用の100分の1に該当する金額

設置費用の算出方法（文化芸術振興法第9条第3項、施行令第12条第3項）

美術作品設置額 = 設置対象延べ面積（最終設計変更時点の延べ面積）× 標準建築費（鑑定・評価の初申請時点基準、当該年度、特別市・広域市以外の地域は100分の95）× 適用率（施行令別表2及び市道条例による施設別の比率）

* 鑑定・評価の初申請時点は審議委員会の結果と関係なく建築主が市・道知事に最初に申請した時点

* 延べ面積は最終設計変更時点の延べ面積

⁴⁰ 文化芸術振興法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=142012&efYd=20130806#0000>

⁴¹ （2）実施主体を参照

⁴² 本文中の「設置費用」と同じ意味

* 共同住宅、複合建築物の場合、施設別適用比率をそれぞれ適用して合算する。
 ※ 年度別標準建築費は「首都圏整備計画法⁴³」第14条の規定により過密負担金の賦課のため算定して国土交通部長官が告示する。

図表1-2-2：年度別標準建築費⁴⁴

(単位:ウォン)

年度	標準建築費	年度	標準建築費
2000	1,072,000	2007	1,382,000
2001	1,119,000	2008	1,441,000
2002	1,145,000	2009	1,580,000
2003	1,192,000	2010	1,575,000
2004	1,270,000	2011	1,627,000
2005	1,321,000	2012	1,630,000
2006	1,336,000	2013	1,664,000

(2) 実施主体

実施主体は、「文化芸術振興法⁴⁵」第9条において、大統領令で定める種類または一定規模以上の建築物を建築する建築主と定められており、美術作品を設置する建築物は「文化芸術振興法施行令⁴⁶」第12条（建築物に対する美術作品の設置）第1項に定められている。

「文化芸術振興法施行令⁴⁷」第12条（建築物に対する美術作品の設置）第1項
 法（文化芸術振興法）第9条第1項により美術作品を設置するため建築費用の一定比率に該当する金額を使用しなければならない建築物は「建築法施行令⁴⁸」別表1による用途別建築物のうち、以下の各号のいずれかに該当する建築物として延べ面積（「建築法施行令」第119条第1項第4号による延べ面積をいい、駐車場・機械室・電気室・変電室・発電室及び空調室の面積は除く。以下同じ）が1万平方メートル（増築する場合には増築される部分の延べ面積が1万平方メートル）以上のものとする。ただし、第1号

⁴³ 首都圏整備計画法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=137172&efYd=20130323#0000>

⁴⁴ 国土交通部から毎年告示される標準建築費

国土交通部ウェブサイト：<http://www.molit.go.kr/>

⁴⁵ 文化芸術振興法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=142012&efYd=20130806#0000>

⁴⁶ 文化芸術振興法施行令：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136321&efYd=20130323#0000>

⁴⁷ 文化芸術振興法施行令：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136321&efYd=20130323#0000>

⁴⁸ 建築法施行令：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=148438&efYd=20140101#0000>

による共同住宅の場合には、各棟の延べ面積の合計が1万平方メートル以上の場合のみを指し、各棟が位置する団地内の特定の場所に美術作品を設置しなければならない。

1. 共同住宅（寮及び「賃貸住宅法」による公共建設賃貸住宅は除く）
2. 第1種近隣生活施設⁴⁹（「建築法施行令」別表1第3号カ目からケ目までの施設は除く）及び第2種近隣生活施設⁵⁰

⁴⁹ 第1種近隣生活施設

ア. スーパーマーケットと日用品（食品・雑貨・衣類・玩具・書籍・建築資材・医薬品・医療機器など）などの小売店として同じ建築物（一つの大地に2棟以上の建築物がある場合には、同じ建築物とみなす。以下同じ）に当該用途として使用する床面積の合計が1千平方メートル未満のもの。

イ. 休憩飲食店またはベーカリーとして同じ建築物に当該用途で使用される床面積の合計が300平方メートル未満のもの。

ウ. 床屋、美容室、銭湯及びクリーニング屋（工場が敷設されたものと「大気環境保全法」、「水質及び水界生態系保全に関する法律」または「騒音・振動管理法」による排出施設の設置許可または申告の対象となるものは除く）。

エ. 医院、歯科医院、漢方医、針術院、接骨院、助産院、産後調理院及びマッサージ店。

オ. 卓球場及び体育院として同じ建築物に当該用途で使用される床面積の合計が500平方メートル未満のもの。

⁵⁰ 第2種近隣生活施設

ア. 一般飲食店、棋院。

イ. 休憩飲食店またはベーカリーとして第1種近隣の生活施設に該当しないもの。

ウ. 書店として第1種近隣生活施設に該当しないもの。

エ. テニスコート、体力鍛錬場、エアロビクス場、ボーリング場、ビリヤード場、室内釣り場、ゴルフ練習場、水遊び型施設（「観光振興法」第33条による安全性検査の対象となる水遊び型施設をいう。以下同じ）、その他に類似のものとして同じ建築物に当該用途で使用される床面積の合計が500平方メートル未満のもの。

エ. 公演場（劇場、映画館、芸能場、音楽堂、サーカス場、「映画及びビデオ物の振興に関する法律」第2条第16号ア目によるビデオ物鑑賞室、同号イ目によるビデオ物小劇場、その他類似のものをいう。以下同じ）または宗教集会場（教会、聖堂、寺院、祈祷院、修道院、際室、祠堂、その他類似のものをいう。以下同じ）として同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が300平方メートル。

カ. 金融業者、事務所、不動産仲介事務所、結婚相談所などの紹介業者、出版社、その他類似のものとして同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が500平方メートル未満のもの。

キ. 製造業者、修理店、クリーニング屋、その他の類似のものとして同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が500平方メートル未満で、次の要件のいずれかに該当する施設。

1) 「大気環境保全法」、「水質及び水界生態系保全に関する法律」または「騒音・振動管理法」による排出施設の設置許可または申告の対象でない場合。

2) 「大気環境保全法」、「水質及び水界生態系保全に関する法律」または「騒音・振動管理法」による設置許可または申告対象施設や貴金属・装身具や関連製品製造施設として発生する廃水を全量委託処理する場合。

ク. 「ゲーム産業振興に関する法律」第2条第6号の2ア目による青少年ゲーム提供業の施設及び同条第8号による複合流通ゲーム提供業の施設（青少年利用不可のゲーム物を提供する場合は除く）として同じ建築物に当該用途に使用された床面積の合計が500平方メートル未満のものと同条第7号によるインターネットコンピューターゲーム施設提供業の施設として同じ建築物に当該用途に使用された床面積の合計が300平方メートル未満のもの。

ケ. 写真館、表具店、塾（同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が500平方メートル未満のもののみが該当し、自動車学校や舞踏学院は除く）、職業訓練所（同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が500平方メートル未満のものをいうが、運転・整備関連の職業訓練所は除く）、葬儀社、動物病院、読書室、銃砲販売社、その他、類似のもの。

コ. カラオケバーとして同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が150平方メートル未満のもの。

サ. 医薬品販売所、医療機器販売所及び自動車営業所として同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が1千平方メートル未満のもの。

シ. マッサージ店及びカラオケボックス。

3. 文化及び集会施設のうち、公演場・集会場及び観覧場
4. 販売施設
5. 運輸施設（港湾施設のうち倉庫機能に該当する施設は除く）
6. 医療施設のうち病院
7. 業務施設
8. 宿泊施設
9. 娯楽施設
10. 放送通信施設（第1種近隣生活施設に該当するものは除く）

(3) 規制主体

規制主体は「文化芸術振興法⁵¹」の管轄部である文化体育観光部である。「文化芸術振興法」第9条第1項により美術作品の設置義務のある建築主が建築物に美術作品を設置するためには、該当建築物が所在する地域を管轄する市・道知事に対し、該当美術作品の価格及びその芸術性等の鑑定・評価を実施するよう申請を行わなければならない。申請を受けた市・道知事は該当美術作品の価格と芸術性等を公正かつ客観的に鑑定・評価してその結果を建築主に知らせなければならない。市・道知事は、「建築法⁵²」第22条により、許可権者⁵³が建築物の使用承認をする前に美術作品が鑑定・評価結果に従って設置されたかを確認しなければならない。美術作品の設置手順などに必要な事項は市・道の条例に定める。

「文化芸術振興法」第9条第2項により、文化芸術振興基金に出捐する建築主は文化芸術振興基金出捐計画書を市・道知事及び韓国文化芸術委員会⁵⁴にそれぞれ提出しなければならない。建築主は建築物の使用承認申請前までに基金に出捐しなければならない。韓国文化芸術委員会は建築主が基金出捐を完了した場合にはその出捐日から10日

ス、考試院（「多重利用店の安全管理に関する特別法」による多重利用業のうち、考試院業の施設として独立された住居の形態でないものをいう。以下同じ）として同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が500平方メートル未満のもの。

⁵¹ 文化芸術振興法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=142012&efYd=20130806#0000>

⁵² 建築法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=142052#0000>

⁵³ 建築法において許可権者とは特別市長・広域市長・特別自治市長・特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長をいう。

⁵⁴ 韓国文化芸術委員会：<http://www.arko.or.kr>

韓国文化芸術委員会（Arts Council Korea）は、文化芸術振興のための事業と活動を支援する文化体育観光部傘下の公共機関である。現役の文化人や芸術家で構成された10人の委員の合意を通じて文化芸術政策を展開するもので、民間が公共領域の意思決定に参加し、公共領域も民間の意思決定に参加する同時的な構造となっている。これまでは政策の恩恵者であった文化人・芸術家が政策の立案者であり、遂行者として文化芸術行政に参加できるようになったものである。

韓国文化芸術委員会は、1972年8月3日に公布された「文化芸術振興法」に基づき、翌年3月に設立された韓国文化芸術振興院が、2005年1月の「文化芸術振興法」の改正により、同年8月に民間自律機構として改編されたもの。

団体の目的は、芸術の自発性と創造性を促し、芸術的隆盛と同時に芸術市場の生産力を確保すること、また、究極的に国民が文化芸術の創造的喜びから疎外されないようにすることである。この目的に沿って文化芸術振興基金を運営している。

以内に文化芸術振興基金出捐確認書を建築主に発行し、市・道知事に通報しなければならない。

韓国文化芸術委員会の主要事業は以下の通りである。

- ・文学・視覚⁵⁵・演劇・音楽・舞踊・伝統・多元芸術など、純粋芸術全分野の発展のための創作支援
- ・文化的疎外層と文化を共有するための文化バウチャー、福券（宝くじ）基金などの文化福祉事業
- ・クラウドファンディング、才能寄付、寄付金の運営など芸術寄付事業
- ・韓国文化芸術の地位を高めるための国際交流事業
- ・地域の均衡的な文化芸術の発展のための地域協力事業
- ・国民の日常生活での芸術体験を促進し、芸術家の創作チャンスを拡大するための公共美術事業

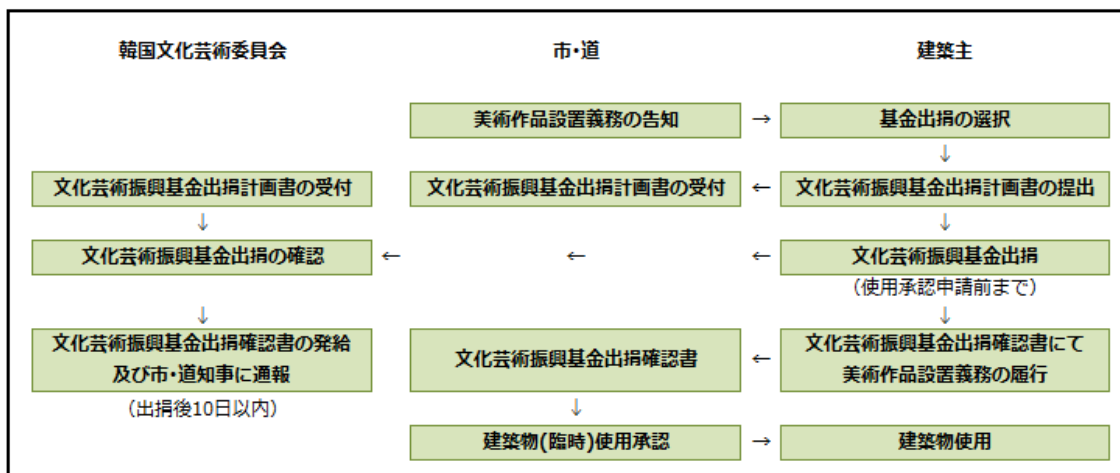
⁵⁵ 絵画、彫刻のように視覚で鑑賞できる純粋芸術の総称。

図表1-2-3：建築物美術作品の設置手続き⁵⁶



⁵⁶ 建築物美術作品制度の紹介（牙山市発行資料）

図表 1-2-4 : 文化芸術振興基金出捐の手続き⁵⁷



(4) パーセントの算定根拠

韓国における「建築物の美術作品制度」は都市文化環境改善と文化芸術振興のために、一定規模以上の建築物を新築または増築する際に建築費用の1%を美術作品の設置に使用するようにした制度で、欧米の1パーセント法 (percent for art ordinance) をモデルにしたものである⁵⁸。

(5) 基金の有無、基金の概要、基金の運営主体⁵⁹

韓国には「建築物の美術作品」のための基金はなく、「文化芸術振興法」により文化芸術振興のための事業や活動を支援するため設けられた「文化芸術振興基金」がその役割を担っている。基金の造成・管理及び運用は、「文化芸術振興法」第17条により、韓国文化芸術委員会⁶⁰が行う。会計は独立しており、「政府企業予算法」第5条による原則に従って会計処理しなければならない。

基金の財源は政府の出捐金、個人または法人からの寄付金品、文化芸術振興基金運用による収益金、建築主の出捐金、他の基金からの転入金⁶¹、その他の文化体育観光部長官が認める収益金⁶²により造成されている。

ア 基金設置の根拠及び背景⁶³

韓国の伝統文化芸術を継承して新しい文化芸術を創り出す事業や活動を支援する

⁵⁷ 建築物美術作品制度の紹介 (牙山市発行資料)

⁵⁸ 『建築物美術裝飾実態及び改善方案研究』 (韓国文化政策開発院、1997)

⁵⁹ 『2012 文化芸術政策白書』 (文化体育観光部、2013.09)

⁶⁰ 韓国文化芸術委員会 : <http://www.arko.or.kr>

⁶¹ 他の基金から転入されるもので、例えば韓国放送広告公社の広告手数料の一部を共益資金として造成して出捐することもある。

⁶² その他の文化体育観光部長官が認める事業による収入。

⁶³ 『2012 文化芸術政策白書』 (文化体育観光部、2013.09)

ために造成された公共財源として、1972年8月14日に制定された「文化芸術振興法」に根拠をおいている。

「文化芸術振興法」は国家と地方自治団体が文化芸術振興施策を講じるよう定め、国民の文化芸術活動を奨励・保護・育成するための条項と、文芸振興の推進主体となる韓国文化芸術振興院の設立根拠条項を設け、公演場・博物館・美術館などの観覧料に一定率の金額を付加して文化芸術振興基金に募金できるようにした⁶⁴。1973年10月11日、文化芸術振興基金を管理・運営して基金事業を推進する韓国文化芸術振興院が正式に開院し、2005年8月26日に韓国文化芸術委員会に改編⁶⁵された。

文化芸術振興基金は、韓国文化芸術振興院の開院前の1973年6月22日に文化公報部⁶⁶長官の募金承認を受けて同年7月22日から全国の627劇場から募金の徴収を開始し、宮殿（1975年）、博物館（1976年）、史跡地（1983年）、国家指定文化財（1994年）に募金対象を拡大してきたが、政府の準租税整備方針により2001年12月制定された「負担金管理基本法」により2004年1月1日から募金を廃止した。

イ 基金の概要

文化芸術振興基金は「文化芸術振興法」第16条により、韓国文化芸術委員会（旧韓国文化芸術振興院）が運用・管理している基金で、文化芸術振興のための事業や活動の支援のため設立された。

「文化芸術振興法」第18条によれば、基金は以下の事業と活動の支援に使われる。

- ・文化芸術の創作と普及
- ・民族伝統文化の保存・継承及び発展
- ・南北文化芸術の交流
- ・国際文化芸術の交流
- ・文化芸術人の厚生福祉増進のための事業
- ・地方文化芸術振興基金⁶⁷への出捐
- ・韓国文化芸術委員会の運営に必要な経費
- ・障害者等疎外階層における文化芸術の創作と普及
- ・公共美術振興のための事業

⁶⁴ ただし、以前は観覧料・入場料に一定率の基金を付加して募金するようにしていたが、現在、条項はない。

⁶⁵ 「韓国文化芸術振興院」は文化体育観光部の傘下機関であったため、政府の過度な介入があり、その運営に対する独立性と自律性の欠如、消極的意思決定などが問題として指摘されており、組織運営形態に対する改善の必要性が検討された。この結果、韓国文化芸術振興院を廃止し、民間主導の「韓国文化芸術委員会」を設置、文化芸術支援に対する実質的な政策決定権及び執行権を行使するようにした。

⁶⁶ 1973年当時の部の名称。現在は存在しない。

⁶⁷ 地方自治団体が管轄区域内の文化芸術振興のための事業や活動を支援するために設置できる基金で、地方自治団体の長が運用・管理する。基金の造成・用途及び運用、地方文化芸術振興基金支援審議委員会の構成、その他の必要事項は条例で定める。

・その他、文化芸術の振興を目的とする文化施設の事業と活動

また、基金事業推進のために制定された韓国文化芸術委員会の定款には、以下の通り明示されている。

- ・文化芸術の創作などに関する事業や活動
- ・政策研究開発及び教育・研修に関する事業及び活動
- ・文化芸術振興のための事業や活動及び地方文化芸術委員会と財団法人との協議調整
- ・南北間及び国際間の文化芸術交流事業や活動
- ・文化芸術基盤施設の活性化のための事業や活動
- ・文化芸術人の創作環境の改善及び厚生福祉の増進
- ・国際競争力向上のための事業や活動
- ・文化芸術財源の拡充及び造成のための研究及び事業や活動

ウ 基金の造成

文化芸術振興基金設置以降の造成・運用状況について述べる。

同基金は1973年から2010年12月までの間、募金徴収総額4186億ウォンと公益資金、国庫出捐金、福券（宝くじ）基金等、全体1兆9,416億ウォンを造成した。そのうち1兆6,137億ウォンが文芸振興事業に使用され、資産評価による調整等117億ウォンが差し引かれ、2010年12月末基準に3,162億ウォンの積立が行われた⁶⁸。

基金造成の最も基本的な方法は設立初期から行われていた募金徴収である。文化芸術振興基金では1973年7月から劇場、公演場、宮殿、博物館、史跡地、美術館等の観覧料に一定比率の基金募金徴収額を付加して2003年まで徴収したが、負担金管理基本法により2004年に廃止された。文化芸術振興基金造成額は募金、国庫、公益資金、利子等で構成され、募金徴収が占める割合が最も高かったが、募金徴収が廃止されてからは利子が占める割合が最も高くなっている。

国庫出捐金は、政府が1989年から国家予算の範囲内で文化芸術の振興を目的とする事業または活動を支援するために一定額を出捐している⁶⁹ものである。2012年12月末基準の財源別の造成額は国庫出捐金が1,847億ウォン、公益資金1,673億ウォン、福券（宝くじ）基金3,680億ウォン、競輪競艇収益転入金⁷⁰774億ウォンであった。

公益資金は韓国放送広告公社が広告手数料の一部を文化芸術振興のための資金として支援したもので、福券（宝くじ）基金と競輪競艇収益転入金は2004年の募金徴収廃止以降の代替財源として転入された事業基金である。

⁶⁸ 2010年12月末の基金残高は3,162億ウォンであった、ということを示す。

⁶⁹ 文化部に確認要請したが、内部的な機密情報であるため詳細を確認することができなかった。

⁷⁰ 転入金という表現は日本語にはないが、不足するため繰り入れるものではない。

また、その他の財源として、個人及び企業の寄付金等もある。

図表1-2-5：「文化芸術振興基金」財源別の造成実績⁷¹

(単位：白万ウォン、%)

区分	1973 ~2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	合計	割合
募金	269,960	38,276	48,434	53,582	7,943	268	70	27	-	-	31	-	-	418,591	19.9
国庫	184,722	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	184,722	8.8
放送発展基金	158,907	2,000	1,583	2,000	1,700	1,100	-	-	-	-	-	-	-	167,290	7.9
福券基金	-	-	-	-	44,584	50,406	53,770	48,527	19,800	21,800	23,700	48,000	57,400	367,987	17.5
競輪競艇 収益転入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,264	25,387	27,712	77,363	3.7
民間出捐金	3,999	109	252	5,546	4,709	6,509	9,057	7,854	10,542	10,403	13,497	14,275	14,725	101,477	4.8
利子	320,064	37,559	29,721	26,570	28,376	28,909	25,972	34,201	25,922	17,306	20,069	14,402	10,131	619,202	29.4
その他	59,603	9,097	18,274	8,825	9,039	8,848	9,540	7,959	8,642	8,315	6,554	6,483	6,742	167,921	8.0
計	997,255	87,041	98,264	96,523	96,351	96,040	98,409	98,568	64,906	57,824	88,115	108,547	116,710	2,104,553	100.0

※その他：設立出捐金、オリンピックの余剰金（100億ウォン）、ビルの賃貸料、その他の経常移転収入、ゴルフ場の収入金、入場料収入、雑収入、融資金の回収など

図表1-2-6：文化芸術振興基金造成及び運用実績⁷²

(単位：白万ウォン)

区分	1973 ~2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
造成額	997,255	87,041	98,264	96,523	96,351	96,040	98,409	98,568	64,906	57,824	88,115	108,547	116,710
運用額	621,879	61,921	62,703	26,755	74,921	130,381	136,536	119,742	89,438	92,968	163,254	144,273	127,535

エ 積立及び支援状況

文化芸術振興基金の積立⁷³造成財源の大部分を占めるのは国庫拠出と公益資金である。これらは募金収入及び利子収入等、基金の収入が毎年の支援事業費として執行されるため⁷⁴である。国庫と公益資金の出捐は基金の主要財源で、2004年の募金徴収廃止と支援事業費⁷⁵の増加により、2005年からは積立金が減少している。

文化芸術振興基金の累積積立額は2012年末基準、約2,522億ウォンで、積立財源別には国庫出捐金が1,847億ウォン（8.8%）、公益資金（放送発展基金）が1,673億ウォン（7.9%）と、国庫と公益資金が造成財源の一定部分（16.7%）を占めている。

⁷¹ 『2012 文化芸術政策白書』（2013.09、文化体育観光部）

⁷² 『2012 文化芸術政策白書』（2013.09、文化体育観光部）

⁷³ 積立については毎年の積立の意味ではない。基金は、毎年募金・国庫・各種基金で造成され、それらをすべてその年で使用するという仕組みではない。ただし、それらが全額使われずに残っているかなど等についての詳細は確認できなかった。

⁷⁴ 文化芸術振興基金は毎年募金・国庫・各種基金で造成され、それらをすべてその年で使用するという仕組みではない。造成した基金を運用すると共に、毎年宝くじ基金や民間出捐金などが加えられる形式になっている。従って、毎年の募金収入や利子収入はほぼその年の支援事業費として支出されるため、基金の造成財源の大部分は国庫と公益資金であるとの意味である。

⁷⁵ 支援事業費とは基金で支援する各種支援事業、つまり文化芸術支援事業のための事業費である。

オ 導入の経緯、導入契機となる出来事、財政政策、観光商業政策などとの関係⁷⁶

建築物美術装飾制度⁷⁷は都市文化改善と文化芸術振興を目的に、1982年「文化芸術振興法」第13条に「建築物に対する美術装飾」条項が新設されて始まった。しかし、「建築法施行令」と建築条例が伴わなかったため実質的な法的効力はなかった⁷⁸。1984年にソウル特別市が1986年アジア競技大会、1988年オリンピックを前に都市景観改善のため建築条例において建築物に対する美術装飾を義務化することで制度が本格的に始まった。

1988年2月24日、「建築法」と「建築法施行令」に建築物に対する美術装飾条項が新設され、美術装飾制度は全国的に適用された⁷⁹。「建築法」第32条敷地内の造景に基づく「建築法施行令（第15条第5項）」では、美術装飾を設置する対象建築物を延べ面積7千平方メートル以上または6階以上の建築物のうち、当該地方自治団体の条例により定めるものとしている。またソウル市の場合には設置対象建築物の要件が延べ面積1万平方メートル以上または11階以上と、異なる適用基準が設けられた。設置費用や設置の奨励・義務に対しては具体的な規定を定めず、「地方自治団体の条例に定めるところにより絵画、彫刻等の美術装飾品を設置することができる」とし、全てを地方自治団体に一任した。

1995年には10年間の試行錯誤をふまえ、既存の関連建築法施行令の関連条項を削除し、代わりに「文化芸術振興法」と「文化芸術振興法施行令⁸⁰」に一元化・体系化して、業務は自治団体の文化課で担当する全面的な改正が行われた。1995年「文化芸術振興法」及び「文化芸術振興法施行令」に定められた建築物に対する美術装飾条項の内容は、大統領公約事項の履行指針により、奨励事項から義務事項に変更された。設置対象の建築物は近隣生活施設、病院、業務施設、宿泊施設、販売施設、娯楽施設、観覧集会施設のうち公演場及び集会場、鉄道駅舎、放送・通信施設、共同住宅として新築または増築される延べ面積1万平方メートル以上の建築物と規定されている。

2000年1月12日には「文化芸術振興法」の建築物美術装飾関連条項（第11条）が改正された。主な内容は、建築物美術装飾品の設置費用を従前の1%から1%以下（上限0.7%）に軽減することで規制を緩和し、美術装飾品以外の文化施設を建立

⁷⁶ 『ソウル市建築物美術装飾制度と現況に関する研究：1996年から2004年までの作品を中心に』（キム・ミンヨン、慶熙大学校、2007.08）

⁷⁷ 「建築物の美術作品制度」の以前の名称で、内容的には同一である。

⁷⁸ 建築物美術装飾制度は建築物に美術作品を置くという趣旨なのにもかかわらず、実質的に建築法ではその規制がなかったため、勧告していても実際に建築物美術装飾制度を積極的に履行する建築主がいなかったとの意味である。現在は「建築物美術作品の設置手続」のように設置確認を得ないと使用承認を得られないことになっている。

⁷⁹ このことにより建築物に対する美術装飾の実施について実質的な法的強制力が生じた。

⁸⁰ 施行令は法律の下位法令である。一般的に法律－施行令－施行規則－告示・例規・訓令・条例などすべてが含まれる。

できるように義務履行方法を多様化した。

図表1-2-7：文化芸術振興基金の導入と経緯

1970年代	1972年8月	8月「文化芸術振興法」制定時には建築費1%を推奨事項として規定
	1972年9月	9月「文化芸術振興法施行令」制定（延べ面積3千平方メートル以上の建設物）
1980年代	1982年2月	6月「建築物に対する美術装飾」条項を新設
	1984年	ソウル市「建築条例」を義務事項として規定
	1988年	延べ面積7千平方メートル以上に緩和
1990年代	1995年7月	大統領公約事項として選定。 「文化芸術振興法」に義務事項として改正し、1995年7月13日から施行中（'95年1月5日の法改正公布後6か月後に施行される、議員立法 ⁸¹ ）
2000年代	2000年	「文化芸術振興法」の建築物美術作品関連条項 第11条を改正（設置費用を従来の1%から1%以下に軽減）
	2011年5月	「文化芸術振興法」の建築物美術作品関連条項第9条改正（「美術装飾」という用語が「美術作品」として変更され、建築主が美術作品を直接設置する代わりに、「文化芸術振興基金」として納付することができるように、選択的基金制が導入された）

（6）成果や課題

ア 建築物美術装飾品年度統計⁸²

建築物美術作品 DB によると、2014年1月現在基準で全国の美術装飾品は13,942件と集計されており、関連市場規模は年間約700億～1,000億ウォン規模と推計されている。年間平均10件余りに達していた設置件数は、大統領の公約事項の履行指針により建築物に対する美術装飾が推奨事項から義務事項に変わった1995年から大幅に増加しており、2007年には1,227件を記録し、現在は年間約600～1,000件の設置件数を記録している。2007年から年度別設置件数及び設置額をみると、設置件数はやや減少傾向である反面、1件あたりの設置額は増加傾向であることを知ることが

⁸¹ 韓国には、行政府立法と議員立法の2種類の立法がある。行政府立法とは行政府による立法のことで、他の行政府と調整を行うため、立法に時間がかかる。議員立法とは、国会議員による立法のことで、他の行政府と調整を行う必要がないため、立法にかかる時間は少ない。

⁸² 公共美術ポータル作品分類別統計。データベースの数字は日々更新されている。

<https://www.publicart.or.kr/statistics/genreStatistics.do?menuId=17&menuId=3>

できる。

図表1-2-8：建築物美術装飾品年度別設置件数（1995～2014年現在）

区分	作品分類										総計 数量
	絵画	彫刻	工芸	写真	書道	壁画	メディア	噴水	象徴塔	その他	
合計	2,494	10,969	71	37	46	115	51	35	20	104	13,942
1995	7	19	0	0	0	0	0	0	0	0	26
1996	39	163	1	1	0	0	0	1	0	0	205
1997	126	237	3	0	1	0	2	1	1	2	373
1998	113	256	2	0	1	1	0	5	0	1	379
1999	143	392	3	5	1	5	7	0	0	1	557
2000	93	429	2	0	0	4	1	3	5	0	537
2001	149	557	1	6	0	9	0	2	3	3	730
2002	150	646	2	1	4	8	0	1	0	9	821
2003	204	722	3	0	4	14	1	4	1	6	959
2004	147	963	4	1	12	5	1	4	1	1	1,139
2005	131	984	3	1	1	11	0	4	0	6	1,141
2006	127	1021	13	1	4	5	1	4	0	6	1,182
2007	336	855	3	1	12	15	1	0	2	2	1,227
2008	128	840	4	6	2	11	3	0	1	7	1,002
2009	102	708	2	5	0	8	4	1	0	4	834
2010	117	748	10	0	1	7	3	3	0	6	895
2011	120	607	10	4	0	7	12	1	3	29	793
2012	133	460	2	2	0	4	11	1	0	11	624
2013	127	360	3	3	3	1	4	0	3	10	514
2014	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4

図表1-2-9：建築物美術装飾品年度別設置額（1995～2014年現在）

単位：百万ウォン

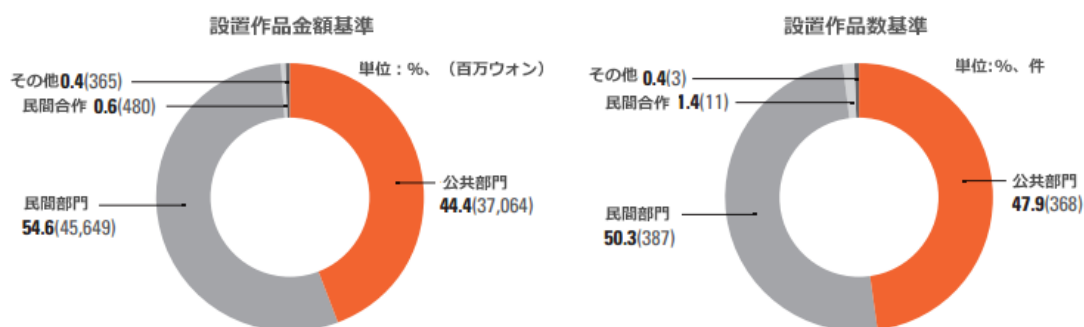
区分 年度	作品分類										総計 数量
	絵画	彫刻	工芸	写真	書道	壁画	メディア	噴水	象徴塔	その他	
合計	63,701	871,086	5,733	1,002	498	9,617	8,412	5,326	2,386	9,114	976,875
1995	129	1,671	-	-	-	-	-	-	-	-	1,800
1996	608	4,398	-	-	-	-	-	-	-	-	5,006
1997	2,145	8,582	70	-	2	-	137	141	211	148	11,437
1998	1,623	9,862	200	-	5	-	-	138	-	-	11,829
1999	1,684	15,773	79	6	10	320	-	-	-	-	17,872
2000	1,778	22,656	150	-	-	209	-	95	552	-	25,440
2001	3,185	31,570	95	-	-	319	-	254	418	114	35,954
2002	2,613	39,863	175	2	70	236	-	127	-	756	43,841
2003	3,591	46,047	4	-	18	1,539	150	265	90	516	52,221
2004	3,230	57,670	174	35	78	381	-	586	200	64	62,418
2005	4,434	75,058	715	-	32	1,049	-	1,057	-	547	82,892
2006	4,548	78,362	731	98	157	368	153	927	-	321	85,664
2007	9,087	77,620	940	-	5	1,372	330	-	88	34	89,476
2008	5,535	84,027	435	160	93	1,708	500	-	20	1,005	93,481
2009	3,110	63,653	54	560	-	404	669	522	-	166	69,138
2010	5,200	83,457	1,011	-	14	717	1,814	384	-	444	93,040
2011	3,528	74,416	488	84	-	487	2,602	290	580	2,604	85,078
2012	4,394	53,409	290	30	-	501	1,521	540	-	2,145	62,830
2013	3,090	42,795	123	28	15	8	536	-	226	251	47,071
2014	190	196	-	-	-	-	-	-	-	-	386

イ 建築物美術作品の設置現況⁸³

2011年度建築物美術作品は合計387件が設置され、設置額は836億ウォン、設置作品数は769点である。設置額は公共部門が371億ウォン（44.4%）、民間部門456億ウォン（54.6%）、民間合作4億8,000万ウォン（0.6%）、その他3億7,000万ウォン（0.4%）で、設置作品数は公共部門368点（47.9%）、民間部門387点（50.3%）、民間合作11点（1.4%）、その他3点（0.4%）となっている。

⁸³ 『2011 美術市場実態調査』（2012.12、文化体育観光部）

図表1-2-10：建築物美術作品の年間設置現況（2011年度）⁸⁴



建築物用途別の作品設置現況は共同住宅に設置された作品が設置額 483 億ウォン (57.9%)、設置作品数 480 件 (62.4%) で最も高く、平均作品設置額はその他の施設の設置作品が 2 億 700 万ウォンで最も高くなっている。

図表1-2-11：建築物美術作品の建築物用途別の設置現況（2011年度）⁸⁵

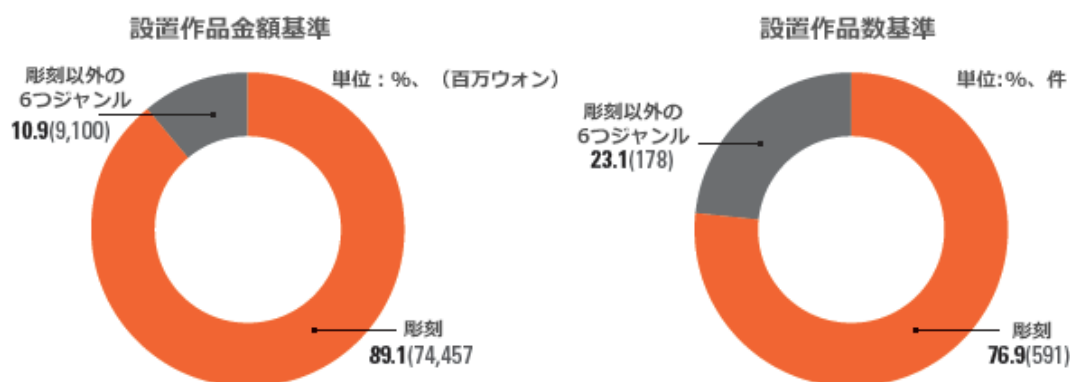


建築物美術作品のジャンル別設置現況は彫刻作品が設置額 745 億ウォン (89.1%)、設置作品数 591 点 (76.9%) と最も高く、設置作品の平均価格はメディア作品が約 2 億 2,000 万ウォンで最も高くなっている。

⁸⁴ 『2011 美術市場実態調査』 (2012.12、文化体育観光部)

⁸⁵ 『2011 美術市場実態調査』 (2012.12、文化体育観光部)

図表1-2-12：建築物美術作品のジャンル別の設置現況（2011年度）⁸⁶



図表1-2-13：建築物美術作品ジャンル別設置詳細内容（2011年度）⁸⁷

区分	全体	絵画	写真	彫刻	メディア	工芸	壁画	その他
設置金額 (百万ウォン)	83,557	4,029	84	74,457	2,037	688	487	1,775
設置金額 (%)	100.0	4.8	0.1	89.1	2.4	0.8	0.6	2.1
設置作品数 (件)	769	124	4	591	9	11	7	23
設置作品数 (%)	100.0	16.1	0.5	76.9	1.2	1.4	0.9	3.0

*その他:混合材料など

ウ 制度の問題点⁸⁸

現行の「建築物の美術作品制度」の問題点として主要なものは以下の通りである。

- ・ 建築費用の一部を美術作品に割り当てる義務に対して、建築主の文化的モチベーション（動機付け）が不足している。
- ・ 非道徳的な美術家、審議過程での談合などによる便宜主義的な作品設置
- ・ 設置費用より低価格で製作される芸術性の低い美術品の量産とそれによる都市景観の毀損
- ・ 作家選定及び作品設置過程が建築主に一任されているため、制度運営の実効性が低い
- ・ 美術装飾審議委員会の審議が客観的かつ公正に行われていない。
- ・ 事後審議であるため、効率的に制度を運営することが困難である。
- ・ 美術品価格に対する審議が形式的に行われている。
- ・ 審議により脱落した美術品に対する苦情発生などの恐れのため、大幅の修正・補完を

⁸⁶ 『2011 美術市場実態調査』（2012.12、文化体育観光部）

⁸⁷ 『2011 美術市場実態調査』（2012.12、文化体育観光部）

⁸⁸ 『視覚芸術政策4次フォーラム』（係留中の建築物美術装飾法何が問題か）（2006.10）

『ソウル市建築物美術装飾制度と現況に関する研究：1996年から2004年までの作品を中心に』（キム・ミンヨン、慶熙大学校、2007.08）

命ずることが困難である。

- ・ギャラリー、造形研究所などの機関が非公式に参加するため、運営上の不合理がある
- ・建築主のリベート要求、芸術作品の仲介者問題、特定作家の作品の受注独占問題など

エ 公共建築以外の建築が 1% for Arts の対象になる事例

韓国の「建築物の美術作品制度」は、都市文化の環境改善と文化芸術の振興という基本趣旨において外国の制度と同じであるが、適用対象で異なる。米国やフランスは長い間、公共建物と公共建設に対して同制度を適用し、1980年代に入ってから民間建築物にその適用を拡大したのに対して、韓国は制度の施行当初から民間建築物を中心に制度を適用した。この点が、「建築物の美術作品制度」は民間の自律的な経済活動を制約する建築規制条項である、という議論の原因ともいえる⁸⁹。

3 入場税、宿泊税、個別消費税

(1) 入場税

導入当初は間接消費税として課税される国税であったが、税法の再編に伴い廃止され、現在は一部の施設の入場時に賦課される個別消費税として残っている。

旧「入場税法」により入場税が賦課された興行場としては、映画・演劇・芸能、韓国相撲・野球・ボクシングなど公衆に観覧を提供するための観覧開催場所、競馬場、ビリヤード場、ゴルフ場、休憩室を備えた浴場、福券（宝くじ）発行等の許可を受けて射幸行為を行う場所、社交ダンス場等があった。

この旧「入場税法」は1976年12月から施行された「付加価値税法」に吸収・統合されて廃止され、それに伴い入場税も廃止されたが、一定の入場行為に対しては「個別消費税法⁹⁰」に基づき個別消費税を賦課している。入場行為の課税対象となる場所は、競馬場、競輪場、賭博施設、ゴルフ場、カジノ等である。

「個別消費税法」第1条（課税対象と税率）第3項

入場の行為（関連設備または用品の利用を含む。以下同じ）について、個別消費税を賦課する場所（以下、課税場所という）とその税率は以下の通りである。

1. 競馬場（場外発売所を含む）：1人1回の入場に対して1,000ウォン
2. 競輪場（競輪場、場外売り場を含む）・競艇場（競艇場、場外売り場を含む）：1人1回の入場に対して400ウォン
3. 投銭機を設置した場所：1人1回の入場に対して10,000ウォン
4. ゴルフ場：1人1回の入場に対して12,000ウォン
5. カジノ：1人1回の入場に対して50,000ウォン（「廃鉱地域開発支援に関する特別

⁸⁹ 『建築物美術装飾品市場の問題解決のための戦略的な接近』（文化政策論叢第26集1号、2012.01）

⁹⁰ 個別消費税法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=149318&efYd=20140101#0000>

法」第11条により許可を受けたカジノの場合には1人1回の入場に対して6,300ウォン)。ただし、外国人は1人1回の入場に対し2,000ウォンとする。

(2) 宿泊税⁹¹

現在、韓国において宿泊税は導入されていないが、済州特別自治道が2012年10月に発行した「済州観光振興基金成果評価及び発展方案」において、「宿泊税を通じた観光振興基金の徴収」を新規財源の1つとして提案している。

提案では、徴収した宿泊税は一般歳入予算ではなく、済州の観光振興基金として造成し済州島を訪れる韓国・外国人観光客の満足度を高めるほか、済州観光発展のための基金として使用することとし、宿泊施設が宿泊税を直接徴収するのではなく観光客を対象に徴収する方法により観光客の負担を最小化する方策を講じるとしている。

宿泊税の比率は観光客の負担を最小化するために、他の国の宿泊税を参考とし、1人当たり1,000ウォン未満の水準を検討することが妥当としている。

(3) 個別消費税法⁹²

ア 個別消費税

韓国において入場税はなく、現在は一部の施設の入場時に賦課される個別消費税が残っているため、「個別消費税」について調べた。

個別消費税とは、贅沢品やサービスの消費に対してのみ、別途の高い税率で課税するもので、国税であると同時に間接税でもある。個別消費税の課税対象は贅沢品目、消費抑制品目、高級耐久性消費財、高級娯楽施設の入場または利用などであり、課税物品、特定の場所への入場行為（前述のとおり、現在韓国において入場税というものはなく、個別消費税として一部の施設の入場時に賦課される）、特定の場所での飲食行為、特定の場所での営業行為などに分けられる。

主な個別消費税の適用品には宝石・貴金属・毛皮・娯楽用品・高級カメラ・自動車・ガソリン・軽油・灯油などがあり、主な場所は競馬場、ゴルフ場、カジノなどがある。

基本税率は課税物品によって異なるが、物品別に5～20%、場所別に10%、4%である。

イ 個別消費税の実施主体とその概要、規制主体

個別消費税法の管轄機関は企画財政部で、規制主体は国税庁である。

企画財政部⁹³は1948年8月15日設立され、経済政策と予算と税制などを総括する

⁹¹ 『済州観光振興基金成果評価及び発展方案』（済州特別自治道、2012.10）

⁹² 個別消費税法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=149318&efYd=20140101#0000>

⁹³ 企画財政部：<http://www.mosf.go.kr/main/main.jsp>

中央行政機関である。

組織は長官の下に、旧財政経済部の業務を担当する第1次官との旧企画予算処の業務を担当する第2次官がいる。次官補、国際業務担当官、財政業務担当官、企画調整室、予算室、税制室、経済政策局、政策調整局、未来社会政策局、国際金融政策局、国際金融協力局、対外経済局、国庫局、財政管理局、公共政策局、福券（宝くじ）委員会事務処で構成され、外庁として、国税庁、関税庁、調達庁、統計庁がある。

経済政策全般を管掌するために担当業務が非常に膨大であり、主な業務は以下の通りである。

- ①中・長期的な経済社会の発展方針や年次ごとの経済政策方針の樹立及び総括・調整
- ②戦略的な財源配分と配分された予算の成果の評価
- ③租税政策及び租税制度の企画・立案及び総括・調整
- ④国庫、国有財産、政府会計、国家債務に関する政策の樹立と管理・総括
- ⑤外国為替及び国際金融に関する政策の総括
- ⑥対外協力及び南北経済交流協力の増進
- ⑦公共機関運営に関する管理・監督

国税庁⁹⁴は、1966年3月3日に企画財政部長官所属の下に設置されている。国家財源の調達という役割を遂行する国税庁は、税法が定めるところにより税金を賦課・徴収しており、これらは国家財政の90%以上を充当する最も根源的な財源となる。内国税以外に、関税は関税庁が、地方税は地方自治体で徴収と係わる業務を遂行している。

組織は、庁長と次長、代弁人、監査官、4官（企画調整官、電算情報管理官、納税者保護官、国際租税管理官）、6局（徴税法務局、個人納税局、法人納税局、資産課税局、調査局、所得支援局）、次世代国税行政システムで構成されている。傘下にソウル・中部・大田・光州・大邱・釜山など6の地方国税庁と111の税務署、国税公務員教育院、国税庁酒類免許支援センター、顧客満足センターなどがある。

国税庁は韓国人の所得や取引に課される所得税、法人税、付加価値税、相続税などの内国税の賦課・減免及び徴収に関する業務を管掌する。納税者が税法の規定により納税義務を履行できるように税務相談及び税金解説ガイドブックの製作・配布などの業務を遂行し、税金申告資料の管理・分析、不誠実納税者の選定及び調査、滞納税金の強制徴収なども担当している。

ウ 個別消費税の主な品目

⁹⁴ 国税庁：<http://www.nts.go.kr/index.asp>

個別消費税（入場関連）の主な品目別・地域別の申告現況は以下の通りである。

図表1-2-14：個別消費税（入場関連）の主な品目別・地域別の申告現況⁹⁵

区分	ゴルフ場[C]		カジノ(韓国人)		競輪場[D]		競艇場[D]		課税遊興場所	
	入場人数	納付税額	入場人数	納付税額	入場人数	納付税額	入場人数	納付税額	課税標準	納付税額
	千名	百万ウォン	千名	百万ウォン	千名	百万ウォン	千名	百万ウォン	百万ウォン	百万ウォン
2008	12,690	152,280	2,881	10,083	1,279	255	285	57	1,565,718	156,783
2009	7,010	84,236	3,013	10,544	1,450	289	302	60	1,426,785	142,911
2010	6,706	80,467	3,063	10,721	1,494	297	256	51	1,461,979	146,293
2011	15,993	191,944	2,954	10,341	4,135	827	1,628	326	1,334,890	133,888
2012	16,323	195,882	2,991	10,470	6,276	1,255	2,692	538	1,228,574	123,048
地域別	16,323	195,882	2,991	10,470	6,276	1,255	2,692	538	1,228,574	123,048
ソウル	435	5,216	-	-	2,458	491	1,383	277	489,270	48,965
仁川	126	1,513	-	-	179	36	168	34	53,015	5,317
京畿	6,560	78,708	-	-	2,256	450	874	175	213,503	21,392
江原	1,217	14,601	2,991	10,470	-	-	-	-	23,126	2,324
大田	66	796	-	-	123	25	72	14	31,816	3,191
忠北	1,208	14,499	-	-	-	-	-	-	25,642	2,571
忠南	454	5,447	-	-	108	22	81	16	47,121	4,731
世宗	90	1,080	-	-	-	-	-	-	395	40
光州	121	1,457	-	-	-	-	-	-	39,331	3,937
全北	390	4,682	-	-	-	-	-	-	28,728	2,879
全南	940	11,284	-	-	-	-	-	-	15,488	1,551
大邱	90	1,080	-	-	-	-	-	-	52,789	5,285
慶北	1,864	22,369	-	-	-	-	-	-	29,711	2,980
釜山	530	6,362	-	-	463	93	98	19	98,011	9,809
蔚山	266	3,194	-	-	-	-	-	-	35,451	3,553
慶南	1,966	23,594	-	-	689	138	16	3	25,082	2,511
済州	-	-	-	-	-	-	-	-	20,095	2,012

[C] 2008年10月1日から2010年12月31日まで首都圏地域会員制ゴルフ場の入場のみが課税される

[D] 2011年7月1日から競輪場、競艇場、競馬場の場外発売所の入場行為に対しても課税される

⁹⁵ 国税統計：

http://www.nts.go.kr/info/info_03_02.asp?minfoKey=MINF4920080211210012&topcode=&sub_code=&left_code=&ciphertext=

4 参考となる特筆すべき事例

(1) 村美術プロジェクト⁹⁶

公共美術、公共デザインに対する理解が深まることによって、中央及び地方自治体レベルの様々な環境改善事業に対する関心が高まっている。公共美術は芸術の大衆化及び芸術享受の増大、都市の視覚環境改善を通じた観光客誘致、美術家などの雇用創出に寄与できるためである。そのため、文化体育観光部も2006年から「村美術プロジェクト」を推進している。

その目的には、以下のようなものがある。

- ・作家の雇用創出及び地域の公共美術作家の育成
- ・大規模な美術村の造成及び歴史・文化・生態・情緒的に特色を有する地域を文化芸術空間として再創造
- ・地域住民の芸術体験機会の提供、美術を通じての村の再生及び地域経済の活性化
- ・優秀なプロジェクトと連携した公共美術アートツアープログラムの企画
- ・公共美術プログラム教育・公報

2009年から毎年村美術プロジェクト推進委員会が結成され、事業を推進している。2009年には全国21箇所の地域で地域作家を活用して事業を展開し、2010年には国庫及び地方費の支援を設け全国15箇所で事業を推進した。2011年からは従来の全国的な拡散から地域活性化を主とするプロジェクトを推進し、全国10箇所事業（2011年）、全国11箇所事業（2012年）を完了した。

(2) 済州観光振興基金⁹⁷

済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法第172条及び済州観光振興基金運用・管理条例により、2006年4月に済州観光振興基金を設け、2007年から運用を開始した。

この基金の目的は、観光施設の拡充及び観光振興事業などの支援を通じて済州観光事業の効率的な発展を高めるほか、観光外貨収入の増大に寄与することである。

基金の造成財源にはカジノ納付金及び出国納付金を充当する。基金の用途は補助事業の支援（観光案内システムの改善及び観光広報事業、観光情報提供事業など）と融資事業の支援（観光宿泊施設及び国民観光施設建設や改修・補修・修繕、観光事業者の運営支援など）である。

(3) 船上カジノ法⁹⁸

⁹⁶ 『2012文化芸術政策白書』（文化体育観光部、2013.09）

⁹⁷ 『済州観光振興基金成果評価及び発展方案』（済州特別自治道、2012.10）

国内クルーズ産業に対する体系的な育成及び支援策を内容とする「クルーズ産業の育成及び支援に関する法律」制定案が2013年7月16日に発議された。

制定案は外国籍クルーズの国内寄港を拡大する一方、韓国籍クルーズが運航競争力を備えてクルーズ市場に積極的に進出できるように支援することを目的としている。

具体的には、5年単位のクルーズ産業の育成基本計画及び毎年施行計画を樹立するように規定するほか、外国籍クルーズの誘致拡大のため、政府と地方自治体、港湾公社などが外国のクルーズ事業者に対して補助金を支給できるようにするものである。

さらに、各法律に以下のような特例の規定を設ける。

- ・韓国籍クルーズまたは外国籍クルーズ事業者に対して国有・公有財産を随意契約の方式で、または無償で使用、あるいは売却できるようにする。
 - ・国際巡航クルーズが国内港と国内港間を運航する場合、外国人乗務員などに対する査証を免除する。
 - ・一定の要件を備えた国際巡航のクルーズ事業者に対してカジノ業を許可する。
- ※このほか、クルーズの専門人材養成案、クルーズ産業協会設立、クルーズ産業のための税制及び資金支援などを規定する。

(4) カジノレジャー税

2018年、平昌冬季五輪の財源調達のために、江原道がカジノレジャー税を積極的に推進している。

レジャー税は競輪・競艇・競馬・闘牛などの射幸性産業に賦課する地方税で、カジノ産業も追加するという制定案である。江原道は、廃鉱地域を復興させるため制定した特別法に基づいて設立した江原ランドカジノで、売上高の10%をレジャー税として徴収すれば、毎年1,300億ウォンの財源の造成ができると予測しており、一時的に賦課する方式で賦課する方案を議論している。

このような財源造成の推進は、冬季五輪を開催するためには道路などの基盤施設建設に9兆7,958億ウォンが必要で、この中で江原道が負担する費用が4,500億ウォンに達しているためである。そのほか、オリンピック開催に向けた文化・観光・環境インフラを改善するためにも5,000億ウォンの追加財源が必要だが、江原道の財源のみでは難しいという判断でカジノレジャー税を推進している。

しかし、カジノ業界の反発も大きく、江原ランドも経営収支の悪化を憂慮して否定的な立場である。

⁹⁸ 『クルーズ産業の育成及び支援に関する法律案』（キム・ジェウオン議員代表発議、2013.7.16）

◎付録

(1) 詳細のパーセンテージを定める大統領例の該当条文

文化芸術振興法⁹⁹

第9条 (建築物についての美術作品の設置等)

- ①大統領令で定める種類または規模以上の建築物を建築しようとする者（以下、建築主という）は建築費用の一定比率に該当する金額を絵画・彫刻・工芸などの美術作品の設置に使用しなければならない。
- ②建築主（国家及び地方自治団体は除く）は第1項により建築費用の一定比率に該当する金額を美術作品の設置に使用する代わりに第16条による文化芸術振興基金に出捐することができる。
- ③第1項または第2項により、美術作品の設置または文化芸術振興基金に出捐する金額は建築費用の100分の1以下の範囲内で大統領令で定める。
- ④第1項による美術作品の設置の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

文化芸術振興法施行令¹⁰⁰

第12条 (建築物についての美術作品の設置)

- ①法第9条第1項により、美術作品を設置することに建築費用の一定比率に該当する金額を使用しなければならない建築物は「建築法施行令」別表1による用途別建築物のうち、次の各号のいずれかに該当する建築物で、延べ面積（「建築法施行令」第119条第1項第4号による延べ面積をいい、駐車場・機械室・電気室・変電室・発展室及び空調室の面積は除く。以下同じ）が1万平方メートル（増築する場合には増築される部分の延べ面積が1万平方メートル）以上のものとする。ただし、第1号による共同住宅の場合には、各棟の延べ面積の合計が1万平方メートル以上の場合のみをいい、各棟が位置した団地内の特定の場所に美術作品を設置しなければならない。
 1. 共同住宅（寮及び「賃貸住宅法」による公共建設賃貸住宅は除く）
 2. 第1種近隣生活施設（「建築法施行令」別表1第3号カ目からケ目までの施設は除く）及び第2種近隣生活施設
 3. 文化及び集会施設のうち、公演場・集会場及び観覧場
 4. 販売施設
 5. 運輸施設（港湾施設のうち倉庫機能に該当する施設は除く）

⁹⁹ 文化芸術振興法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=142012&efYd=20130806#0000>

⁶⁵ 文化芸術振興法施行令：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136321&efYd=20130323#0000>

6. 医療施設のうち病院
7. 業務施設
8. 宿泊施設
9. 慰楽娯楽施設
10. 放送通信施設（第1種近隣生活施設に該当するものは除く）

- ②法第9条第1項において「建築」とは、「建築法施行令」第2条第1項第1号及び第2号による新築及び増築をいう。
- ③法第9条第1項から第3項までの規定において「建築費用」とは、「首都圏整備計画法」第14条第2項により国土海洋部長官が告示する標準建築費を基準に、延べ面積に対して算定した金額（設計変更をした場合には最終設計変更時点の延べ面積を基準に算定した金額）をいう。ただし、特別市・広域市を除く地域の場合には、標準建築費の100分の95を基準に延べ面積に対して算定した額とする。
- ④法第9条第1項及び第2項において「美術作品」とは、第13条により鑑定または評価を受けた次の各号のものをいう。
 1. 絵画、彫刻、工芸、写真、書道、壁画、メディアアートなど造形芸術物
 2. 噴水台など美術作品と認められる公共造形物
- ⑤法第9条第1項により、美術作品の設置に使用しなければならない金額は、別表2のとおりである。
- ⑥法第9条第3項により、法第16条第1項による文化芸術振興基金（以下、基金という）に出捐する金額は別表2による金額の100分の70に該当する金額とする。

第13条 （美術作品の設置手続き・方法）

- ①法第9条第1項により美術作品を設置する義務がある建築主が建築物に美術作品を設置する場合は、当該建築物が所在する地域を管轄する市・都知事に美術作品の価格と芸術性などに対する鑑定・評価を申請しなければならない。
- ②第1項による申請を受けた市・道知事は、当該美術作品の価格と芸術性などを公正かつ客観的に鑑定・評価し、その結果を建築主に知らせなければならない。
- ③市・道知事は「建築法」第22条によって許可権者が建築物の使用承認をする前に、美術作品が第2項の鑑定・評価結果によって設置されたのか確認しなければならない。
- ④美術作品設置の手続き等に必要なその他の事項は市・道の条例で定める。

第13条の2 （基金出捐の手続き・方法）

- ①法第9条第2項により第12条第6項の金額を基金に出捐しようとする建築主（以下、本条では「建築主」という）は、別紙第5号書式の文化芸術振興基金の出捐計画書を市・道知事及び法第20条による韓国文化芸術委員会にそれぞれ提出しなければならない。

②建築主は「建築法」第22条による建築物の使用承認申請前まで基金に出捐しなければならず、韓国文化芸術委員会は建築主が第12条第6項による金額の出捐を完了した場合には、その出捐日から10日以内に別紙第6号書式の文化芸術振興基金出捐の確認書を建築主に発給し、これを市・都知事に通報しなければならない。

第14条 (美術作品審議委員会)

①市・道知事は第13条第2項による美術作品の価格と芸術性などに対し、公正かつ客観的な鑑定・評価のために、美術・建築・環境・空間デザイン・都市計画分野等の専門家および市民代表等で構成された美術作品審議委員会を運営することができる。この場合、関連分野の専門家が3分の2以上含まなければならない。

②第1項による美術作品審議委員会は、次の各号の事項を審議する。

1. 美術作品の価格
2. 美術作品の芸術性
3. 美術作品と建築物及び環境の調和
4. 美術作品に対する接近性
5. その他、美術作品の都市美観に対する貢献度等

③美術作品審議委員会は第2項各号の事項を審議し、その結果を公報に公告しなければならない。

④美術作品審議委員会の構成・運営等に必要な事項は市・道の条例で定める。

第15条 (美術作品の撤去・毀損時の措置)

市・道知事は法第9条により設置された美術作品が撤去・毀損・用途変更や紛失された場合、該当する建築主に原状回復するように措置を取らねばならない。但し、建築主に帰責事由がなければ、この限りでない。

第15条の2 (美術作品管理台帳の作成・管理)

市・道知事は法第9条により該当市・都に設置された美術作品に対し、別紙第7号書式の美術作品管理台帳を作成・管理しなければならない。

文化芸術振興法施行令 別表2

建築物の美術作品使用金額¹⁰¹ (第12条第5項関連)

1. 第12条第1項第1号の共同住宅(建築主が国家または地方自治体である建築物は除外): 建築費用の1000分の1以上1000分の7以下の範囲で市・道の条例で定める割合に該当する金額
2. 第12条第1項第2号から第10号までの建築物(建築主が国家または地方自治体で

¹⁰¹ 本文中の「設置費用」と同じ意味。

ある建築物は除く)	
建築物所在地	美術作品使用金額 ¹⁰²
ア. 市(自治区が設置されていない市)・郡地域に所在する建築物	建築費用の1000分の5以上1000分の7以下の範囲で市・道の条例で定める割合に該当する金額
イ. ア目以外の地域に所在する建築物	(1) 延べ面積1万平方メートル以上2万平方メートル以下の諸建築物: 建築費用の1000分の7に該当する金額 (2) 延べ面積2万平方メートル超過建築物: 延べ面積2万平方メートルに使用される建築費用の1000分の7に該当する金額+2万平方メートルを超える延べ面積に対する建築費用の1000分の5に該当する金額
3. 建築主が国家または地方自治団体の建築物: 建築費用の100分の1の比率に該当する金額	

<p>建築法施行令¹⁰³</p> <p>【別表1】 用途別建築物の種類(第3条の4関連)</p> <p>※ハイライト部分は文化芸術振興法第9条の1、施行令第14条の1、2に該当する「建築物の美術作品制度」の適用対象建築物である。</p> <p>一戸建て住宅 [一戸建て住宅形態の家庭保育施設・共同生活家庭・地域児童センター及び老人福祉施設(老人福祉住宅は除く)を含む]</p> <p>ア. 一戸建て住宅</p> <p>イ. 多重住宅: 次の要件をすべて備えた住宅をいう。</p> <p>1) 学生またはサラリーマンなどの複数の人が長期間滞在できる構造になっているもの</p> <p>2) 独立した住居形態でないもの(各部屋ごとにバスは設置することができるが、炊事施設は設置しないものをいう。以下同じ)</p> <p>3) 延べ面積が330平方メートル以下で階数が3階以下のもの</p> <p>ウ. 集合住宅: 次の要件をすべて備えた住宅として共同住宅に該当しないものをいう。</p> <p>1) 住宅として使用する階数(地下層は除く)が3階以下。ただし、1階の床面積2分の1以上をピロティ構造で駐車場として使用し、残りの部分を住宅以外の用途で</p>
--

¹⁰² 本文中の「設置費用」と同じ意味。

⁶⁸ 建築法 施行令: <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=148438&efYd=20140101#0000>

使用する場合には、当該階を住宅の階数で除く。

2) 1棟の住宅として使用される床面積（敷設駐車場の面積は除く。以下同じ）の合計が660平方メートル以下のもの

3) 19世帯以下が居住できるもの

エ. 公館

共同住宅【共同住宅形態の家庭保育施設・共同生活家庭・地域児童センター及び老人福祉施設（老人福祉住宅は除く）及び「住宅法施行令」第3条第1項によるワンルーム型住宅を含む】ただし、ア目やイ目で階数を算定するとき、1階の全部をピロティ構造で駐車場として使用する場合にはピロティ部分を階数から除き、ウ目で階数を算定するとき、1階の床面積2分の1以上をピロティ構造で駐車場として使用し、残りの部分を住宅以外の用途で使用する場合には当該階を住宅の階数で除く。ア目からエ目までの規定において階数を算定するとき、地下層を住宅の階数で除く。

ア. アパート：住宅として使用する階数が5階以上の住宅

イ. 連立住宅：住宅として使用する1棟の床面積（2つ以上の棟を地下駐車場で連結する場合には、それぞれの棟とみなす）の合計が660平方メートルを超過し、階数が4階以下の住宅

ウ. 集合住宅：住宅として使用する1棟の床面積の合計が660平方メートル以下で、階数が4階以下の住宅（2つ以上の棟を地下駐車場で連結する場合には、それぞれの棟とみなす）

エ. 寄宿舎：学校または工場などの学生または従業員などのために使うもので、共同炊事などができる構造の形態で、独立した住居形態ではないもの（「教育基本法」第27条第2項による学生福祉住宅を含む）

第1種近隣生活施設

ア. スーパーマーケットと日用品（食品・雑貨・衣類・玩具・書籍・建築資材・医薬品・医療機器など）などの小売店として同じ建築物（一つの敷地に2棟以上の建築物がある場合には、同じ建築物とみなす。以下同じ）に当該用途として使用する床面積の合計が1千平方メートル未満のもの

イ. 休憩飲食店またはベーカリーとして同じ建築物に当該用途で使用される床面積の合計が300平方メートル未満のもの

ウ. 床屋、美容室、銭湯及びクリーニング屋（工場が敷設されたものと「大気環境保全法」、「水質及び水界生態系保全に関する法律」または「騒音・振動管理法」による排

出施設の設置許可または申告の対象となるものは除く)

- エ. 医院、歯科医院、漢方医、針術院、接骨院、助産院、産後ケアセンター¹⁰⁴及びマッサージ店
- オ. 卓球場及び体育院として同じ建築物に当該用途で使用される床面積の合計が 500 平方メートル未満のもの
- カ. 卓球場及び体育場として同じ建築物に当該用途で使用される床面積の合計が 500 平方メートル未満のもの
- キ. 地域自治センター、交番、地区隊、消防署、郵便局、放送局、保健所、公共図書館、地域健康保険組合、その他の類似するものとして同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が 1 千平方メートル未満のもの
- ク. 村会館、村共同作業所、村共同購買場、その他類似するもの
- ケ. 変電所、揚水場、浄水場、避難所、公衆トイレ、その他類似するもの
- コ. 地域児童センター（一戸建て住宅及び共同住宅に該当しないものをいう）
- サ. 「都市ガス事業法」第2条第5号によるガス配管施設

第2種近隣生活施設

- ア. 一般飲食店、棋院
- イ. 休憩飲食店またはベーカリーとして第1種近隣の生活施設に該当しないもの
- ウ. 書店として第1種近隣生活施設に該当しないもの
- エ. テニスコート、体力鍛錬場、エアロビクス場、ボーリング場、ビリヤード場、室内釣り場、ゴルフ練習場、水遊び型施設（「観光振興法」第33条による安全性検査の対象となる水遊び型施設をいう。以下同じ）、その他に類似のものとして同じ建築物に当該用途で使用される床面積の合計が 500 平方メートル未満のもの
- オ. 公演場（劇場、映画館、芸能場、音楽堂、サーカス場、「映画及びビデオ物の振興に関する法律」第2条第16号ア目によるビデオ物鑑賞室、同号イ目によるビデオ物小劇場、その他類似のものをいう。以下同じ）または宗教集会場（教会、聖堂、寺院、祈祷院、修道院、際室、祠堂、その他類似のものをいう。以下同じ）として同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
- カ. 金融業者、事務所、不動産仲介事務所、結婚相談所などの紹介業者、出版社、その他類似のものとして同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が 500 平方メートル未満のもの
- キ. 製造業者、修理店、クリーニング屋、その他の類似のものとして同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が 500 平方メートル未満で、次の要件のいずれかに該当する施設

¹⁰⁴ 産後ケアセンターとは出産後に母子の世話をする施設のこと。母子は出産後病院から退院し、産後ケアセンターに入り、専門看護師から 24 時間体制で約 2 週間のケアを受ける。

- 1) 「大気環境保全法」、「水質及び水界生態系保全に関する法律」または「騒音・振動管理法」による排出施設の設置許可または申告の対象でない場合
 - 2) 「大気環境保全法」、「水質及び水界生態系保全に関する法律」または「騒音・振動管理法」による設置許可または申告対象施設や貴金属・装身具や関連製品製造施設として発生する廃水を全量委託処理する場合
- ク. 「ゲーム産業振興に関する法律」第2条第6号の2ア目による青少年ゲーム提供業の施設及び同条第8号による複合流通ゲーム提供業の施設（青少年利用不可のゲーム物を提供する場合は除く）として同じ建築物に当該用途に使用された床面積の合計が500平方メートル未満のものと同条第7号によるインターネットコンピューターゲーム施設提供業の施設として同じ建築物に当該用途に使用された床面積の合計が300平方メートル未満のもの
- ケ. 写真館、表具店、塾（同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が500平方メートル未満のもののみが該当し、自動車学校や舞踏学院は除く）、職業訓練所（同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が500平方メートル未満のものをいうが、運転・整備関連の職業訓練所は除く）、葬儀社、動物病院、読書室、銃砲販売社、その他、類似のもの
- コ. カラオケバーとして同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が150平方メートル未満のもの
- サ. 医薬品販売所、医療機器販売所及び自動車営業所として同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が1千平方メートル未満のもの
- シ. マッサージ店及びカラオケボックス
- ス. 考試院¹⁰⁵（「多重利用店の安全管理に関する特別法」による多重利用業のうち、考試院業の施設として独立された住居の形態でないものをいう。以下同じ）として同じ建築物に当該用途で使用された床面積の合計が500平方メートル未満のもの

文化や集会施設

- ア. 公演場として第2種近隣の生活施設に該当しないもの
- イ. 集会場（結婚式場、公会堂、会議場、馬券場外発売所、馬券電話投票所、その他類似のものをいう）として第2種近隣生活施設に該当しないもの
- ウ. 観覧場（競馬場、競輪場、競艇場、自動車競技場、その他類似のものと体育館及び運動場として観覧席の床面積の合計が1千平方メートル以上のものをいう）
- エ. 展示場（博物館、美術館、科学館、文化館、体験館、記念館、産業展示場、博覧会場、その他類似のものをいう）
- オ. 動・植物園（動物園、植物園、水族館、その他類似のものをいう）

¹⁰⁵ 公務員試験を受ける学生等のための宿泊施設で、一種の私設寮といえる。近日は保証金が無く、月々の家賃だけで住居できるため、学生以外も利用するような一種の宿泊施設の通称となった。

宗教施設

- ア. 宗教集会場として第2種近隣生活施設に該当しないもの
- イ. 宗教集会場（第2種近隣生活施設に該当しないものをいう）に設置する奉安堂

販売施設

- ア. 問屋市場（「農水産物流通及び価格安定に関する法律」による農水産物卸売市場、農水産物共売場、その他類似のものをいい、その中にある近隣生活施設を含む）、小売市場（「流通産業発展法」第2条第3号による大規模な店舗、その他類似のものをいい、その中にある近隣生活施設を含む）
- イ. 商店（その中にある近隣生活施設を含む）として、次の要件のいずれかに該当するもの
 - 1) 第3号ア目に該当する用途（書店は除く）として第1種近隣生活施設に該当しないもの
 - 2) 「ゲーム産業振興に関する法律」第2条第6号の2ア目による青少年ゲーム提供業の施設、同号イ目による一般ゲーム提供業の施設、同条第7号によるインターネットパソコンゲーム施設提供業の施設及び同条第8号による複合流通ゲーム提供業の施設として第2種近隣生活施設に該当しないもの

運輸施設

- ア. 旅客自動車ターミナル
- イ. 鉄道施設
- ウ. 空港施設
- エ. 港湾施設

医療施設

- ア. 病院（総合病院、病院、歯科病院、韓方病院、精神病院及び療養病院をいう）
- イ. 隔離病院（伝染病院、麻薬診療所、その他類似のものをいう）

教育研究施設（第2種近隣生活施設に該当するものは除く）

- ア. 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門大学、大学、大学院、その他これに準ずる各種学校をいう）
- イ. 教育院（研修院、その他類似のものを含む）
- ウ. 職業訓練所（運転及び整備関連の職業訓練所は除く）
- エ. 塾（自動車学校及び舞踏学院は除く）
- オ. 研究所（研究所に準ずる試験所と計測計量所を含む）

カ. 図書館

老幼者施設

- ア. 子供関連施設（保育園、児童福祉施設、その他類似のものとして一戸建て住宅、共同住宅及び第1種近隣生活施設に該当しないものをいう）
- イ. 老人福祉施設（一戸建て住宅と共同住宅に該当しないものをいう）
- ウ. その他、他の用途として分類されない社会福祉施設及び勤労福祉施設

教育施設

- ア. 生活権教育施設（「青少年活動振興法」による青少年修練館、青少年文化の家、青少年特化施設、その他類似のものをいう）
- イ. 自然権教育施設（「青少年活動振興法」による青少年修練院、青少年キャンプ場、その他類似のものをいう）
- ウ. 「青少年活動振興法」によるユースホステル

運動施設

- ア. 卓球場、体育場、テニス場、体力鍛錬場、エアロビクス場、ボーリング場、ビリヤード場、室内釣り場、ゴルフ練習場、水遊び型施設、その他類似のものとして第1種近隣生活施設及び第2種近隣生活施設に該当しないもの
- イ. 体育館として観覧席がないか、観覧席の床面積が1千平方メートル未満のもの
- ウ. 運動場（陸上場、球技場、ボーリング場、プール、スケート場、ローラースケート場、乗馬場、射撃場、弓道場、ゴルフ場などとこれに付設する建築物をいう）として観覧席がないか、観覧席の床面積が1千平方メートル未満のもの

業務施設

- ア. 公共業務施設：国家または地方自治体の庁舎と外国公館の建築物として第1種近隣生活施設に該当しないもの
- イ. 一般業務施設：次の要件を備えた業務施設をいう。
 - 1) 金融業者、事務所、結婚相談所などの紹介業者、出版社、新聞社、その他類似のものとして第2種近隣生活施設に該当しないもの
 - 2) オフィステル（業務を主として行い、分譲・賃貸する区画のうち、一部区画で寝食できる建築物として国土交通部長官が告示する基準に適合したものをいう）

宿泊施設

- ア. 一般宿泊施設及び生活宿泊施設
- イ. 観光宿泊施設（観光ホテル、水上観光ホテル、韓国伝統ホテル、家族ホテル、ホス

- テル、小型ホテル、医療観光ホテル及び休養コンドミニアム)
- ウ. 考試院（第2種近隣生活施設に該当しないものをいう）
- エ. その他、ア目からウ目までの施設と類似するもの

娯楽施設

- ア. カラオケバーとして第2種近隣生活施設に該当しないもの
- イ. 遊興酒店やその他類似のもの
- ウ. 「観光振興法」による遊園施設業の施設、その他の類似施設（第2種近隣生活施設と運動施設に該当するものは除く）
- エ. 削除<2010.2.18>
- オ. 武道場、舞踏学院
- カ. カジノ営業所

工場

物品の製造・加工（染色・塗装・漂白・裁縫・乾燥・印刷などを含む）または修理に継続的に利用される建築物として第1種近隣生活施設、第2種近隣生活施設、危険物貯蔵及び処理施設、自動車関連施設、糞尿及びごみ処理施設などに別途分類されないもの

倉庫施設（危険物貯蔵及び処分施設またはその付属用途に該当するものは除く）

- ア. 倉庫（物品貯蔵施設として「物流政策基本法」による一般倉庫と冷蔵及び冷凍倉庫を含む）
- イ. 荷役場
- ウ. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」による物流ターミナル
- エ. 集配送施設

危険物貯蔵と処分施設

「危険物安全管理法」、「石油及び石油代替燃料事業法」、「都市ガス事業法」、「高圧ガス安全管理法」、「液化石油ガスの安全管理及び事業法」、「銃砲・刀剣・火薬類等取締法」、「有害化学物質管理法」などにより設置または営業の許可を受けなければならない建築物として次の各目のいずれかに該当するもの。ただし、自家暖房、自家発電、その他の類似目的で使用する貯蔵施設は除く。

- ア. ガソリンスタンド（機械式洗車設備を含む）及び石油販売所
- イ. 液化石油ガス充填所・販売所・貯蔵所（機械式洗車設備を含む）
- ウ. 危険物製造所・貯蔵所・取扱所
- エ. 液化ガス取扱所・販売所・貯蔵所
- オ. 有毒物保管・貯蔵・販売施設

- カ. 高圧ガス充填所・販売所・貯蔵所
- キ. 塗料類販売所
- ク. 都市ガス製造施設
- ケ. 火薬類貯蔵施設
- コ. その他にア目からケ目までの施設と類似するもの

自動車関連施設（建設機械関連施設を含む）

- ア. 駐車場
- イ. 洗車場
- ウ. 廃車場
- エ. 検査場
- オ. 売買場
- カ. 整備工場
- キ. 運転教習所及び整備学校（運転及び整備関連の職業訓練施設を含む）
- ク. 「旅客自動車運輸事業法」、「貨物自動車運輸事業法」及び「建設機械管理法」による車庫及び駐機場

動物及び植物関連施設

- ア. 畜舎（養蚕・養蜂・養魚施設及び孵化場などを含む）
- イ. 家畜施設（家畜用の運動施設、人工受精センター、管理舎¹⁰⁶、家畜用倉庫、家畜市場、動物検疫所、実験動物飼育施設、その他の類似するものをいう）
- ウ. 屠畜場
- エ. 屠鶏場
- オ. 作物栽培舎
- カ. 種苗培養施設
- キ. 草花及び盆栽などの温室
- ク. 植物に関連するオ目からキ目までの施設と類似するもの（同・植物園は除く）

糞尿及びごみ処理施設

- ア. 尿処理施設
- イ. 古物商¹⁰⁷
- ウ. 廃棄物処理施設及び廃棄物の減量化施設

矯正及び軍事施設（第1種近隣生活施設に該当するものは除く）

¹⁰⁶ 家畜管理施設。

¹⁰⁷ 鉄やアルミ等のリサイクルのできる廃棄物を売買する業者。

- ア. 矯正施設（保護監護所、拘置所及び刑務所をいう）
- イ. 更生保護施設、その他の犯罪者の更生・保育・教育・保健などの用途に使用する施設
- ウ. 少年院及び少年分類審査員
- エ. 国防・軍事施設

放送通信施設（第1種近隣生活施設に該当するものは除く）

- ア. 放送局（放送番組制作施設及び送信・受信・中継施設を含む）
- ウ. 撮影所
- エ. 通信用施設
- オ. その他のア目からエ目までの施設と類似するもの

発電施設

発電所（集団エネルギー供給施設を含む）で使用される建築物として第1種近隣生活施設に該当しないもの

墓地関連施設

- ア. 火葬施設
- イ. 奉安堂（宗教施設に該当するものは除く）
- ウ. 墓地と自然葬地に付随する建築物

観光休憩施設

- ア. 野外音楽堂
- イ. 屋外劇場
- ウ. 子供会館
- エ. 観望塔
- オ. 休憩所
- カ. 公園・遊園地または観光地に付随する施設

葬儀場〔医療施設の付随施設（「医療法」第36条第1号による医療機関の種類による施設をいう）に該当するものは除く〕

(2) 建築主が「文化芸術振興基金」に出捐することに関する制約

建築主が国家及び地方自治団体でなければ「文化芸術振興基金」に出捐する際に制約はない。

(3) 文化芸術振興基金の使途

韓国の文化芸術支援活動のため使用されている「文化芸術振興基金」に対する評価は、法令による評価、文化芸術委員会の自主評価制度などが設けられている。文化芸術振興法第35条により、文化体育観光部長官は文化芸術振興基金による支援に対する成果を測定・評価して、その結果を次年度3月末までに委員会に報告しなければならない。

2012年4月に文化体育観光部・文化芸術振興基金事業評価団が発行した「2011年度文化芸術振興基金事業評価報告書」の「文化芸術振興基金の事業評価対象の単位事業」をもって基金が支援する事業を確認できる。

図表1-2-15：文化芸術振興基金の事業評価対象の単位事業¹⁰⁸

単位事業	事業詳細	加重値 ¹⁾	事業予算 (百万ウォン)	管理部署
[100] 芸術家の 創造力強化 (22%)	[101]芸術創作支援	6%	6,250	創作振興部
	[102]芸術専用空間の活性化支援★	3%	2,830	
	[103]芸術イベント支援	6%	5,950	
	[104]ヤングアートフロンティア支援	1%	1,080	
	[105]民間国際文化芸術交流支援★	3%	3,100	交流協力部
	[106]国際交流拠点プログラム支援	2%	1,839	
	[107]国際文化機関協力や情報サービス	1%	600	
[200] 文化芸術 空間運営 (2%)	[201]美術館運営	1%	1,284	アルコ美術館
	[202]芸術人材開発院の運営	1%	1,081	アルコ芸術 人力開発院
[300] 生活の中の 芸術活性化 (47%)	[301]文化疎外地域及び階層対象に対す る文化の分かち合い	47%	48,000	文化福祉部
[400] 地域文化 芸術振興 (20%)	[401]地域文化芸術振興★ ²⁾	18%	17,900	交流協力部
	[402]地方自治体の公演芸術活性化支援	2%	2,350	
[500] 芸術の社会的 価値向上 (9%)	[501]文化芸術の広報及び刊行物	1%	702	基金 マーケティング部
	[502]基礎芸術政策研究調査事業	1%	551	企画予算部
	[503]文化芸術社会貢献支援	7%	7,003	芸術分かち合い部
5 単位事業	15 事業	100%	100,520	

1) 加重値は予算編成基準で算定され、単位事業別評価点数の換算時に考慮される。

2) 地域文化芸術支援及び公演場常駐団体育成支援事業は事業の特性を考慮し、一つの事業に統合評価

¹⁰⁸ 『2011 年度文化芸術振興基金事業評価最終報告書』 (2012.4)

第3章 スウェーデン

1 文化政策概要

スウェーデンにおけるパブリックアート政策への取組は欧州内でも歴史が古く、1936年の「スウェーデンの文化・芸術の今後の懸念と提案事項に関する政府報告書¹⁰⁹ (SOU1936:50)」取りまとめ、翌1937年の「文化政策イニシアティブ」国会決議とそれに伴うスウェーデン・パブリックアート庁¹¹⁰ (se: Statenskonstråd, en: Public Art Agency Sweden) 設立といった一連の動きまでさかのぼることができる。

「文化政策イニシアティブ」は公共空間の文化的、社会的価値を高める芸術表現のための経済的機会創出とそれに伴う福祉・生活の質の向上や、芸術家に対する場の提供（公共機関が所有、建設する近代建築の設計（芸術表現部分）への参加機会の提供）を目的とするもので、芸術家に対する支援という性格を持っていた。また、パブリックアート庁の設立趣旨は、全国民が公共の場で日常的に芸術に触れ刺激を受けられるよう、国の関わる施設、環境に芸術作品を配置することにあった。同庁はスウェーデンにおける芸術作品の制作発注者として大きな位置を占め、また芸術関連分野で様々な雇用機会（プロジェクトリーダー、コンサルタント職等）を提供している。

「1% for Arts」政策（通称「1%ルール」）も「文化政策イニシアティブ」の一環として取組が始まったもので、当初は国の建築プロジェクトすべてにおいて総費用の約1%相当が芸術関連に充てられていたが、1947年からは個別プロジェクトでの同ルール適用ではなく国の予算として（パブリックアート庁の事業費も含めた）一定額を確保するという体制に変更。1980年代半ばには国が行う建築事業予算の約1%相当額が充てられるようになった。1980年代後半以降、同ルールは、国が全国で実施した複数のパブリックスペース関連の地域プロジェクトや国会で採択された地域文化協力モデル¹¹¹を通じて地方行政にも普及し、国レベルでは強制力を持つものではなくなった（公共部門の民営化の動き等を背景に1%ルールが明確な目標ではなくなった）が、2000年以降は再び脚光を浴び、公共の環境において現代美術が果たす役割についての議論が行われ、自治体の

¹⁰⁹ 報告書ではパブリックアート庁の設立を提言し、児童や若者が多く訪れる施設で芸術的装飾が不足していると指摘。詳細については2（1）項を参照。

¹¹⁰ パブリックアート庁はパブリックアートを管轄する国（文化省）の機関となり、審査はパブリックアート庁が行う。同庁の財源適用のプロセスや雇用・規模については、「（3）実施主体、規制主体 ア 国家建設プロジェクトにおけるパブリックアート庁の財源適用」を参照されたい。

同庁には第三者機関（諮問委員会）は設置されているが、この委員会が審査を行うわけではない。なお、国の財源適用に1%ルールは適用されていない。

パブリックアート庁 <http://www.statenskonstrad.se/en/>

¹¹¹ 1988年～1990年代初頭にパブリックアート庁などの公共機関やスウェーデン芸術家協会によって実施された「Konst där vi bor」、1997～2009年まで実施された「Vidgade uppdraget」などのパブリックスペース関連のプロジェクト、2009年に国会で決議された「Kultursamverkansmodellen」（地域文化協力モデル）などが1%ルールを導入する自治体の増加に影響したと思われる（スウェーデン芸術助成委員会へのヒアリングによる）。

関連プロジェクトに対して国が協力するなどの取組も見られる。

ルールは自治体によって実施規模・形態がまちまちであるが（例えば予算規模では自治体により 50 万クローナ～300 万クローナの格差あり）、おおむね肯定的に捉えられている（2012 年、同国文化省関連機関「スウェーデン芸術助成委員会」調べ）。一方で 1%ルールを廃止した自治体からは「芸術が建築物に拘束される」との指摘も存在する。なお 1%ルールはその誕生時の趣旨を反映し、大半が公共の建築プロジェクトを対象としており、民間案件での取組は限定的である。

また文化政策の財源目的のみで徴収される税目はなく、宿泊税、入場税も付加価値税として徴収される。

2 「1% for Arts」の取組事例

(1) 事例の概要

スウェーデンの「1% for Arts」は、現地では 1%ルール (1%-regel, en procentregeln) 等と呼ばれ、1937 年にスウェーデン・パブリックアート庁¹¹² (se: Statens konstråd, en: Public Art Agency Sweden) の設立に関する国会決議 (proposition 1937:57) に伴い採択された、政府の「文化政策イニシアティブ¹¹³」の一環であり、「推奨 (Recommendation)¹¹⁴」である。1930 年代当時の推進役となったのは、当時の社会民主派の教会相 (se: ecklesiastikministe、現在の教育相)、アルトゥール・エングベリ (Arthur Engberg) であった¹¹⁵。

この文化政策イニシアティブの目的は、①社会で共有するパブリックスペースの文化的、社会的価値を高める芸術表現のための経済的機会を創出し、福祉と生活の質に資すること、②公共機関が所有、建設する近代建築の設計 (芸術表現部分) への参加機会を芸術家に提供すること、の 2 点であった¹¹⁶。

パブリックアート庁設立に関する国会決議にあたっては、前年の 1936 年に「スウェーデンの文化・芸術の今後の懸念と提案事項に関する政府報告書¹¹⁷ (SOU1936:50)」が作成されており、パブリックスペースにおける芸術表現のための機関 (後のパブリックアート庁) の設立を求めると同時に、特に学校や病院など、子どもや若者が多く訪

¹¹² パブリックアート庁はパブリックアートを管轄する国 (文化省) の機関となり、審査はパブリックアート庁が行う。同庁の財源適用のプロセスや雇用・規模については、「(3) 実施主体、規制主体 ア 国家建設プロジェクトにおけるパブリックアート庁の財源適用」を参照されたい。

同庁には第三者機関 (諮問委員会) は設置されているが、この委員会が審査を行うわけではない。なお、国の財源適用に 1%ルールは適用されていない。

¹¹³ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹¹⁴ パブリックアート庁へのヒアリングによる。

¹¹⁵ パブリックアート庁へのヒアリングによる。

¹¹⁶ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹¹⁷ Betänkande och förslag angående beredande av vidgade arbetsuppgifter för svenska konstnärer :

http://weburn.kb.se/metadata/740/SOU_1378740.htm

れる建物に芸術的な装飾が不足していることが指摘されていた¹¹⁸。

現在、1%ルールは県 (county¹¹⁹) や基礎自治体 (municipality¹²⁰) で任意に採用されており、導入を決定するのは個々の県、基礎自治体の判断に委ねられている。1%ルールはあくまで「推奨」に過ぎず、スウェーデンの法律や法的義務との関連は一切ない¹²¹。そのため、罰則等も存在しない。

国のパブリックアート庁の建築プロジェクトについては、1947年以降は1%ルールを採用しておらず、個別のプロジェクトに対する芸術表現に係る費用の割合に基準はない。

しかし、文化省が管轄する文化行政機関のスウェーデン芸術助成委員会¹²²は、その調査報告書¹²³の中で、建設プロジェクトを通じて芸術表現の機会を開く1%ルールを非常に高く評価しており、多くの例外事項が存在するルールではあっても、このモデルに留まり、今後も開発を継続するに値する制度とみなしている。

また、パブリックアート庁も、県や基礎自治体と協力し、今後も専門家としての情報を提供しながら、計画と建設の両面でパブリックアートを実現していくための新しい方法を常に開発していくとしている¹²⁴。

(2) パブリックアート庁

文化省が管轄するパブリックアート庁 (1937年の設立当時は評議会) の取組は、芸術家への支援や国家予算によって保証された財源など、国によるパブリックアートの実施モデルとしてヨーロッパで最も古く、最も安定したものの一つである。

パブリックアート庁の設立趣旨は、スウェーデン全国の国の施設、不動産、環境に芸術作品を配置することである。これらの芸術作品を設置する目的は、すべての国民が、居住する場所を問わず日常生活の中で現代美術に触れ、公共の環境で芸術から刺激を受けられるようにすることであった。

また、同庁はスウェーデンにおける芸術作品の制作委託者 (制作発注者) として大きな位置を占めており、芸術家 (また、その他の芸術関係の専門家や建築家など) に対し、作品制作者、あるいは他の芸術家に対して専門性を発揮するプロジェクトリー

¹¹⁸ <http://kulturdelen.nu/2013/mindre-till-konstnarer-vid-nybygge/>

¹¹⁹ スウェーデン語でランスティング (landsting) と呼ばれる。

¹²⁰ スウェーデン語でコミューン (kommun) と呼ばれる基礎自治体。

¹²¹ パブリックアート庁へのヒアリングによる。

¹²² 文化省が管轄する公共機関で、芸術家への支援 (助成、外国とのコンタクトの促進、保険や税などに関する情報提供等)、芸術家の経済的・社会的状況に関する情報収集と政府や官公庁への基礎データ提供を行っている。se: Konstnärnsämnden, en: Swedish Arts Grants Committee <http://www.konstnarsnamnden.se/>

¹²³ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹²⁴ <http://www.konstnarsnamnden.se/default.aspx?id=16314>、パブリックアート庁へのヒアリング調査による。

ダーやコンサルタントといった多大な雇用機会を提供している¹²⁵。同庁が委託した作品は、未来の世代への文化遺産として国のコレクションとなり、子どもや青少年に関連する公共施設プロジェクトの優先度が高い。近年では、学校環境の設計への関与に重点が置かれている¹²⁶。また2008年以降、同庁には透明性確保のための諮問委員会が設置されている¹²⁷。パブリックアート庁設立の1937年以後10年間は、すべての国の建設プロジェクトで約1%相当額が芸術目的に充てられ、パブリックアート庁がプロジェクトごとにその都度充当額を承認していた¹²⁸。1947年からは、国の予算の中に、芸術作品、およびパブリックアート庁の事業費の財源確保も含めた、一括した予算を確保する（つまり、個々のプロジェクトは必ずしも1%ルール原則に拘束されない）という体制に変更された。これは、予算上の理由によるものであったものの¹²⁹、1984年には、同庁の事業費と作品のための予算額が国の行う建築事業の予算の約1%（約2,300万クローナ¹³⁰）に達した。つまり、スウェーデンの国家行政における「1% for Arts」は、国が行う建築事業の予算における個別の支出項目としてではなく、事業を担当する国の機関の年間事業予算原則として達成されたといえる¹³¹。

1990年代以降は、国の公共建築局（Byggnadsstyrelsen）の廃止や、公共部門の一部民営化などにより、国のパブリックアートに関する取組を1%ルールに照らして追跡することは困難になった。また、1990年半ばから公共の環境の所有権における国の影響力にも変化が生じたため、1%ルールの達成はもはや明確な目標とはみなされなくなった¹³²。

2000年代以降、国内ではパブリックアートよりさらに広い意味を持つパブリックスペースの活用についての関心が高まるようになった¹³³。それに伴い、1%ルールが一つのモデルとして再び注目を集めるようになり、一般的には地方行政（基礎自治体、県）レベルで実践されているほか、国レベルでも議論の対象となっている¹³⁴。2012年度は、パブリックアート庁の一般管理費に790万クローナ、アートプロジェクトの費用に3,310万クローナの予算が計上されたが、これらは1%ルールには拘束されてお

¹²⁵ http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/TaidettaArkeen_liitejulkaisu.pdf?lang=en

¹²⁶ http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/TaidettaArkeen_liitejulkaisu.pdf?lang=en

¹²⁷ <http://www.statenskonstrad.se/se/ServiceMenuTop/In-English/Organization>

なお、スウェーデンでは、すべての公共事業に談合を防止する法律規定がある（パブリックアート庁へのヒアリングによる）。

¹²⁸ パブリックアート庁の設立以前は、国（枢密院における王）、民間からの寄付、非営利団体が散発的に公共の環境の芸術的設計に寄与していた。同庁の設立により、国は公共の環境の設計に対する長期的な責任から解放された。

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹²⁹ http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹³⁰ 1クローナ=約15.4円（本報告書執筆中の2014年2月時点）

¹³¹ http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/TaidettaArkeen_liitejulkaisu.pdf?lang=en

¹³² http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹³³ スウェーデン芸術助成委員会へのヒアリングによる。

¹³⁴ http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

らず、アートプロジェクト費用予算額が国の行う建築事業費の1%であるかどうかは考慮されていない¹³⁵。

なお、個々の建設プロジェクトにパブリックアート庁の財源を適用するには、プロジェクト実施側からの申請が必要である（次項に詳述）。

【参考】パブリックアート庁「パブリックスペースを形づくるアート—思考と行動における協力¹³⁶」プロジェクト¹³⁷

現在スウェーデンでは現代美術がどのように公共の環境に貢献できるかについて議論が行われている。パブリックアート庁は、過去4年間で全国13の自治体の公共空間のパブリックスペース設計・建設プロジェクトを通じて、パブリックスペースの構築における協力という政府ミッションを実行してきた。その結果、芸術的には短期的な行動だが、物理的には永久の芸術的・建築的ソリューションとなる芸術家たちの新しい取組が生まれた。

このプロジェクトは、スウェーデン政府のイニシアティブによるもので、パブリックアート庁、国家遺産局（The Swedish National Heritage Board）、BOVERKET（スウェーデン住宅、建物、設計局）、スウェーデン建築デザインセンターによって実施され、プロジェクトの成果をまとめた“報告書”¹³⁸が作成されている。組織や共同体における新しい形のコミュニケーション・思考・行動、そしてパブリックスペースの設計や建設の新たなソリューションが現代美術を通じて生まれたことは、この政府ミッションの大きな成果となった。

（3）実施主体、規制主体

現在、1%ルールは、地方行政で任意に実施されている施策となり、実質的に国の建築プロジェクトには適用されていない。したがって、国家建設プロジェクトにおけるパブリックアート庁の財源適用については、以下「ア 国家建設プロジェクトにおけるパブリックアート庁の財源適用」において参考として記載する。

ア 国家建設プロジェクトにおけるパブリックアート庁の財源適用

（ア）パブリックアート庁の雇用の仕組¹³⁹

パブリックアート庁では、事務職員の他に、芸術家、芸術関係の専門家、建築家をさまざまなプロジェクトのプロジェクトリーダーやコンサルタントとして雇用している。

¹³⁵ http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/TaidettaArkeen_liitejulkaisu.pdf?lang=en

¹³⁶ se: Konsten att gestalta offentliga miljöer - Samverkan i tanke och handling

¹³⁷ パブリックアート庁へのヒアリングによる。

¹³⁸ http://www.statenskonstrad.se/wp-content/uploads/2013/12/konsten-att-gestalta-offentliga-miljoer_2013.pdf

¹³⁹ <http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/OKM5.pdf?lang=en>

プロジェクトリーダーについては、4～5年のコンサルティング契約で1回に6名を採用し、ストックホルムに3名、ヨーテボリ、ルンド、ウメオに各1名を配置している。

また、国家機関の施設など、一定の場所に複数の作品をコレクションとしてまとめて配置するプロジェクトなどには、有期契約で別途コンサルタントを雇用する。コンサルタントは国内各地で業務を行い、独自に作品の買い付けも行う（2012年現在10名のコンサルタントを雇用）。

実際のアートプロジェクトにおける作品案の発注や契約は、プロジェクト別に年間約60名のプロの芸術家との間で行われている。作品はまずスウェーデンに在住し、国内で活動している芸術家に発注するが、国外に在住し活動している芸術家に発注することも可能である。

プロジェクトに芸術家、プロジェクトリーダー、コンサルタントを雇用するにあたり、パブリックアート庁は国内各地のさまざまな関係者（美術館、芸術系教育機関、県、基礎自治体、団体）と共同でイベントや催しを開催して人材を発掘している。プロの芸術家たちは、これらの機会を活用して現職のプロジェクトリーダーや買い付け担当のコンサルタントに自分の作品をプレゼンテーションすることができる。また、芸術家はパブリックアート庁が管理する芸術家バンクにいつでも資料を提出することができる。資料は願書の一環とみなされ、3年間の有効期間を経て動きがない場合はアーカイブ化される。

(イ) 国の建設プロジェクトにおけるパブリックアート庁の財源適用¹⁴⁰

国の建設プロジェクトの場合、個別のプロジェクト（改修、補修を含む）へのパブリックアート庁の財源の適用は、公共プロジェクトの一環として自動的に採用されるわけではなく、当該不動産の将来の所有者、またはプロジェクトの発注者・ディベロッパーがパブリックアート庁に申請書を提出することによって、初めてパブリックアート庁の審査が開始される。

申請が受け入れられた場合は、パブリックアート庁のプロジェクトリーダー¹⁴¹のうち1名が、プロジェクトや実施場所についてより詳細に評価し、日程を定める。

次に、プロジェクトに対して、プロジェクトの不動産所有者・発注者、完成後の使用者の代表者、建築家、プロジェクトに不可欠なその他のグループの代表者など、申請者側の代表者から構成される作業部会を設置する¹⁴²。作業部会は、具体的なスペース・場所またはその他の環境、作品の特殊なニーズやその要件など、

¹⁴⁰ <http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/OKM5.pdf?lang=en>

¹⁴¹ プロジェクトリーダーとは、パブリックアート庁に雇用された者の職務名である。

¹⁴² 設置するのはパブリックアート庁と考えられるが、成員となるのは申請者側の代表者である。

アートプロジェクトの枠組みを精査する。パブリックアート庁のプロジェクトリーダーは予算案を作成し、作業部会は芸術作品の調達方法（コンペなどを提示することも可能）や芸術家の選定の原則案を作成する。芸術作品の調達方法、芸術家の選定、予算に関する最終決定は、パブリックアート庁の芸術担当者が行う。

政府の建設プロジェクトの場合、通常パブリックアート庁が芸術に関する調達の全額を拠出する。国営企業や国有会社の場合は、費用を折半するのが普通である。

対象箇所に設置する作品の制作者として選任された芸術家（1名または複数）は作品案を作成する。パブリックアート庁、不動産所有者、使用者の代表者が、芸術的観点と制作に係る費用を考慮の上、その作品案を承認すれば、芸術家と契約を締結する。パブリックアート庁のプロジェクトリーダーはプロジェクトの当事者の連絡担当と予算作成を担当し、作品の完成、引き渡しまでアートプロジェクトの進行を監督する。

プロジェクトの委託作品は不動産・建物の必須部分として取り扱われる。また建物に統合、固定されたそれらの芸術作品の所有権、保守・管理責任は不動産所有者にある¹⁴³。

イ 地方行政における概要

地方行政において、この1%ルールはあくまで財政上の原則に過ぎない。そのためルールに強制力はなく、実際の芸術作品の発注や制作の実現についても一切拘束はない。このルールを採用している自治体は全国290のうち102にのぼり（2009年現在）¹⁴⁴、スウェーデン全国の数千か所に実例が見られる¹⁴⁵。

(ア) 地方行政における1%ルールの導入および実施状況

地方行政における1%ルールの実施主体は各基礎自治体、または県であり、国からの干渉はない。ルール自体の導入の是非や実施形態も各自治体が独自に決定し、それぞれ実施主体を決めている。自治体の中でも、1%ルールの運用を主導するのは主に文化行政部門となり、建設担当部門、建設会社等との連携が見られる。実際の業務には芸術制作の要請、芸術家やプロジェクトグループとの契約、実行状況の監督などが含まれる。

スウェーデン芸術助成委員会¹⁴⁶が2012年に国内の自治体に対して実施した調査

¹⁴³ http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/TaidettaArkeen_liitejulkaisu.pdf?lang=en

¹⁴⁴ 1 % regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

¹⁴⁵ Konstnärernas riksorganisation (スウェーデン芸術家協会 KRO) <http://www.kro.se/>

¹⁴⁶ 文化省が管轄する公共機関で、芸術家への支援（助成、外国とのコンタクトの促進、保険や税などに関する情報提供等）、芸術家の経済的・社会的状況に関する情報収集と政府や官公庁への基礎データ提供を行っている。se: Konstnärnsämnden, en: Swedish Arts Grants Committee <http://www.konstnarsnamnden.se/>

によると、ゴットランドが1957年に国内で初めて1%ルールを採用を「原則として決定 (decision in principle)」しており、その他にはシェレフテオが1962年にルールの導入を決定 (decision) した。エレブルー県は1967年にルールを決議 (resolution) している¹⁴⁷。また、首都ストックホルムでは1963年からこの原則を遵守している¹⁴⁸。

(イ) スtockホルム市の取組¹⁴⁹

ストックホルム市では、1963年に市の建築物の建築費のうち一定割合を芸術的装飾に割り当てること政治家の判断により決定された。それ以来、補助金の額は何度か見直しが行われているものの¹⁵⁰、概ね現在の1%で推移しており、1963年以来、市議会の決議により1%ルールを採用したプロジェクトが50以上実現している。

ルールの導入以来、ルールを管轄する市の部署についても組織改編が行われており、現在はストックホルム市の文化行政機関の一つでパブリックアートを管轄する Stockholm konst¹⁵¹が担当している。

1%ルールによって確保されたパブリックアートのための財源は芸術家の制作費や報酬にのみ使用され、組立作業やその他の周辺コストは建築費から賄われる。

建設プロジェクトに1%ルールを適用するかどうかは市の公営企業や官庁のすべてが完全に独自に判断できる。また、1%ルールは分野を問わずあらゆる公共建築物に適用されているが、特に教育、レジャー関連の施設への適用が多い。

(ウ) スウェーデン芸術助成委員会による調査

スウェーデン芸術助成委員会は、2012年に、全国の基礎自治体および県における1%ルールの導入、実施状況に関する調査（以下『スウェーデン芸術助成委員会の調査』とする）を実施し、178の基礎自治体¹⁵²、19の県¹⁵³から回答を得た。下の表は回答のあった自治体の内訳である。

¹⁴⁷ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁴⁸ <http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/OKM5.pdf?lang=en>

¹⁴⁹ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁵⁰ 導入当初、学校、コミュニティセンター、スポーツ施設、病院、高齢者施設、児童養護施設には建築費の2%が設定されていた。Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁵¹ <http://www.stockholmkonst.se/>

¹⁵² 全国の基礎自治体の62%に相当。Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁵³ 全国の県の90%に相当。Ingen regel utan: undantag:

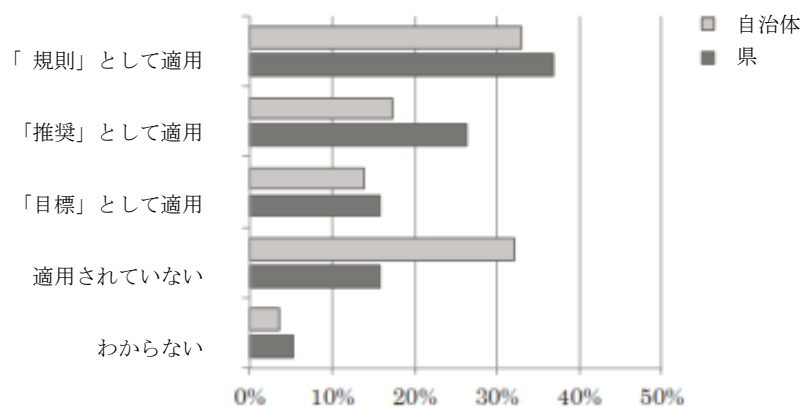
http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

図表1-3-1：スウェーデン芸術助成委員会調査に回答した自治体の内訳¹⁵⁴

分類	数	回答数	回答率 (%)
大都市	3	3	100 %
大都市近郊の自治体	38	26	68 %
人口5万～20万人の主要都市	31	19	62 %
主要近郊の自治体	22	11	50 %
通勤圏の自治体	51	36	71 %
観光・ホスピタリティ産業がある自治体	20	14	70 %
製造業がある自治体	54	36	67 %
人口密度が高い地域の自治体	35	21	60 %
過疎自治体 (20)、過疎地域の自治体 (16)	36	12	33 %
合計	290	178	62 %

(エ) 1%ルール の位置づけ

図表1-3-2：1%ルールの適用に関する基礎自治体および県の回答¹⁵⁵



1%ルールの位置づけは「規則(rule)」「推奨(recommendation)」「目標(goal, target)」等と自治体によって異なり、ルールの実施基準も自治体ごとに異なる¹⁵⁶。

¹⁵⁴ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁵⁵ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁵⁶ 工業用建物は対象外 (ハルムスタッド)、一定の建築費を超える場合にのみ1%ルールが適用される (イエヴレ、クロノベリ県) などの例が見られる。1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

スウェーデン芸術助成委員会の調査で当該項目に回答した 115 の自治体のうち 33%、19 の県のうち 37%が、1%ルールを「規則」として採用している。「推奨」「目標」といったその他の適用形態も含めると、スウェーデン芸術助成委員会の調査に回答した自治体の 64%、県の 79%が何らかの規則に従って 1%ルールを適用していることになり、建造物への芸術表現の導入に積極的な姿勢が見られる。

ただし、スウェーデン芸術助成委員会の調査では、導入された 1%ルールの実際の運用状況にはばらつきがあり、「規則」として正式に導入されていたとしても実質的には「推奨」に近い形の運用となっていたり、県のレベルでも組織改編によって 1%ルールの担当部門が消滅してしまい、ガイドラインが作成されていても実際には運用が行われていないケースもあることが判明している。また、「規則」「推奨」「目標」のいずれの場合でも、1%ルールを採用するかどうかはプロジェクト実施者の任意となり、拘束力はない。

スウェーデンの三大都市では、ストックホルムとヨーテボリで「規則」、マルメで「推奨」として運用されている。マルメ市は、1997年にルールが導入され、建設費に対する芸術表現の割合として 1.5%が設定されたが¹⁵⁷、市の組織上の問題から運用に停滞が見られた。同市は 2013年夏に規定を改正することを決定している。

図表 1-3-3 : 1%ルールの適用状況

	規則 (%)	推奨 (%)	目標 (%)	適用されていない (%)
三大都市を除く主要都市	41	18	18	23
主要都市近郊の自治体	28	39	6	27
人口密度の高い自治体	25	6	31	38

また、1988～1992年、2005～2011年の2つの時期に議会でルール導入に関する決議を行った自治体が多く¹⁵⁸、回答した自治体のうち 44、県のうち 11で政治的判断により導入が決定している。その一方で、中には政治的な介入を一切受けることなく、パブリックアート担当部門の判断のみで 1%ルールの適用を決定できるとする自治体も見られる¹⁵⁹。

¹⁵⁷ 1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

¹⁵⁸ 1988年～1990年代初頭にパブリックアート庁などの公共機関やスウェーデン芸術家協会によって実施された「Konst där vi bor」、1997～2009年まで実施された「Vidgade uppdraget」などのパブリックスペースに関するプロジェクトや、2009年に国会で決議された「Kultursamverkansmodellen」（地域文化協力モデル）などが 1%ルールを導入する自治体の増加に影響したと思われる（スウェーデン芸術助成委員会へのヒヤリングによる）。

¹⁵⁹ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

(オ) 地方行政における芸術家への芸術表現の委託¹⁶⁰

スウェーデン芸術助成委員会の調査では、調査に回答した自治体の96%、県の67%が、1%ルールを適用するかどうかには関係なく芸術家に芸術作品の制作を委託していると回答した。また、基礎自治体の68%、県の91%が、ギャラリー等からすでに完成している芸術作品を購入している。

なお、建設会社側が設計過程で雇用した建築家やデザイナーの費用は1%ルールではカバーされない¹⁶¹。

(カ) パーセントの算定根拠

1%ルールをスウェーデンで導入した際、同施策はすでにアメリカやドイツに存在しており、特にスウェーデン独自の施策というわけではなかった¹⁶²。

また、現在、国の建設プロジェクトは必ずしも1%の割合に拘束されていない。地方行政においては、図のようにスウェーデン芸術助成委員会の調査に回答した自治体の多くが1%を採用しているが、中には表のように1%以外の割合の採用例も見られる。

¹⁶⁰ Ingen regel utan: undantag:

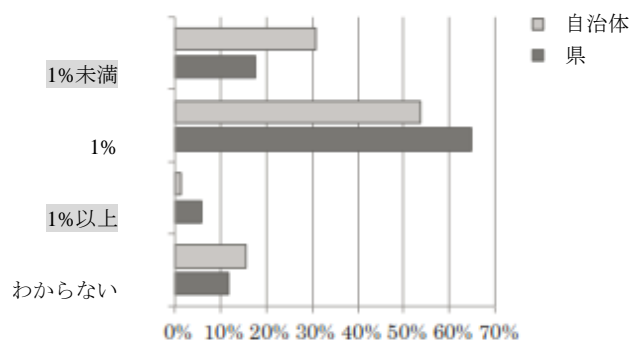
http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁶¹ パブリックアート庁へのヒアリングによる。

¹⁶² 1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

図表1-3-4：採用しているパーセントに関する基礎自治体および県の回答¹⁶³



図表1-3-5：1%以外の割合を適用している基礎自治体および県の例¹⁶⁴

基礎自治体または県	採用事例
ストックホルム県	病院には2%、外来診療科、行政機関には1%
シェーブデ	1%ルールに関する正式な決定は行われていないが、芸術表現への支出はほぼ1%に達している。
ヨンショーピング	建設予算全体の0.5%、改築の場合は0.3%
ハルムスタッド	0.5%
マルメ	1.5%が設定されているが、市の行政における本ルールの優先度は低く、市の組織上の問題により十分な運用が行われていない。
ルンド	2%を設定し、新築だけでなく建て直しにも適用

1%ルールの算定根拠としては、スウェーデン芸術助成委員会の調査に回答した基礎自治体・県の合計81%が個別の建設プロジェクトの予算、7%が基礎自治体・県の正味設備投資予算に基づくものと回答している¹⁶⁵。その他の回答には、合意済み建設費（建設費+ディベロッパーフ）の1%、税を財源とする不動産の建設費の1%、建設充当資金、建設費などがあつた¹⁶⁶。

(キ) 1%ルールの対象

¹⁶³ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁶⁴ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf、ハルムスタッド、ルンドの回答は1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

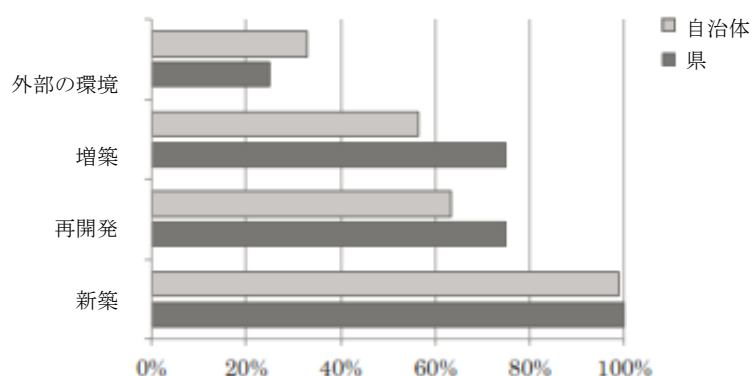
¹⁶⁵ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁶⁶ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

図表 1-3-6 : 1%ルールの対象¹⁶⁷



スウェーデン芸術助成委員会の調査に対する基礎自治体、県のすべてが新築を対象とすると回答した。また、60%が増改築も対象となると回答したが、外部環境（公園、道路、パブリックスペース）の改修も対象となるとする回答は30%に留まった。

ヨーテボリ市は2013年1月にパブリックスペースにおける芸術表現に関して新しいガイドラインを採用し、市当局、または市が100%所有する公営企業の事務所や住宅の新築、増改築の芸術的装飾やデザインに1%ルールが適用されることになった。また、パブリックスペースの建設や改修への1%ルールの適用も検討されている。同市では、文化委員会がプロセスの保持と1%ルールの監督責任を負っている。

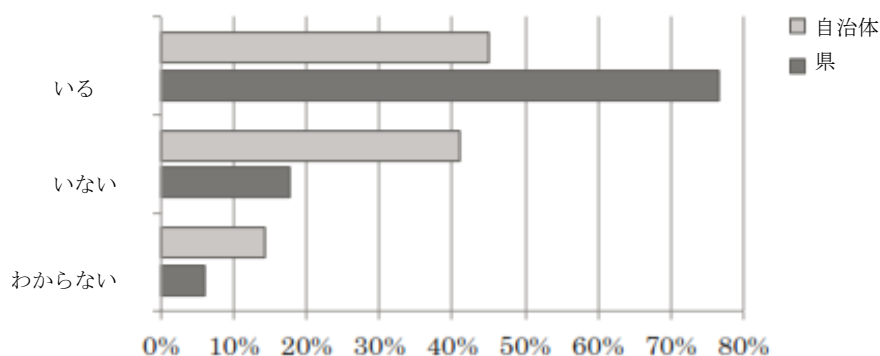
また、クロノベリ県の例では、建築費が2,000万クローナを超過した場合に1%ルールが効力を持つ。つまり、この場合は少なくとも20万クローナを芸術表現に割り当てることができる。

¹⁶⁷ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

(ク) 適用に係る諸手続き¹⁶⁸

図表1-3-7：1%ルール適用手続きが確立されているかに関する
基礎自治体および県の回答¹⁶⁹



スウェーデン芸術助成委員会の調査に回答した県の77%が1%ルール適用にあたり決まった手続方法を確立しているが、自治体の場合は45%にすぎない。ただし、中には適用手続きを準備中または改定中の自治体も見られる。大都市、大都市近郊の自治体、主要都市、製造業のある自治体では、決まった手続きを踏んだうえで1%ルールが適用されている。

¹⁶⁸ Ingen regel utan: undantag:

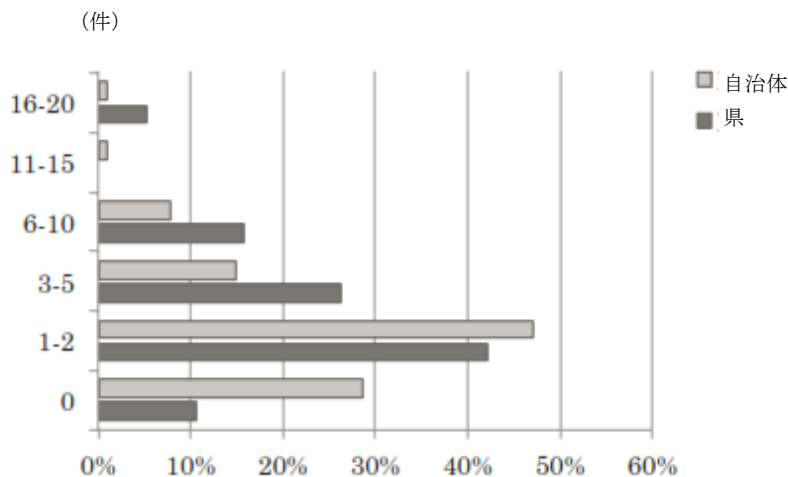
http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁶⁹ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

(ケ) 実施件数

図表1-3-8：2011年に芸術家に提供された芸術表現の委託件数¹⁷⁰



ここでは、自治体の規模が大きければ大きいほど芸術制作の発注が多く、小規模の自治体では少ない状況となっている。大都市では2011年に11～20件の委託があるが、比較的規模の大きな都市では3～10件、それ以外では年間1～2件が普通である。スウェーデン芸術助成委員会の調査に回答した115の自治体のうち15自治体（13%）では2011年度にまったく委託が行われなかった。この15自治体には、主要都市も含めたあらゆる種類と規模の自治体が含まれている。

県では、年間16～20件という回答が1県であったが、その他は大半が1～2件、まったく委託を行わなかった県も8県あった。

ただし、各プロジェクトは必ずしも単年で完結するものばかりではないため、委託のあった翌年などには別の新たな委託が行われない場合もあることを考慮すべきである¹⁷¹。

(コ) 基金の有無、基金の概要、基金の運営主体

国の建設プロジェクトでは1%ルールは適用されていない。地方行政の場合、導入自治体によって体制が異なるが、スウェーデン芸術助成委員会の調査では、回答した基礎自治体・県の80%以上が得られた資金を当該建設プロジェクトに直

¹⁷⁰ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

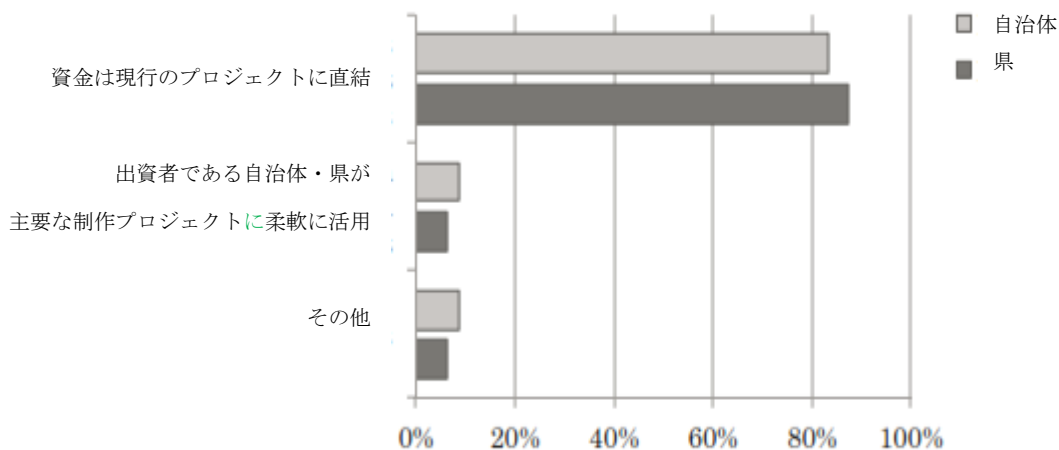
¹⁷¹ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

接活用すると回答している。しかし、レギオン¹⁷²ゴットランドのように、余剰の資金を備蓄に回し、他の制作プロジェクトに使用することがガイドラインに記載されている場合もある¹⁷³。また、ルンドでは、0.5%を芸術作品の補修・改修のための基金に充当している¹⁷⁴。

スウェーデン芸術助成委員会によると、同委員会の調査で得たコメントからは、基礎自治体・県の双方でプロジェクトから余剰の資金を回収し、基金に割り当てる傾向が高まっていることが窺える。また、建設プロジェクトの規模によってルール適用に制限がある自治体からは、基金を蓄えることによって、小規模の建設プロジェクトにも制作のための財源を柔軟に割り当てるのが可能になるのではないかとの意見もあった¹⁷⁵。

図表 1-3-9 : 資金の管理と割り当てに関する基礎自治体および県の回答¹⁷⁶



(サ) 導入の背景

スウェーデンの場合、総工費の少なくとも1%を芸術的用途に充当するという発想は、教育的理想の実現を目指したものであった。

第一に、より多くの人々が芸術に触れる機会を提供し、公共施設の美観を整備すること、第二にパブリックスペースの設計においてプロの芸術家はその専門性

¹⁷² se: region

県 (ランスティング) よりさらに権限が広い広域自治体。ゴットランドには県はない。

¹⁷³ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁷⁴ 1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

¹⁷⁵ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁷⁶ Ingen regel utan: undantag:

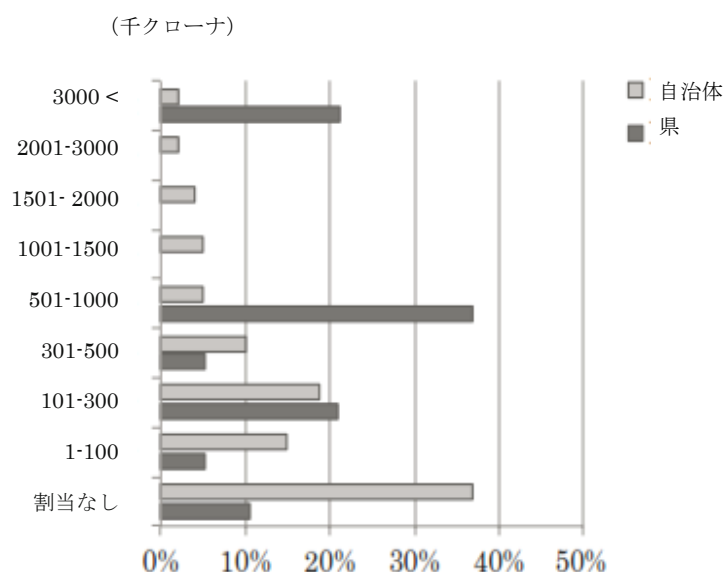
http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

を發揮できる状況を創り出すことを目標とした¹⁷⁷。1%ルール of 採択に関する議案（SOU1936:50）の中では、特に学校や病院など、子どもや若者が多く訪れる建物に芸術的な装飾が不足していることが指摘されていた。さらに、すでに1930年代から出ていた、仕事がないことに対する芸術家たちからの不満にも対応する施策であった¹⁷⁸。

また、1%ルールが採択された1930年代は建設産業にも大きな変化が見られ、建築家、芸術家、大工などその他の専門家の緊密な協力に基づいて建てられる職人的な作業が、次第に設計や施工を一手に引き受ける総合建築業者によるものへと変化しつつある時代だった。公共の建築物や環境の設計・建設が日増しに産業化していく中で、1%ルールによってアートのための空間を安定的に、かつ長期的な経済性に根ざして創出することが期待された¹⁷⁹。

(シ) 割当額または発注額

図表1-3-10：2011年度の芸術制作への割当額¹⁸⁰



芸術制作への割当額には大きな開きが見られるが、スウェーデン芸術助成委員

¹⁷⁷ Kulturrådet (Swedish Arts Council, スウェーデン芸術評議会)ウェブサイト:

<http://www.kulturradet.se/en/In-English/>

¹⁷⁸ <http://kulturdelen.nu/2013/mindre-till-konstnarer-vid-nybygge/>

¹⁷⁹ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁸⁰ Ingen regel utan: undantag:

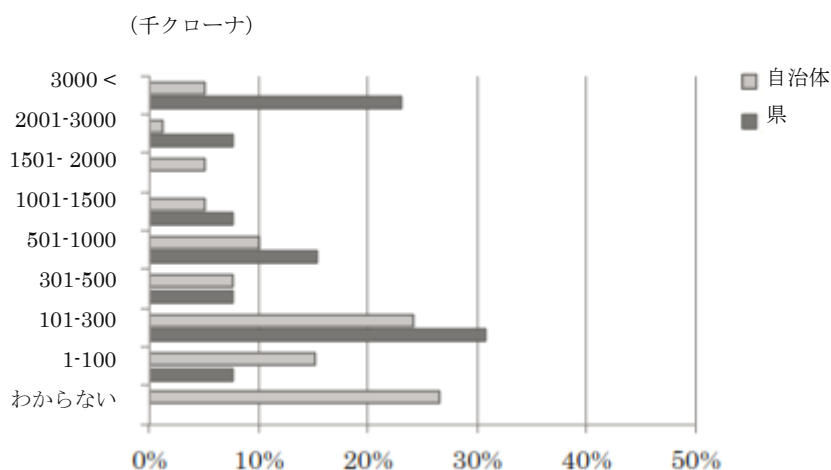
http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

会の調査によると、県レベルで50万～100万クローナ¹⁸¹の予算が一般的である。予算が300万クローナを上回る県は4件あったが、その一方で財源不足と回答した県も2県あった¹⁸²。

自治体レベルでは、回答した自治体の37%が財源不足であるとし、その他も1～50万クローナの水準が最も多い。スウェーデン最北の自治体で大規模な鉱山都市公園を建設中のキルナでは、300万クローナを上回る額が計上された。観光・ホスピタリティ産業のある自治体では、当該自治体の半数で10万～20万クローナが計上されている。主要都市の割当額は、割当なしから300万クローナまで分散している¹⁸³。

また、2011年度に進行中だったプロジェクトの発注額に関するスウェーデン芸術助成委員会の調査に対する基礎自治体および県の回答は次の通りである。

図表1-3-11：進行中のプロジェクトの発注総額（2011年）¹⁸⁴



基礎自治体、県とも、最も多かった回答は10万～30万クローナ¹⁸⁵未満の水準であったが、全体的には非常にばらつきが大きい。また、この質問に対する県の回答率が半数に過ぎなかったことから、多くの県で数値を把握していなかったか、データが入手不可能だった可能性がある。自治体でも27%が発注額は不明であると回答している。回答状況から判断すると、実際の施工が建築会社や住宅会社な

¹⁸¹ 1クローナ=約15.4円（本報告書執筆中の2014年2月時点）

¹⁸² Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁸³ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁸⁴ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁸⁵ 1クローナ=約15.4円（本報告書執筆中の2014年2月時点）

どによって処理されることから、金額を直接把握していない行政担当者(回答者)が多かったのではないかと考えられる¹⁸⁶。

(ス) 成果や課題

スウェーデン芸術助成委員会の調査において、1%ルールは「実施モデルにばらつきはあるものの、パブリックスペースの芸術性向上のための条件であるという一定の共通認識に達している」と、全体的には肯定的に位置づけられている。スウェーデンの芸術家組合(スウェーデン芸術家協会 **Konstnärernas riksorganisation, KRO**)も、ルールの遵守をさらに推進するとともに、実施にあたっては、高い芸術性の維持に道路などのインフラ整備と同等の配慮をすべきであるとしている¹⁸⁷。

その一方で、1%ルールを廃止した自治体からは、「1%ルールは分かりやすく適用しやすいが、同時に芸術が建築物に拘束されてしまう」などの点も指摘されている¹⁸⁸。

パブリックアート庁は、本調査で実施したヒアリングで「パブリックアートは多くの要件を満たしていなければならず、スウェーデン・パブリックアート庁は建築物や環境におけるパブリックアートを質と実用的側面の両方から常に評価、改善している」と回答している。

スウェーデン芸術助成委員会の調査では、1%ルール改善のためのさらなる課題として次の項目を挙げている。

1. 1%ルールのよりよい運用
 - ・ルールの適用に関する文書の作成、導入
 - ・芸術的スキルの高い人材が責任を持って制作と作品の実現に取り組むこと
 - ・一連のプロセスにおける複数の専門家、部署、企業の協力
 - ・市民や利用者の影響力を作品や芸術家の選定に活用
 - ・計画段階や技術的、経済的、創造的問題の解決にさまざまな分野の人材が共同であたる。
 - ・芸術家の作品制作中のさまざまな問題をアートマネージャーがサポート
2. 芸術家の状況の改善
 - ・プロジェクトや作業工程などにおける研修の実施
 - ・業務または芸術作品に対する報酬を雇用契約書の書式に明記
 - ・調達側の理由による遅れから生じた材料費の増額は調達側が補償する条項を委託契約に含める。

¹⁸⁶ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁸⁷ Konstnärernas riksorganisation (スウェーデン芸術家協会 KRO) <http://www.kro.se/>

¹⁸⁸ 1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

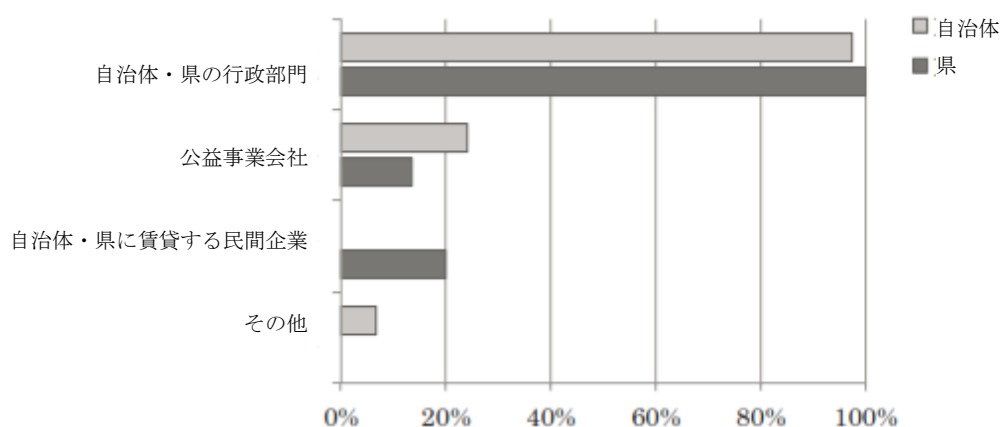
<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

3. 公共調達への推進
- ・付託事項の明確化
 - ・審査グループの芸術的スキルの向上
 - ・芸術家と調達側の双方が、プロセスを推進するための実践力やパートナーシップを構築
 - ・広域連携によって芸術表現の公共調達における芸術的な専門性を維持

(セ) 公共建築以外の建築が 1% for Arts の対象になる事例の有無

スウェーデン芸術助成委員会の調査によると、1%ルールの対象となるのは、公益事業会社などを除き大半が自治体・県自体の建設プロジェクトである。

図表 1-3-12: 1%ルールの対象となる機関に関する基礎自治体および県の回答¹⁸⁹



1997年から2009年までは、パブリックアート庁（当時は評議会）が国以外にも基礎自治体（市町村）、県、中には民間のディベロッパーとも共同プロジェクトを実施することが可能であった¹⁹⁰。これらの共同プロジェクトの財源は個別に合意され、パブリックアート庁単独の財源によって実施されたわけではない。民間との協力は主に住宅会社とのもので大規模なものではなかった¹⁹¹。

地方行政の側からは、公共建築以外を対象にした1%ルールの具体的な実施例に関する言及は特に見受けられないが、「民間のディベロッパーにもルールが適用されることが自治体としての目標である（カールスタード）」、「公共部門がルールを活用することによって、民間の建設業者にも建築物への芸術表現導入の関心が

¹⁸⁹ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁹⁰ Vidgade uppdraget プロジェクト。同プロジェクトは2009年に終了し、2010年以降は別のプロジェクトに移行している。 <http://www.statenskonstrad.se/se/ServiceMenu/Om-oss/Historik>

¹⁹¹ http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2013/liitteet/TaidettaArkeen_liitejulkaisu.pdf?lang=en

広がっている（リンシェーピング）」、といった談話は発表されている¹⁹²。

また、パブリックアート庁へのヒアリングによると、マルメのMKB社、ヨーテボリのPoseidon社など民間の大手住宅会社の中にはルールを適用している企業が存在する。しかし、国では民間部門による1%ルールの適用に関するサマリーは作成していない¹⁹³。これらの企業はアートコンサルタントを雇用するなどして各社で独自の取組を行っている¹⁹⁴。

(ソ) 廃止事例

2009年に行われた自治体の文化関係者や公立美術館へのインタビュー調査¹⁹⁵では、自治体が取組を廃止した主な理由として、①用途が限定されることによる非合理性やコスト増、②公共施設の建設事業自体が減少し、活用の機会が少ない点が挙げられている。

図表1-3-13：1%ルールの廃止事例（2009年現在）¹⁹⁶

自治体名	廃止年	廃止の理由、背景
ウメオ	2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・用途が限定されることにより、他の対象に活用できる財源を動かすことができず、自由が制限される。制度自体がやや時代遅れのものとなった。 ・近年では公共機関が民間企業の物件を賃借するケースが増え、公共施設自体が建設されない（同市芸術監督の談話）。
エルンシェルツビク	1999～2000年頃	<ul style="list-style-type: none"> ・財政上の理由で廃止。しかし、建築物の美観には常に配慮している（市の芸術監督の談話）。
ウプサラ	2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・1%ルールに関連した建築物は、現代の都市環境との折り合いがつきにくく問題だった。今後もさまざまな建設プロジェクトに関わっていくが、財源の用途は自由に決定できる（同市文化戦略担当者の談話）。

¹⁹² 1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

¹⁹³ パブリックアート庁へのヒアリングによる。

¹⁹⁴ Ingen regel utan: undantag:

http://www.konstnarsnamnden.se/Sve/Nyheter/PDFer/Knamnden_Enprocentrapport_A5_2013_web_2.pdf

¹⁹⁵ 1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

国内の複数の公立美術館、スウェーデン文化省巡回展課が共催したセミナー向けにNICE Networkが実施した委託調査。<http://www.nicenetwork.se/>

¹⁹⁶ 1% regeln -En undersökning av hur den används i 25 kommuner :

<http://www.vastmanlandslansmuseum.se/files/2/34/stensmyr%20enprocent.pdf>

ボロース	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1990年代にルールが導入されたが、活用の機会が少なかったため廃止。常に問題提起は行われている。また、近年、ボロースは街の中に100ほどの彫刻作品がある「彫刻の街」として知られつつある。自治体の文化予算とは別に彫刻作品ごとにスポンサーを集めるスポンサー制度などの取組を行っているほか（2009年現在で50のスポンサーを獲得）、街の中の彫刻を見学する街歩きツアーなども実施されており、パブリックアートの街としての顔を確立させつつある（ボロース市立美術館館長の談話）。 ・ 2013年現在、文化委員長が1%ルールの実践を呼びかけている¹⁹⁷。
------	----	---

3 入場税、宿泊税

(1) 税制の概要

スウェーデンの税制は、所得税（直接税）、付加価値税（間接税）、社会保険料、企業税に大別される。文化施設の入場料やホテル宿泊料への課税は同国の付加価値税（間接税）制度の一環である。付加価値税は、物品やサービスが製造・流通網を経て消費者の手元に届くまでのすべての段階で徴収され、消費者への販売時も徴収される¹⁹⁸。

スウェーデンの付加価値税には3種類の税率があり、基本的には25%だが、一部の物品やサービスには別途6%または12%の税率が設定されている。

主な内訳は以下の通りである。

¹⁹⁷ 自由党（Folkpartiet）：

<http://www.folkpartiet.se/folkpartiet-nara-dig/sodra-alvsborg/kommuner/boras-stad/kommunfullmaktige/egna-motioner/dags-att-infora-1-regeln-for-konstnarlig-utsmyckning-och-gestaltning-vid-nyproduktion-eller-renovering-av-offentliga-byggnader-och-platser-i-boras/>

¹⁹⁸ EU：http://europa.eu/youreurope/business/vat-customs/buy-sell/index_en.htm#sweden_en_paying-taxes

図表1-3-14：スウェーデンの付加価値税の概要¹⁹⁹

税率	主な対象
25%	通常の税率、大半の物品とサービスに適用
12%	食料品、レストラン、ホテル、アーティストから直接購入した芸術作品など
6%	新聞、書籍、コンサート、国内旅行（タクシー、バス、飛行機、鉄道による旅行）など

このうち、特に本調査に関連すると思われる宿泊料や文化事業に関する項目の税率を詳しく挙げると次の通りである。

図表1-3-15：宿泊料や文化事業への付加価値税²⁰⁰

税率	対象	備考
12%	<ul style="list-style-type: none"> ホテル、寮、ホステル、それらの賃借に伴って自然に発生するとみなされる駐車、電話、ファックス、有料テレビ、入浴、ランドリー料金（ただし、これらの施設における会議の手配は宿泊とみなされない。会議出席者の宿泊費や朝食代部分には12%の税率を適用） キャンプ地での活動（キャンピングカー、テント、簡素なコテージなどの貸出料、それに伴う電気、シャワー、その他のアメニティの使用料） 	<ul style="list-style-type: none"> EUの付加価値税（VAT）域内の旅行サービス（交通、食費、宿泊などが含まれたパッケージツアーや出張・週末プランなど）には、販売業者がスウェーデン企業の場合25%の税率を適用
6%	<ul style="list-style-type: none"> コンサートや興行の入場料（サーカス、映画、演劇、オペラ、バレエ、マジック、レビュー、オペレッタ、音楽公演、ガラコンサート）、動物園、スポーツ大会の入場料 ミュージアムの入場料（美術館、博物館） 	<ul style="list-style-type: none"> 動物園以外の場所での動物の展示には25%の税率を適用（テーマパークやレクリエーション施設などの中にあるミニ動物園、農場など） 国、自治体、公共の非営利団体が開催するスポーツ大会、および公共部門が開催するか、定期的な公共部門からの助成で大部分が賄われている博物館・美術館事業への入場料は付加価値税を免除

（2）実施主体とその概要、規制主体

¹⁹⁹ EU: http://europa.eu/youreurope/business/vat-customs/buy-sell/index_en.htm#sweden_en_paying-taxes

スウェーデン税務庁: <http://www.skatteverket.se/>

²⁰⁰ スウェーデン税務庁: <http://www.skatteverket.se/>

税金の種類や税額については、国会のほか基礎自治体や県の議会の議員が決定する²⁰¹。徴税業務に関してはスウェーデン税務庁（Skatteverket）が行っている。税務庁は2004年に、国税庁（Riksskatteverket）と、全国に10か所あった地域税務局（skattemyndigheter）が合併したことにより発足した。税務庁は独立した国家機関であり、個人や企業の個々の課税に関する事項に政府が関与することはできない。

また、スウェーデンの国家財政全体はスウェーデン財務省が管轄し、年間の予算や分配は政府予算審議で決定される。

（3）導入の経緯

スウェーデンでは1960年に導入された一般販売税（General sales tax, GST）が1969年に付加価値税（Value added tax, VAT）に置き換えられた。当初は付加価値税の対象は物品が中心で課税対象となるサービスはわずかであった。しかし、1990年から1991年にかけて、より公正で効率的な税制を整備することを目的に税制改革が実施され、その一環としてほぼすべての物品とサービスが課税対象となった。また、施行当時は11.11%（税込価格の10%）だった標準税率は、1990年までの時点で段階的に現在の25%まで引き上げられた²⁰²。また軽減税率は、1996年以降現行の12%と6%を維持している²⁰³。

（4）成果や課題

スウェーデンはEU加盟国としてEUの付加価値税制度に準じて国内の付加価値税制度を整備しているが、EUはこの制度によって、国境を越えたビジネスを促進し、企業の管理上の負担を軽減し、持続可能な加盟国の経済成長に寄与することを目指している²⁰⁴。

その一方で、EUは税率設定や税の免除などによって、事業の内容としては本来徴収してもよいはずの税収が回収されない、付加価値税制度における、いわゆる「タックス・ギャップ」を問題視している²⁰⁵。スウェーデンを含む北欧諸国の場合、多くの文化・スポーツ団体を含む非営利団体の事業は付加価値税が免除されていることから²⁰⁶、欧州委員会はこの課税免除措置の廃止を望んでいるとされている²⁰⁷。

²⁰¹ 所得税は26～35%の地方税で、税率は自治体によって変動がある。

²⁰² <http://www.government.se/sb/d/9509/a/94915>、

<http://www.skatteverket.se/download/18.3684199413c956649b57c0a/1361442608379/10413.pdf>

²⁰³ VAT Rates Applied in the Member States of the European Union（EU）：

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/vat/how_vat_works/rates/vat_rates_en.pdf

²⁰⁴ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-11-1508_en.htm?locale=en

²⁰⁵ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-11-1508_en.htm?locale=en

²⁰⁶ その代わりに、自分たちの購入時の付加価値税は課税免除とはならない。

²⁰⁷ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-11-1508_en.htm?locale=en

4 その他の参考事例

(1) 宝くじの収益の活用

スウェーデンでは、国営企業 (Svenska Spel)、および国または地方自治体が認可した NGO²⁰⁸が宝くじを運営しているが、それらの収益の一部が文化事業に充てられている。

宝くじやカジノを運営している国営企業、Svenska Spel が販売している宝くじのうち、Penninglotten という、当選番号がスクラッチ形式ですぐに判明する普通くじ²⁰⁹の売上が文化目的に充てられている。

Svenska Spel の収益は大半が国庫に支払われるが、2012 年の実績では、同社の年間の総収益 51 億 4,427 万 1,094 クローナ²¹⁰のうち、15 万 8,619 クローナが文化事業プロジェクトに拠出された。この文化目的への支出額は同社の 2012 年度の Penninglotten の黒字額 (総収入から当選金や経費を差し引いた額。収益) の 26 分の 1 に相当する。この拠出金は、予算法第 3 章第 6 節に基づく国家収入の特別割当分であり、文化省が作成した予算案の年間項目 (Annual component) に含まれている。定期総会議事録が承認され次第、直ちに分配金の支払いが予定されている²¹¹。

なお、文化事業プロジェクトへの支払いはプロジェクト実施者から文化省への申請²¹²により行われる²¹³。

国から認可を受けた NGO の Folkspel では、加盟する 70 の公益団体に収益が分配される仕組みになっており、加盟する文化事業団体がその分配金を享受している。

現在、スウェーデン若手音楽家協会、スウェーデン合唱団連盟、スウェーデンオーケストラ連盟などが主な加盟文化事業団体となっている。これらの団体への 2012 年度の分配金は、スウェーデン若手音楽家協会が 16 万 8,000 クローナ、スウェーデン合唱団連盟が 13 万 7,000 クローナ、スウェーデンオーケストラ連盟が 9 万 8,000 クローナであった²¹⁴。

²⁰⁸ スウェーデンでは、宝くじの収益が公益目的 (医療、福祉、環境、国際協力、スポーツ、文化など) に使用されることが宝くじ運営団体 (NGO) の認可条件である。

²⁰⁹ 1 枚のくじに複数の番号と被封された当選番号の両方が記載されており、当選番号をスクラッチ形式で開いていくというくじ。その場で当選の有無や当選額が判明する。

Svenska Spel: <https://svenskaspel.se/?pageid=/lotter/penninglotten/information>

²¹⁰ 1 クローナ=約 15.4 円 (本報告書執筆中の 2014 年 2 月時点)

²¹¹ 2012 年度 Svenska Spel 年次報告書: https://svenskaspel.se/img/omsvs/Annual_Report_2012.pdf

²¹² 前に記載の通り、「この文化目的への支出額は文化省が作成した予算案の年間項目 (Annual component) に含まれている」ものである。Svenska Spel は国営宝くじ運営会社であり、収益の大半は国庫に組み込まれる。同社に文化事業の応募を募る機能はない点に注意されたい。

²¹³ 2012 年度 Svenska Spel 年次報告書: https://svenskaspel.se/img/omsvs/Annual_Report_2012.pdf

²¹⁴ Folkspel: <https://www.folkspel.se/om-folkspel/medlemmar/>

第4章 イタリア

1 文化政策概要

(1) 文化・文化財に関する憲法上の規定

イタリア共和国憲法²¹⁵は、自国の文化・文化財について以下の通り定めている。

第9条

国は文化の発展と科学技術研究を推進する。国家の景観と、歴史・芸術的財産を保護する。

第117条

国と州は憲法を尊重した立法権を有する。以下の項目については、国が独占的に立法権を有する。

～項目 (a) から (r) まで中略～

(s) 環境・生態系・文化財の保護

上記のように、イタリア共和国憲法は、文化の発展と文化財の保護は国の義務であり、文化財保護に関する立法権は、独占的に国が有すると定めている。

2 2%法

(1) 2%法の関連条文

イタリアの法律で、「1% for Arts」に該当するものとして、1949年7月29日付法律第717号（公共建造物内の芸術作品に関する規則²¹⁶）通称2%法がある。以下に同法の関連条文についてまとめた。

1949年7月29日付法律第717号（公共建造物内の芸術作品に関する規則、通称2%法）

第1条第1項

州・県・市町村及びその他の公共機関はもちろん、国の行政当局は自律性を持って、新しく公共建造物が建築²¹⁷される際には、その建築予算費用に対して以下のパーセンテ

²¹⁵ 原題 Costituzione Italiana 1947年12月27日公布、1948年1月1日施行。

²¹⁶ 原題 Norme per l'arte negli edifici pubblici

²¹⁷ 新築される建造物以外に、改築・再建築の場合も適用される。2006年3月23日付インフラ・交通省令（Linee guida per l'applicazione della legge n.717/1949 recante norme per l'arte negli edifici pubblici）により規定。

ージを下回らない金額で芸術作品を購入し、建造物の装飾に充てなければならない。ただし、当該規則は学校²¹⁸・大学²¹⁹・医療²²⁰に関する建造物には適用されない。

- － 100万ユーロ以上500万ユーロ未満の場合、2%
- － 500万ユーロ以上2,000万ユーロ未満の場合、1%
- － 2,000万ユーロ以上の場合、0.5%²²¹

(なお、改正前の原文では、「州・県・市町村及びその他の公共機関はもちろん、国の行政当局は自律性を持って、新しく公共建造物が建築される際には、その建築予算費用に対して2%を下回らない金額で芸術作品を購入し、建造物の装飾に充てなければならない」となっており、一律2%が適用され、かつ適用除外建造物の規定はない。)

第1条第2項

当該規則は、建築費用が100万ユーロ未満の場合、及び新築される建造物が民間・軍事利用を問わず、国営企業施設あるいは公営アパートとして供される場合には適用されない²²²。

第1条第3項

この法律が規定する建造物に関するプロジェクトは、芸術作品設置とその購入に関わる予算の原則を含んだものでなくてはならない。

第1条第4項

建造物が区画毎に分離され、同時に建設されない場合のパーセンテージの適用は、プロジェクト全体における費用を基礎とする。

第1条第5項

一般的な装飾物の購入費用については、該当するパーセンテージには算入されない。

第1条第6項

建築プロジェクトが、絵画や彫刻の芸術作品を飾る場所を想定していない場合、該当するパーセンテージの金額を移動可能な絵画や彫刻の芸術作品の購入・注文に充て、建造物内部を統合的に装飾すること。

²¹⁸ 1975年法律第412号第9条 (art. 9 legge n.412 del 1975) により改正。

²¹⁹ 1979年法律第54号 (unico legge n.54 del 1979) により改正。

²²⁰ 1993年法律第492号第3条第6項 (art. 3, comma 6, legge n.492 del 1993) により改正。

²²¹ 2012年法律第27号第47条第1項 a) (art.47, comma 1, lettera a) , legge n.27 del 2012) により改正。それ以前は「一律2%を下回らない金額」。

²²² 2012年法律第27号第47条第1項 b) (art.47, comma 1, lettera b) , legge n.27 del 2012) により改正。

第2条第1項

第1条に規定する芸術作品の購入のための芸術家の選定については、費用を負担する行政当局の代表者、建築の計画者、美術・歴史財監督官²²³、及び行政当局から任命された2名の著名な芸術家から成る委員会が、コンクール形式により決定する。

第2条補足第1項²²⁴

この法律に該当する建築の検査の実施においては、検査官は第1条に規定される義務の遂行を、個人的な責任の下で確認しなければならない。義務の遂行に不足がある場合には、義務が遂行されるまで、あるいは不履行者である行政当局が、不足している芸術作品の購入額に5%割増しされた金額を、建築物が存在する地域を管轄する美術・歴史財監督局に支払いを行い、美術・歴史財監督局が行政当局に代わり義務の遂行を行うまで、その建築物は不承認と宣言されなければならない。

第3条第1項

第1条で定める芸術作品購入費用は、検査の無事終了が書面で証明された後に管轄する美術・歴史財監督局より作家に対して支払いが行われる。支払い金額のうち2%は、1936年5月25日付法律第1216号により設立された美術援助基金²²⁵のために天引きされる（この美術援助基金は、名前は基金となっているが、実際には芸術家組合であり、芸術家保護の為の組織であった。国の財政強化・簡素化・経済発展の為の緊急措置を目的とした2008年8月6日付法律第133号²²⁶第26条により廃止されたことにより、現在では第3条に定められた基金への支払いは行われていない）。

第3条第2項

前項で定める美術援助基金のための天引きは、第1条第6項で定める作品の購入・注文の為の費用に対しても適用される。

第3条第3項

第3条第1項の規定により天引きされた金額の美術援助基金への支払いは、建築・再建築の費用を負担する行政当局により直接行われる。

²²³ 文化観光省（Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo）に属する美術・歴史財監督局（Soprintendenza per i beni storici, artistici）の監督官。

<http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/MenuPrincipale/Ministero/La-struttura-organizzativa/index.html>

²²⁴ 1960年法律第237号第4条により追加

²²⁵ イタリア語名 Cassa nazionale assistenza belle arti 2008年8月6日付法律第133号第26条により廃止されたため、現在では第3条に定められた基金への支払いは行われていない。

²²⁶ 原題 Conversione in legge, con modificazioni, del decreto legge 25 giugno 2008, n.112, recante disposizioni urgenti per lo sviluppo economico, la semplificazione, la competitività, la stabilizzazione della finanza pubblica e la perequazione tributaria URL: <http://www.camera.it/parlam/leggi/081331.htm>

第4条第1項

1942年5月11日付法律第839号²²⁷は廃止する。

(2) 2%法の実施主体

2%法の第1条第1項が定めるように、実施主体は国のみならず、公共建造物の新築²²⁸を準備する州・県・市町村などの地方自治体、及び全ての公共機関となる。当該法律で規定された義務の遂行確認に関しては、第2条補足第1項が定めるように、検査官が大きな役割を果たすことになるが、この検査官は美術・歴史財監督局に属する²²⁹。

(3) 基金について

2%法に定める義務遂行のための金額を拠出する基金は存在しない。

(4) 2%法導入の経緯

2%法は、公共労働省1935年2月9日付と1937年4月29日付通達²³⁰、及び2%法第4条第1項にある1942年5月11日付法律第839号(原題 *Legge per l'arte negli edifici pubblici* = 公共建造物内の芸術作品のための法律)を引き継ぎ1949年に成立したものである。当該通達の根本的な意図は、適切な技術により公共建造物を芸術的に装飾すると同時に、専門職人と芸術家の分野における失業を緩和することであった²³¹。

最初のきっかけとなった出来事として、1936年10月にローマで開かれた建築と造形美術に関する会議²³²が挙げられる。同会議では、建築発注主である国と芸術家保護の関係を鑑み、建築と造形美術の調和を図る必要性が論じられた。この流れを受け、2%法の基礎となった1942年5月11日付法律第839号が成立した。その実質的かつ主要な立役者となったのが、1936年にファシスト政権の中で教育大臣に任命されたジュセッペ・ボッタイ²³³ (*Giuseppe Bottai*) である。教育大臣である彼を中心に、芸術家の失業を食い止めることを主目的として、政府主導で成立した。

なお、2%というパーセンテージが設定された理由については不明である。2012年に、それまで建造物の建築費用に係わらず一律2%であったものが、2%法第1条第1項で規定される内容での変動制²³⁴になったのは、政府側がエミリア・ロマーニャ州で運用されている州独自の規則(後述)を評価し、2%法に取り入れたことによる。

²²⁷ 原題 *Legge per l'arte negli edifici pubblici* (公共建造物内の芸術作品のための法律)

²²⁸ 原文には、戦争により破壊された公共建造物の改築も含まれていたが、2012年法律第27号第47条第1項a)により削除された。

²²⁹ エミリア・ロマーニャ州芸術文化・自然財局へのヒアリングによる。

²³⁰ 通達は双方とも年代が古いため、WEB上では確認できなかった。

²³¹ 2006年3月23日付インフラ・交通省令(*Linee guida per l'applicazione della legge n.717/1949 recante norme per l'arte negli edifici pubblici*)より抜粋。

²³² イタリア語名 *Convegno di Arti : rapporti dell'architettura con le arti figurative*

²³³ 1895年生誕 1959年没。

²³⁴ 脚注7参照

(5) 2%法の現状

ア 2002年1月11日付のWEB上の記事²³⁵

Exibart.com という芸術・美術関連では有名²³⁶なサイトに、ウーゴ・ジュリアーニ (Ugo Giuliani) という担当記者が、「2%法：改正への仮説」というタイトルで記事を書いており、その中でいくつかの課題を挙げているので、以下の通り要約抜粋する。

- ① 2%法は、その公布から過去50年間において、たびたび適用されてきていない。法律家によるたび重なる改正があっても、ほとんどいつも間違った適用をされているか、あるいは完全な自然消滅により廃止されている。
- ② 2%法は、義務不履行の場合には建築物を不承認とする“理論上”重い罰則を規定しているが、監視と強制力の欠如により、重い罰則は紙の上だけのものになっている。
- ③ 2%法の真の欠点は、芸術作品選択のための委員会にある。法の規定に従えるならば、心臓手術を、保健所の経理部長、机上の計画者、1人の歯医者、2人の病人で行うようなものである。何よりも、委員会の中の芸術家の存在は、ファシスト的な共同協調組合の遺産以外の何物でもなく、その結果、選択される芸術作品は時代錯誤で紛らわしいものとなっている。委員会に欠けているメンバーは、現代美術評論家であり、委員会の構成について次のような改正を提唱したい。
「費用を負担する行政当局の代表者、建築の計画者、美術・歴史財監督官、及び文化観光省に名簿登録された中から行政当局が任命した3名の美術評論家が、コンクール形式により決定する。」
- ④ 1949年当時に2%法の適用除外とされた公共居住物件については、おそらく財政難による理由で規定されたものと思われるが、今となっては反民主主義的で近視眼的な観点に見える。毎年多数の旅行者が訪れるウィーンのフンデルトバアッサー市営住宅のような芸術的な公共居住物件のことを考えれば、公共居住物件の適用除外を廃止することが望ましい。
- ⑤ もう1つの重要な点は、法律適用に対する効果的な監視を保証することである。ふさわしい省の機関が、具体的な法律の適用状況をチェックできるはずである。

イ 2013年6月26日 リッカルド・ネンチーニ (Riccardo Nencini) 上院議員の発言
il VELINO.it というネット上のニュースにおいて、ネンチーニ上院議員による、1949年法律第717号(2%法)の深刻な適用欠如に関する発言を取り上げているので、以下に要約抜粋する²³⁷。

²³⁵ サイト URL <http://www.exibart.com/notizia.asp?IDCategoria=205&IDNotizia=3748>

²³⁶ エミリア・ロマーニャ州文化芸術・自然財局とのヒアリングにより有名サイトであることを確認。

²³⁷ サイト URL <http://www.ilvelino.it/it/article/cultura-nencini-grave-mancata-applicazione-legge-717/f4e0d010-432d-42b2-988f-52f7a0d29635/>

- ①今日、第7回上院委員会で、1949年法律第717号の適用欠如に対する解決案を模索することに対して満場一致で可決された。
- ②現在においても有効な法律であるにもかかわらず、イタリアに20個ある州のうち9個の州²³⁸だけしか規定整備しておらず、その数少ない州においても規定はほとんど尊重されてきていない。
- ③それが故に、法律が全ての州で実行され、行政の監視機関や州の文化財局が実際の適用状況を管理できるようになるよう、政府の介入を要求したものである。
- ④文化事業への支出削減により破壊され過ぎた芸術分野の再生のために、法律が遵守されればよい。イタリアの芸術家達は、しばしば経済的理由だけで解釈され過ぎる。芸術の発展の窮地を超えるための基礎的な原動力であるにもかかわらず、空腹のため、その数が減ってきている。

ウ 2%法の課題

上記の2件の記事から次の点が挙げられる。

- ・法律の適用自体がされないケースが多過ぎる
- ・法律の適用状況を監視する行政機関がない
- ・強制権のある実質的な罰則規定がない
- ・芸術作品選定のための委員会メンバーが不適切
- ・適用除外物件の見直しが必要

上院委員会での可決を受けて、今後どのような解決策が制定されるのかが注目される。

(6) 2%法の公共建築以外の建築への適用

2%法が、公共建築以外の建築に適用されるケースは見当たらない。また、第1条第1項と第2項に規定されるように、公共建築でも法が適用されないケースがある²³⁹。

(7) パーセンテージの算出根拠

2%法成立当時になぜ2%に設定されたのか、あるいはその後の法律が建築予算額によるパーセンテージの変動制を導入した際の、算出根拠に関する資料・文献は見つかっていない。

²³⁸ 9個がどの州であるのかは不明。

²³⁹ 適用除外とされた理由は不明。

(8) エミリア・ロマーニャ州文化芸術・自然財局²⁴⁰へのヒアリング²⁴¹

WEB上の調査により、エミリア・ロマーニャ州が2%法を遵守していることが判明したため、同局へのヒアリングを実施した。

イタリア北東部に位置するエミリア・ロマーニャ州は、州都ボローニャとともに、ボローニャ県、フェラーラ県、フォルリ＝チェゼーナ県、モデナ県、パルマ県、ピアチェンツァ県、レッジョ・エミリア県、リミニ県、ラヴェンナ県を有する。

ア 2%法の遵守

エミリア・ロマーニャ州では、当局が中心となりフランスやドイツなどの類似法を研究し、2%法の運用がより適切に行われるよう、州独自の規則²⁴²を2002年に公布している。

イ 罰則規定

罰則規定については2%法に規定された通りで、行政当局が法で定めた内容を遂行できない場合には、その建築物は不承認となり使用できず、美術品購入に充てられるべき予算に5%割増した金額を、美術・歴史財監督局に支払わなければならない。

ウ 運用状況

エミリア・ロマーニャ州以外の自治体が、どのように運用しているかの詳細は不明であるが、法律が制定されて以降多くの場合運用されていないのは事実であると認識している。

エ 運用にあたっての課題

法律の適用状況を監視する行政機関がないこと、罰則規定に実質的な強制権がないことである。

オ 談合について

美術品の購入は2%法で規定する通りコンクール形式で行われ、選定の基準は、第一に作品の優劣に置かれており、価格の低いものが選ばれる訳ではないので、作家同士が事前に価格の調整をしても無意味である。ただし1つ付け加えると、2%法第3条第1項で規定されていた美術援助基金が2008年の法律（脚注12参照）に

²⁴⁰ イタリア語名 Istituto per i beni artistici culturali e naturali della regione Emilia-Romagna
サイト URL : <http://ibc.regione.emilia-romagna.it/>

²⁴¹ ヒアリングは、Laura Carlini Fanfogna 文化財・美術館課長と同課員で2%の実施状況に詳しい Claudia Collina 女史に対して実施。

²⁴² Norme regionali per l'arte negli edifici pubblici (公共建造物内の芸術作品のための州規則)

より消滅したことは妥当といえるだろう。団体の名前は基金となっているが、実際には美術・芸術家による組合組織のようなものであり、コンクールによる作品選定メンバーである芸術家はその組合に登録している場合、実力はさしてないにも関わらず、同じ作家の作品が何回も違うコンクールにおいて選ばれるケースが過去にあったからである。

カ スペースの確保・機能性

2%法第1条第3項に規定するように、建築プロジェクトの開始段階において、芸術作品の設置を考慮しなければならないので、スペースの確保については問題にならない。また、コンクール開始時に参加希望作家に対して、当該建築物の概要・自治体側が求める芸術作品のあるべき姿やコンセプトなどの説明を行っており、建築物と芸術作品の調和を極力目指すことにおいて当局が機能している。

キ 成果

エミリア・ロマーニャ州において、現在までに158の公共施設に対して2%法の適用を行い、355の芸術作品が購入・展示されている。残念ながら芸術家の失業率・芸術活動数・世論調査などの統計（数値）で表された成果資料はない。また、当初想定している成果以外の成果については思い浮かばない。

ク 使途の詳細

2%法の適用により購入された芸術作品例としては、今回のヒアリング対象者の1人であるクラウディア・コッリーナ (Claudia Collina) 女史が中心となり2009年に発行した“*Il percento per l'arte in Emilia Romagna*” (エミリア・ロマーニャ州における2%法の適用と発展に関する本) の121ページから230ページを参照願いたい。本はサイト上からダウンロードが可能である²⁴³。

また、2%法が適用された建造物の外観については、エミリア・ロマーニャ州文化芸術・自然財局のホームページ上で閲覧が可能である。139か所の建造物の外観が1ページに10か所ずつ公開されている²⁴⁴。

なお、2%法で規定されたパーセンテージの適用対象額は、建造物の純粋な工事費用のみが対象であり、デザイン料など他の関連費用は対象額として含まれない。工事費用額に対応した規定パーセンテージ分の金額が、芸術家に対して支払われる。

ケ エミリア・ロマーニャ州規則の独自性

²⁴³ URL:http://online.ibc.regione.emilia-romagna.it/I/libri/pdf/il_percento_per_arte.pdf

²⁴⁴ URL: <http://bbcc.ibc.regione.emilia-romagna.it/samira/v2/fe/risultatiricerca.do>

前述のように、2%法を幅広く適切に運用できるように、エミリア・ロマーニャ州独自の州規則が定められている。州独自の規則設定が可能なのかについて確認したところ、イタリア憲法117条が定めるように、芸術の保護については国が独占的な立法権を持つが、同じく117条は、芸術の促進・発展については州も国と同じく立法権を持つと定めているので可能である、との回答であった。

以下に、オリジナルの2%法と比較して規定内容が異なる州規則について挙げる。

①工事予算とパーセンテージの設定

- ・50万ユーロ以上500万ユーロ未満の場合、2%を下回らない金額
- ・500万ユーロ以上1,000万ユーロ未満の場合、1%を下回らない金額
- ・1,000万ユーロ以上の場合、0.5%を下回らない金額

50万以下の場合は、適用除外となる。

②適用対象として、公共建造物以外に公園などのインフラ施設も含む。

③新築・改築・再築以外に、修復も含む。

④芸術作品選択委員会

- ・購入費用が、10万ユーロ未満の場合

行政当局の代表者1名と、州の名簿に登録されている美術評論家の中から行政側に指名された1名

- ・購入費用が、10万ユーロ以上の場合

行政当局の代表者1名、文化局の責任者1名、美術監督局1名、建築計画者1名、建築物あるいはインフラ施設の使用側の代表者1名、美術史の専門家・美術評論家・建築家として州の名簿に登録された者の中から2名

⑤法律の遂行を検査する検査官は、結果を州委員会に報告する義務がある。遂行が確認されない場合、州委員会は罰則規定を適用する。

⑥州委員会は、州監視局と協力して建築途中の法律の適用状況を監視する。

3 宿泊税 (Tassa di soggiorno あるいは Imposta di soggiorno)、入場税

(1) 法律の変遷

イタリアで最初に宿泊税の導入を定めた法律は、1910年12月11日付法律第863号²⁴⁵となる。この法律は、内務省が温泉地・保養地・海水浴場が存在する地方自治体に対して宿泊税を設定する権限を与えたものであり²⁴⁶、徴収された宿泊税は、温泉地・保養地・海水浴場の改善・拡張・装飾など発展に繋がる必要経費として独占的に使用されるべきものであった²⁴⁷。その後、1938年11月24日付勅令第1926号²⁴⁸により、他の観光地へ範囲が広げられ、1989年3月2日付暫定措置法第66号第10条²⁴⁹により、宿泊税は廃止された。廃止された理由の1つとして、差し迫る1990年にイタリアで開催されるサッカーのワールドカップの問題があった²⁵⁰。

2010年、5月31日付暫定措置法第78号²⁵¹により宿泊税が再導入された。この暫定措置法はローマ市だけが対象であり、市にある宿泊施設に泊まる人達から、宿泊施設の種類に沿った金額を、1人1泊10ユーロを最大として徴収し、市の通常運営における経済的・財政的なバランスを保証することを目的としていた。

翌2011年には、3月14日付暫定措置法第23号²⁵²により、ローマ市以外の地方自治体に対しても宿泊税を設定する権限を与えた。第4条第1項の規定によれば、「県の行政庁所在都市、観光街あるいは芸術の街として州のリストに登録がある自治体及び自治体連合は、自治体議会の承認を経て宿泊施設に泊まる人達に対し、1人1泊5ユーロを最大として、宿泊施設の種類に沿った金額の宿泊税を設定できる」とある。

(2) 税の種類

宿泊税は、宿泊者が宿泊料とは別に宿泊施設に対して支払いをし、宿泊施設が自治体に納める形の間接税である。

(3) 税制の概要

ア 宿泊税の利用目的

各自治体における宿泊施設の維持、文化財及び景観の維持・再生、それに関連する地方公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援を目的とする²⁵³。

²⁴⁵ Legge 11 dicembre 1910, n.863

²⁴⁶ 第1条に規定。

²⁴⁷ 第2条に規定。

²⁴⁸ Regio decreto legge 24 novembre 1938, n.1926

²⁴⁹ Decreto legge 2 marzo 1989, n.66, articolo 10

²⁵⁰ 2013年7月イタリアホテル業連盟 (Federalberghi) 発表の“宿泊税 (L'imposta di soggiorno)”参照。

<http://www.federalberghi.it/pubblicazioni/imposta%20di%20soggiorno%20-%20rapporto%20federalberghi%20luglio%202013.pdf>

²⁵¹ Decreto legge 31 maggio 2010, n.78

²⁵² Decreto legge 14 marzo 2011, n.23

²⁵³ 2011年暫定措置法第23号第4条第1項 (art. 4, comma 1, Decreto legge 14 marzo 2011, n.23) に規定。

イ 宿泊税導入が可能な自治体²⁵⁴

図表1-4-1：宿泊税導入が可能な自治体の数

観光街あるいは芸術の街	2,597
自治体連合	1,279
県の行政庁所在都市	59
合計	3,935

上記のように、イタリアにある自治体 8,092 の約半分が、宿泊税の導入が可能であるが、2013 年 7 月時点において、宿泊税を導入している自治体の数は、492 となっている²⁵⁵。

ウ 宿泊税適用までの流れ

宿泊税適用を有効にするには、自治体の議会で可決されなければならない。

2011 年暫定措置法第 23 号第 4 条では、1 人 1 日あたりの最大税額は 5 ユーロであること、及び宿泊施設の分類による税額の差について第 1 項で規定し、税の免除や減額ができることを第 3 項で規定しているだけであり、詳細な内容は各地方自治体の議会によって決定されるため、税額や免除・減額に関する規定は各地方自治体で異なっている。

エ 宿泊税徴収義務者

ホテルや B&B はもちろん、アグリツーリズモ・キャンプ場・レジデンス・旅行者への部屋貸しなどの宿泊施設の形態を取る全ての施設の運営者である。

オ 宿泊税支払い義務者

宿泊する施設が存在する場所を管轄する自治体に住所登録をしていない者である。

カ 宿泊税の適用例（ミラノ及びローマ）

(ア) ミラノ²⁵⁶（2012 年 9 月 1 日より適用開始）

²⁵⁴ 2011 年暫定措置法第 23 号第 4 条第 1 項（art. 4, comma 1, Decreto legge 14 marzo 2011, n.23）に規定。

²⁵⁵ 2013 年 7 月イタリアホテル業連盟（Federalberghi）発表の“宿泊税（L'imposta di soggiorno）”参照
<http://www.federalberghi.it/pubblicazioni/imposta%20di%20soggiorno%20-%20rapporto%20federalberghi%20luglio%202013.pdf>

²⁵⁶ ミラノ市役所ホームページを参照

http://www.comune.milano.it/portale/wps/portal/CDM?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/connect/contentlibrary/Ho%20bisogno%20di/Ho%20bisogno%20di/pagare%20tasse%20e%20tributi_Imposta%20di%20soggiorno&cat

宿泊税額は以下の通りである。

図表1-4-2：宿泊税額

宿泊施設	1人1泊の税額
1つ星・2つ星ホテル/ホテル以外の宿泊施設	2ユーロ
3つ星ホテル	3ユーロ
4つ星ホテル	4ユーロ
5つ星ホテル	5ユーロ

宿泊税が免除されるケースは以下の通りである。

- ①18歳以下の者
- ②社会・教育・文化の勉強のために経営されるユースホステルに宿泊する30歳以下の者
- ③療養施設に宿泊する療養者の付き添いをする家族や親族
- ④療養施設に宿泊する療養者
- ⑤非営利団体により運営されるレジデンスに宿泊する場合の15日目以降の宿泊税
- ⑥任務遂行のため宿泊する軍隊に属する者
- ⑦26歳未満の大学生で大学の施設に宿泊する者
- ⑧身障者及びその付き添い人
- ⑨天災や重要な出来事が発生した場合の、県・州・国の救助ボランティア及びボランティア協会に所属する者

宿泊税が減額されるケースは以下の通りである。

- ①7月・8月、12月16日～1月10日までの期間：50%減額
- ②参加者が1,000人を超える重要会議のための宿泊：20%減額に加え、施設者側から最低25%減額

(イ) ローマ²⁵⁷ (2011年1月1日より適用開始)

宿泊税額は以下の通りである

egId=com.ibm.workplace.wcm.api.WCM_Category/IT_CAT_Bisogni_12_06/08552e804bff803bb22cb728d42ade19/PUBLISHED&categ=IT_CAT_Bisogni_12_06&type=content

²⁵⁷ ローマ市役所ホームページを参照

<http://www.comune.roma.it/PCR/resources/cms/documents/DefinitivaBrochureitaliano.pdf>

図表1-4-3：宿泊税額

宿泊施設	1人1泊の税額
キャンプ場などのオープンスペースでの宿泊施設	1ユーロ
1つ星～3つ星ホテル、B&B、アグリツーリズモ、バカンス用の家やアパートなどの宿泊施設	2ユーロ
4つ星、5つ星ホテル	3ユーロ

宿泊税が免除されるケースは以下の通りである。

- ①キャンプ場などのオープンスペース宿泊の場合の6泊目以降の宿泊税
- ②その他の宿泊施設に宿泊の場合の11泊目以降の宿泊税
- ③10歳以下の者
- ④病人
- ⑤療養者のための付き添い1名のみ
- ⑥18歳以下の病人の両親
- ⑦観光バスの運転手
- ⑧団体旅行の添乗員（旅行参加25名ごとに添乗員1名免除）
- ⑨任務遂行のために宿泊する国家警察あるいは軍隊のメンバー

宿泊税が減額されるケース（減額の具体的な割合に関する記載なし）は以下の通りである。

- ①たとえ継続的ではなくても、期間を延長して宿泊する場合
- ②施設側と宿泊客との契約により、あらかじめ宿泊時期が定められている場合
- ③宿泊が勉強の必要性あるいは仕事上の理由による場合（双方とも書面による証明が必要）

（4）宿泊税の課題

WEB掲載記事より、以下の通り要約抜粋する。

ア 2012年8月 OgniSette の記事²⁵⁸

²⁵⁸ トスカーナ地方のニュースを中心とした情報紙 サイト URL
<http://www.ognisette.it/primopiano/primopiano-2012/primopiano-agosto-2012/problemi-di-pisa-iii>

・ピサ商業同盟役員の発言

ピサ市の観光業促進と業界の為の有効利用に投資される10万ユーロという金額は、ピサ市が受け取る300万ユーロ以上の宿泊税を考慮すれば、無残で取るに足らない金額である。宿泊税は、観光業のために投資されるべきである。

イ 2013年7月20日 LINKIESTAの記事²⁵⁹

自治体は宿泊税を、予算を満たす絶好の機会と見ているが、間に立つホテル経営者にとっては、ただでさえ経済危機による打撃を受けているなかで、更なる悪影響を及ぼす危険なものとして見ている。2012年においてイタリアは、700万人のお客を失い宿泊数は前年度比2.5%、売上は30億ユーロの減少となっている。

・フィレンツェのホテル経営者の発言

特にイタリア人の中には、今現在でも宿泊税に文句を言い、支払いを拒むお客が多くいる。

その上、フィレンツェでは宿泊税が大手ツアーオペレーターとホテルとの間で交わされた契約期間を考慮しないで導入されている。実際、満額か減額された宿泊税により既に料金契約された翌年の料金に変更されることになっており、契約済みの料金にまで影響が出ている。旅行者が宿泊税の安い所を選択する問題もある。

・ローマのホテル経営者の発言

宿泊税は、宿泊日数やホテルの星の数によって増えていくもので、最終的に、特にローシーズンには、旅行者にとってホテル費用の重大な負担を及ぼすことになる。これは、旅行者の他への支出を減らすことになる。また、ローマでは我々ホテル業者は、宿泊税の5%が都市再開発の名目でホテルに還元されることになっていたため宿泊税導入を受け入れたが、今のところ還元された事実はない。

ウ 2013年7月イタリアホテル業連盟(Federalberghi)発表の「宿泊税(L'imposta di soggiorno)」内の記載²⁶⁰

2011年3月14日付暫定措置法第4条第1項では、宿泊税の使用目的として、「各自治体における宿泊施設の維持、文化財及び景観の維持・再生、それに関連する公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援を目的とする」と規定されているために、結果として宿泊税の使用目的が漠然としており、規定の拡大解釈を容易にさせている。

²⁵⁹ 政治・経済を中心としたサイト専門紙

<http://www.linkiesta.it/tassa-soggiorno-turismo>

²⁶⁰

<http://www.federalberghi.it/pubblicazioni/imposta%20di%20soggiorno%20-%20rapporto%20federalberghi%20luglio%202013.pdf>

「文化財及び景観」や「地方公共サービス」といった表現に関しては、「観光業の支援に充てられる」と明らかな表現にすべきであった。法律で規定される表現が、各自自治体が行う多くの事業を入り込ませる余地を持つため、イタリアにおける宿泊税の使用目的は非常に広範囲になっている。例えば、文化に関係する全ての事業は観光業に結びつけることができ、インフラ建設も同様に、観光業に関連していると言える。

また、宿泊税額をホテルの分類（星の数）に結びつけるのは間違っている。この適用方法は、宿泊施設側に分類を放棄させる動きに繋がり、これにより旅行者が宿泊施設を選ぶ際の基本的な目安を失くしてしまうことになる。

これらの記事から考えられる課題は以下の通りである。

- ①法律では、宿泊税の使用目的の1つとして文化財の維持・再生が含まれているが、宿泊税を徴収するのがホテル業者であるため、もっぱら観光業に特化した投資が望まれており、文化財関連への投資については、あまり話題となっていない。
- ②イタリアのホテル業者は、宿泊税は観光業界へのダメージになると考えている（来伊旅行者の減少、あるいは税金が高い自治体と税金が安い、あるいはない自治体との競争）。
- ③自治体による宿泊税の使い道に疑念を持っている（観光業に関係のないものへの投資や、財政赤字の補填に使われるのではないか）。
- ④宿泊税を、宿泊施設の分類（星の数）によって変動させることに問題がある。
- ⑤宿泊税の導入が、全国一律ではない。宿泊税適用可能・不可能な自治体が存在し、適用可能な自治体でも適用しない所がある。

（5）宿泊税の成果

今のところ、文化財に対する具体的な投資例が確認²⁶¹できたのは、ソレント市におけるセディル・ドミノヴァ²⁶²（Sedil Dominova）の屋根の修理のみである。

（6）入場税

イタリアの入場税については、2011年7月より映画館のチケットに1ユーロの入場税をプラスして、映画業界の発展のために使用するという動きがあったが、若者の映画離れを恐れた業界の反対により廃止された²⁶³。その他、現在までの調査では、イタ

²⁶¹ 2013年7月イタリアホテル業連盟（Federalberghi）発表の“宿泊税（L'imposta di soggiorno）”参照
<http://www.federalberghi.it/pubblicazioni/imposta%20di%20soggiorno%20-%20rapporto%20federalberghi%20luglio%202013.pdf>

²⁶² 15世紀に建築された正方形の回廊。

²⁶³ サイト記事を参照

<http://cinema.fanpage.it/milleproroghe-2011-abolita-la-tassa-di-un-euro-sul-biglietto-del-cinema/>

リアにおける入場税は見当たらない。

4 その他の事案の概略

(1) 寄付に対する減税措置²⁶⁴

文化・芸術活動に対して寄付を行った法人・個人・非営利団体に対して減税措置を行う。例えば 2012 年度に当該寄付を行った法人・個人・非営利団体は、2013 年1月31 日までに、歳入庁のサイトからオンラインで申請を行い、文化・観光省に届出を行うことにより減税措置を受けることができる。法人の場合は所得額から寄付額と同額を控除、個人・非営利団体の場合は所得税額から寄付額の 19%を減額する。

(2) 宝くじ²⁶⁵

1996 年 12 月 23 日付法律第 662 号²⁶⁶を根拠として、宝くじの収益金の一部が、経済財政省²⁶⁷を通じて、文化財・文化活動のために使われている。1997 年から3年ごとに約5億ユーロが、芸術財・文化財の修復・再生のプロジェクトのために使われている。

(3) ピエモンテ州での試み²⁶⁸

イタリア全国ではなく、ピエモンテ州内限定の試みで、VISA・MASTER カードを使用して買い物をした際に、その金額の 0.3%がピエモンテ州における文化活動のための基金として充てられる。カード所有者には余計な金銭的負担はなく、また自分の買い物により発生する 0.3%を、あらかじめ州より提示された文化機関の中から、どの機関に向けて寄贈したいかを選択できる。現在のカード所有者は、ピエモンテ州役所に勤務する従業員と、州内の公的機関に勤務する従業員である。

²⁶⁴ 文化観光省 (Ministero dei beni e delle culturali e del turismo) ホームページを参照。

http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/Contenuti/Ministero/UfficioStampa/ComunicatiStampa/visualizza_asset.html_1969781888.html

²⁶⁵ 文化観光省ホームページを参照。

http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/Contenuti/MibacUnif/Comunicati/visualizza_asset.html_477352302.html

²⁶⁶ 原題：Misure di razionalizzazione della finanza pubblica (公共財政の合目的化への方策)

²⁶⁷ イタリア語名 Ministero dell'Economia e delle Finanze

²⁶⁸ 2012 年 2 月 8 日付ピエモンテ州のサイト記事を参照。

<http://www.regione.piemonte.it/notizie/piemonteinforma/scenari/sar-usata-in-piemonte-la-prima-carta-di-credito-per-la-cultura.html>

第5章 アメリカ

1 文化政策概要

(1) 米国におけるパブリックアートの背景

米国におけるパブリックアートへの行政支援は、1930年の大恐慌時代、ルーズベルト大統領が、ニューディール文化政策の一環として就職難に喘ぐアーティストに仕事を提供する目的で立ち上げた、WPA (The Works Progress Administration) に始まる。WPAの連邦アートプログラムは、連邦政府の建造物に対するアートの提供で、1935年に開始され、1943年に停止されるまでに、6,000人ももの芸術家を含む、850万人以上の雇用を生み出した。その間に生産された芸術品は、壁画 2,000 作、彫刻 1万 7,000 点、絵画 10 万点にのぼり、それらは、全米各地の連邦政府関連の建造物に配置され、現在に至る。また、その間に米国民はかつて経験しないほど、様々なアートに触れる機会を得ることになり、その流れで、1965年には、全国芸術基金 (NEA : The National Endowment for the Arts) の設立、さらに 1972年の米国共通役務庁 (The Government Services Administration、以後 GSA とする) による建築物におけるアートプログラム (Art in Architecture program) の設立へと受け継がれていくことになる。

また、WPAによるアートプログラムによって、日常生活に芸術を取り入れるという発想が普及し、それを政策や法律に取り入れる市、郡、及び非営利芸術機関が急増した。以後、このような芸術のための新しいビジネスモデルが展開されることになる²⁶⁹。

今日、パブリックアートに関する政策やプログラム運営は、連邦政府、州レベルでの取組も行われているが、地方自治体の裁量によるものが主流であり、その他に、様々な非営利団体などによるものがある。地方自治体によるパブリックアートプログラムの財源の大半を占めるのが、大型公共施設整備のコストの数パーセントを公共芸術のために充当することを義務付ける、Percent for Art プログラムからの拠出金である。この Percent for Art プログラムは 1959年に、ペンシルバニア州フィラデルフィア市で全米初の 1% for Art 施策として導入されて以来、全米各地に浸透し、現在 350以上の地方自治体で、同様なプログラムが実施されている。前述の GSA においても、フィラデルフィア市のような地方自治体の Percent for Art の成功を見て、1972年の組織設立と同時に、全国の連邦政府の建物の建設費用の 0.5%をパブリックアートの購入に充てる施策を開始している²⁷⁰。

²⁶⁹ American Public Works Association:
<http://www.apwa.net/Resources/Reporter/Articles/2007/4/Art-as-Public-Activator>

²⁷⁰ American Public Works Association:
<http://www.apwa.net/Resources/Reporter/Articles/2007/4/Art-as-Public-Activator>

近年の国内、世界における経済不況で、全米どの市もパブリックアートは真っ先に予算から削除される憂き目にあってきたが、ここ2、3年景気が回復したおかげで、不動産や公共事業分野が再び活性化し、それに伴いパブリックアートプログラムへの再投資が活発化している。パーセントの割合は、0.5%から2%と都市によって異なるが、最も一般的なのは1%である。対象となる芸術品は、既存の作品から、新たに創作された作品まで様々で、その形態も建築物の一部であったり、作品が敷地内に特設されていたり、または地域住民のためのアートプログラムに充てられたりする場合もある。また、同プログラムの適用が義務付けられる公共施設整備の規模に関する規定や地元のアーティストの作品を優遇するか否か等の取り決めも地方自治体によって異なる²⁷¹。

なお、州レベルでは、全米で25州において、州政府の予算による建築物には、パブリックアートへの投資が義務付けられている²⁷²（2013年3月現在）。

現在、全米各都市で、企業誘致、また観光客や住民を呼び込むための競争が激化しているが、そのための目玉として、建造物やインフラの整備とともに、パブリックアートの設置を充実させる政策をとる地方自治体が増えている。理由は、企業や市民が、定住場所を選択する際、インフラが整備されているなどの基本的必要条件の他に、プラスアルファとして、独創的なアメニティやそのコミュニティ独自の創造的なアイデンティティを有する市や町を好む傾向があるからである。21世紀における街づくりにおいて、各地方自治体に求められているのは、建物などの構造部分の維持や改善のみならず、その時代に見合う、各コミュニティが抱く将来像やアイデンティティを反映するような芸術作品が一体となったホリスティックなコミュニティの建設である²⁷³。

²⁷¹ Mullin, Sheppard, “Art Law Gallery”, 10/10/2012,

<http://www.artlawgallery.com/2012/10/articles/artists/public-art-programs-1-for-the-99-part-one/>

²⁷² National Assembly of State Arts Agencies ウェブサイト、

<http://www.nasaa-arts.org/Research/Key-Topics/Public-Art/State-Percent-for-Art-Programs.php>

²⁷³ American Public Works Association:

<http://www.apwa.net/Resources/Reporter/Articles/2007/4/Art-as-Public-Activator>

2 「1% for Arts」の取組事例

連邦レベル、州レベルでの「1% for Arts」の実施概況は以下の通りである。

図表1-5-1：連邦レベル、州レベルでの「1% for Arts」の実施概況

実施の根拠	法律（連邦法、州法、地方自治体の条例）で定められている。
実施主体	それぞれのプログラムの主体に自律性が与えられている。連邦政府のプログラムは連邦政府機関、州のプログラムは州政府、地方自治体プログラムは各地方自治体が、それぞれ実施主体である。
パーセントの算定根拠	不明
基金の有無、基金の概要、基金の運営主体	一般基金とは別にアート基金があり、そこへパブリックアート料が預金されている。
導入の経緯、導入契機となる出来事、財政政策、観光商業政策などとの関係	後述
成果や課題	後述
公共建築以外の建築が、1% for Artsの対象になる事例	ロサンゼルス、サンフランシスコなどにおける取組例
以前は取組をしていたが、取組をやめてしまった事例	オクラホマ州、ノースカロライナ州、ウィスコンシン州の例

以下に、連邦、州、地方政府の取組についてそれぞれ詳しく述べる。

(1) 連邦政府によるパブリックアート政策

代表的なものは、The Art in Architecture Program²⁷⁴である。同政策の概要は以下の通りである。

²⁷⁴ GSA ウェブサイト：

http://www.gsa.gov/portal/content/104456?utm_source=PBS&utm_medium=print-radio&utm_term=artinarchitecture&utm_campaign=shortcuts

図表 1 - 5 - 2 : The Art in Architecture Program

政策名	The Art in Architecture Program
管轄省庁	米国共通役務庁 (GSA)
開始年	1972年
根拠規則	<p>連邦政府管理規則 (The Federal Management Regulation, Sub-Chapter C (Real Property) , Part 102-77 “Art in Architecture”)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●§102-77.10: 連邦政府機関は、建物の新規及び改修建設工事を行うにあたり、何らかの美術作品の導入を含めた計画を各プロジェクトに統合しなければならない。対象となる美術作品は、絵画、彫刻、その他の芸術作品で、米国の文化遺産を反映する、現在活躍中の米国人アーティストによるものでなければならない。 ●§102-77.15: 連邦政府機関は、新建築、建物購入、及び既存の建物に対する大規模な改修工事にかかる費用の一部を The Art in Architecture Program に充当させなければならない。
目的 ²⁷⁵	<p>米国市民のための重要な公共の場である連邦政府関連建造物に、近代的芸術品を設置・導入することで、アメリカ文化の最良の部分を広く伝えることができるとともに、民主主義社会がいかにして独創的かつ創造的な現代アーティストたちの才能から恩恵を享受しているかを示すよい手本となる。</p> <p>具体的には、前衛的で、かつ高い評価を受ける、現在活躍中の米国人のアーティストを採用することで、米国における近代芸術活動を支援するとともに、優れた近代的芸術作品が、創造性の自由を享受するアメリカ民主主義そのものを表現し、未来の世代に継承されうるインスピレーションを与える²⁷⁶。また、そのような芸術作品から得られる、若々しく、躍動的で創造的なイメージを、国を象徴する連邦機関の建物にも反映させる。</p>
内容	<p>連邦政府関連の建造物の所要建設工事費の 0.5%を何らかのアートプロジェクトに割り当てる。各アートプロジェクトの実行委員会は、芸術の専門家、地方自治体の代表者、建造物のチーフ設計士で構成され、デジタル化された、応募作品を GSA が品評し、幾つか候補を選び出す。応募資格は、米国市民または、永住権保持者であること。候補が絞られた後、それらは、GSA で最終選考にかけられ、決定される。作品は、建築プロジェクトの主</p>

²⁷⁵ GSA Art in Architecture Policies and Procedures p2 :

http://www.gsa.gov/graphics/pbs/AIA_policies_and_procedures.pdf

²⁷⁶ GSA ウェブサイト : <http://www.gsa.gov/portal/category/103331>

	旨やテーマに合致し、全体にうまく統合されているものでなければならない。これまでに、350以上ものアート作品が生み出された ²⁷⁷ 。
財源 ²⁷⁸	<p>同アートプロジェクトに充当される額は、建物の建設及び改修の費用見積り合計額の少なくとも0.5%と決められている。連邦政府の公共事業は、通常州や地方都市における公共事業に比べ規模が大きいことから、各州、都市で一般的な1%ではなく0.5%に設定されている²⁷⁹。全建設費用は、通常、建造物設計段階と建設工事段階とに2回に分けて、連邦議会より支給される。最初の設計段階で議会が支給する資金は、全アートプロジェクト費用の4分の1を含むが、これは、アーティストに対するデザイン料である。残りの4分の3は、建設工事段階で支給される資金に含まれる。</p> <p>仮にGSAがアーティストを選ぶ前に、全工事費用合計の見積もりが増えてしまった場合、アートプロジェクトに充当される費用も比例して増額され、全費用の0.5%の最低割当レートを割らないように調節される。また、GSAがアーティストを選抜した後、全工事費用の見積もりが増えてしまった場合にも、アーティストに対する報酬が引き上げられるが、その増加額が大きい場合には、増加した0.5%の割り当て分を有効に使用するため、もう一人アーティストを採用することも考慮される。さらに、プロジェクトの内容によっては、アートプロジェクトに充てられるパーセンテージは、0.5%以上になるケースもある。例えば、建設工事の規模が比較的小さく、アートプロジェクトに充てられる額もそれに比例して小さいが、その割当額を上回る芸術作品を採用したい場合や、連邦機関の新建造物が、都市再開発が必要なコミュニティや、芸術に対する関心が特に強い地域で、重要な役目を担っている場合などは、各地方連邦政府機関がGSAと相談の上、アートプロジェクトに充てる割合を引き上げることもある。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> ●マサチューセッツ州スプリングフィールド市の連邦裁判所の壁画²⁸⁰ ●アリゾナ州フェニックス市の連邦裁判所内、特別法廷室のレンズ天井²⁸¹

(2) 州政府によるパブリックアート政策

全米における州及び連邦政府直轄領の合計56行政機関が加入する、州政府のパブリ

²⁷⁷ GSA ウェブサイト：http://www.gsa.gov/graphics/pbs/3_Preface.pdf

²⁷⁸ GSA Art in Architecture Policies and Procedures p6：
http://www.gsa.gov/graphics/pbs/AIA_policies_and_procedures.pdf

²⁷⁹ GSAのArt in Architecture Program担当者、Mary M. Carr氏からの電子メールによる回答。どのような根拠で「0.5」という数字に決定されたかという問いに対する回答は得られなかった。(2013年11月1日)。

²⁸⁰ コンセプチュアル・アート (Conceptual art) の先駆者であるSol LeWitt氏による2008年作の壁画。作品のタイトルは、"Wall Drawing #1259: Loopy Doopy"

²⁸¹ 近代的デザインで有名な米国人建築家、Richard Meier氏のデザイン事務所Richard Meier and Partnersの設計による1998年の作品、"Lens Ceiling"。

ックアートプログラムを推進する非営利団体である、州政府アート全国評議会（National Assembly of State Art Agency, 以後 NASAA とする）によれば、州政府主導の Percent for Art 施策は、1967 年にハワイ州で最初に実施されてから、全米に普及し、今日²⁸²では 25 州において実施されている²⁸³。

図表 1-5-3 : 全米における州政府による Percent for Art 施策²⁸⁴

州名	開始年	プログラム名	概要
アラスカ	1975 年	Percent for Art (義務) ²⁸⁵	州の公共建物の総工事費の 1%までをパブリックアート購入、設置費用として州政府アート機関 (SAA) ²⁸⁶ が管理する基金に預金する。
コロラド	1977 年	Art in Public Places (義務)	州の公共事業の 1%をパブリックアート購入費に充てる。
コネチカット	1978 年	Art in Public Spaces (義務)	州政府の建物の建設、改修、改築工事にかかる総費用の最低 1%を芸術作品購入のために、州債として預金し、州債委員会が管理する。
コロンビア地区	1986 年	DC Creates! (義務)	州の公共事業予算の 1%を芸術作品購入に充てる。アート選抜委員会が作品を選び、SAA が承認する。
フロリダ	1979 年	Art in State Buildings (義務)	公共建物の建設費の 0.5%までを芸術作品購入に充てるが、上限は 10 万ドル。該当地域のアート選抜委員会が作品を選ぶ。
ハワイ	1967 年	Art in Public Places (義務)	州政府関連の建物の建設及び改修、改築のための費用の 1%が芸術作品購入経費に充てられる。
イリノイ	1977 年	Art-in-Architecture (義務)	州政府が工事費を出資する公共の建物における、新規及び改築工事費の 0.5%が、芸術作品の購入に充てられる。
アイオワ	1979 年	Art in State Buildings (義務)	州政府が工事費を出資する公共の建物における、新規及び改築工事費の 0.5%が、芸術作品の購入に充てられる。
ルイジアナ	1999 年	Percent for Art	州の建物の建設または改築予算が 200

²⁸² 2013 年 9 月現在

²⁸³ National Assembly of State Art Agency ウェブサイト :

<http://www.nasaa-arts.org/Research/Key-Topics/Public-Art/State-Percent-for-Art-Programs.php>

²⁸⁴ National Assembly of State Art Agency ウェブサイト :

<http://www.nasaa-arts.org/Research/Key-Topics/Public-Art/State-Percent-for-Art-Programs.php>

<http://www.nasaa-arts.org/Research/Key-Topics/Public-Art/index.php>

²⁸⁵ プログラムが強制的な義務であることを示す。

Percent for Art Policy Brief: NASAAPercentforArtPolicyBrief.pdf, p2

<http://www.nasaa-arts.org/Research/Key-Topics/Public-Art/index.php>

²⁸⁶ State Art Agency の略称。全米各州に設置されている州政府機関。州の様々な芸術活動を支援する。

		(義務)	万ドル以上の場合、その1%は芸術品の購入、その芸術品の維持、設置などに充てられる。
メイン	1979年	Public Art (任意) ²⁸⁷	原則として、州の建物の建設または改築費用の1%を芸術作品購入に充てる。例外は、公立の小、中、高等学校で割当上限額は、5万ドル。州政府のオフィスビル、州立大学、交通施設、裁判所には、1%が適用される。また刑務所及びインフラ事業に関する建設費は対象外。芸術品を購入しないという選択肢も認められるが、その場合、徴収した1%分は州の一般基金へ戻されることになる。
メリーランド	2005年	Commission on Public Art (義務)	メリーランド公共芸術基金 (the Maryland Public Art Fund) のための予算 (100万ドル以下) が毎年州予算に組み込まれている。同州のSAAのスタッフが公共芸術委員会を構成し、パブリックアートの選択等を行う。同基金からの補助金に対し、同州の郡や市など各地方自治体は補助金と同額をパブリックアート目的に支出することが義務付けられている。
ミネソタ	1984年	Percent for Art in Public Spaces (義務)	州政府が工事費の一部または全額を出資する州政府の建物で、最低50万ドル以上の新建設または改築の公共事業費の1%までを芸術作品の購入に充てる。
モンタナ	1983年	Percent for Art (義務)	州政府の建物に対する建設事業費の最高1%までを芸術作品の購入、維持、それらの管理費に充てる。芸術作品への平均的な割当率は0.25%。
ネブラスカ	1978年	1% for Art (義務)	州政府の建物建設予算の1%を芸術作品の購入や関連経費に充てる。
ニューハンプシャー	1979年	Percent for Art (義務)	州政府の建物に対する、新規及び大型増築工事で1,500万ドルまでの事業において、その総予算の0.5%が芸術作品購入用として、州政府の一般基金より支給される。大型増築事業とは、建物のサイズを25%以上拡大する事業を指す。同州立大学の改修工事及び、高速道路基金、連邦基金、狩猟基金等からの出資による公共事業は対象外である。Percent for Art

²⁸⁷ プログラムが任意参加であることを示す。

Percent for Art Policy Brief: NASAAPercentforArtPolicyBrief.pdf

<http://www.nasaa-arts.org/Research/Key-Topics/Public-Art/index.php>

			プログラムによって事業主より徴収された資金の 80%が、当該プロジェクトの建物における美術作品の購入に充てられ、残額は関連経費やその他の州政府関連の建物における美術品の購入に充てられている。
ニュージャージー	1978年	Arts Inclusion (義務)	州政府が出資する建設事業の最高 1.5%までを美術作品の購入と設置に充てる。
ニューメキシコ	1986年	Art in Public Places (義務)	州政府の建物の建設事業のうち 10 万ドル以上のものに対する建設事業の 1%に当たる額、もしくは 20 万ドルのどちらか額の少ない方を美術作品の購入に充てる。美術作品を購入、設置した後ももしも残額があれば、パブリックアート基金 (The Art in Public Places Fund) に戻され、他の州政府関連の建物の美術作品購入に使用されたり、同基金に預金されたりする。
オハイオ	1990年	Percent for Art (義務)	400 万ドル以上の公共事業の場合、その予算の 1%が美術作品の購入に充てられる。
オレゴン	1975年	Public Art (義務)	10 万ドル以上の州政府関連施設の新築または改築工事予算の 1%を美術作品購入に充てる。もしも残金が発生した場合、SAA と州政府機関は、その用途について協議する。
ロードアイランド	1987年	Public Art (義務)	州政府建築物の建設費用の最低 1%を美術品購入に充てる。25 万ドル以下のプロジェクトの場合には、美術品に割り当てられた資金は、他の州政府関連の建物の美術品購入用に回される。
サウスカロライナ	1981年	Percent for Art (任意)	州政府関連の建物における建設及び改築工事費用の 0.5%までを美術品購入に充てるのが奨励されているが、あくまでも任意である。
ユタ	1985年	Public Art (義務)	州政府関連の建物における建設及び改築工事費用の 1%を美術品購入に充てる。資金が残っても一般基金には返却されない。
バーモント	1988年	Public Art (義務)	100 万ドル以上の州政府関連の建物における建設事業には、1年に 5 万ドルまで、公共事業基金から美術品購入、設置のために支給される。美術品購入後、資金が残っても一般基金には返却されない。
ワシントン	1974年	Art in Public	新規建設工事費用の 0.5% (州立大学の

		Places (義務)	場合は 20 万ドルを超過する改築工事も対象)が美術品購入やその美術品の維持費に充てられる。公立小、中、高等学校及び州立大学、州政府関連の建物が対象となる。これまでに、4,500 もの芸術作品が対象建設物に設置された。
ワイオミング	1991 年	Art in Public Buildings (義務)	州政府関連の建物における新規建設事業費の 1 %を芸術作品の購入に充てる。上限は 10 万ドル

図表 1-5-4 : アートプログラムが廃止または一時停止になった州

州名	実施期間	廃止年	概要
ノースカロライナ ²⁸⁸	1982 年 ～ 1995 年	1995 年	ワシントンDC (連邦政府) における文化戦争 ²⁸⁹ や、同州内での大きな政治的転換の最中、1995 年に Percent for Art プログラムは廃止された。廃止以前に着工したプロジェクトのみ継続され、最後のプロジェクトがようやく完成したのは 2000 年であった ²⁹⁰ 。
ウィスコンシン ²⁹¹	1980 年 ～ 2011 年	2011 年	同州の Percent for Art は、美術作品を公共の場に設置することにより、公共の建物や環境を美化し、同州で育まれた豊かな芸術を内外にアピールすることが、開始当初の目的であり、特定の州政府関連の建物における新規及び改築工事予算の 0.2%が芸術作品の購入に充てられた。しかし、同施策は 2011 年 7 月 1 日、当時の州知事及び州議会により、州の財政赤字が 30 億ドルにまで膨らんでいる時に、パブリックアートに回す余分な資金はないと判断され、廃止になった。実際の資金源は州債 bonding で、一般税収によるものではないにも関わらず、このような決

²⁸⁸ North Carolina ウェブサイト : <http://ncarts.org/economic-development/public-art-community-design/>

²⁸⁹ 文化戦争 (Culture War) とは、特に 90 年代に激化した、アメリカ人の文化的価値観に関する多層的な論争を指す。具体的には、宗教的保守主義者と世俗的自由主義者との間で、宗教、中絶、人種、銃規制、同性愛婚などの社会テーマについて論争され、現在まで続いている。

「文化戦争」に見るアメリカ史 :

<http://www.tenriu.ac.jp/tngai/americas/files/newsltrs/26/26controversy.yamakura.html>

²⁹⁰ ノースカロライナ州文化資材部のリサーチディレクター、Ardath Weaver 氏からの電子メールによる回答(2013 年 10 月 28 日)。

²⁹¹ Wisconsin ウェブサイト :

<http://artsboard.wisconsin.gov/category.asp?linkcatid=3409&linkid=1651&locid=171>

			断が下されたのは、当時の議会は保守派が大多数だったためであるという ²⁹² 。
オクラホマ	2004年 ～ 2011年	2011年	同州の公共の場におけるアート（Arts in Public Places）プログラムでは、25万ドル以上の公共事業費の場合、1.5%が美術作品の購入に充てられていた（1.5%が適用される、一つの公共プロジェクトの規模は50万ドルが上限）。美術作品のための資金及びプログラムは、オクラホマ歴史協会（The Oklahoma Historical Society）が管理する。しかし、2011年、財政赤字を懸念する州政府議会は、同アート施策を一時的に3年間（2012～2014年会計年度）停止することを決定。2013年10月現在も停止されたままである。州議会上院の財務アナリストは、同アートプログラムの停止は州財政の改善になんら影響を及ぼすものでないと反論している ²⁹³ 。なお、2011年以前に開始されたプロジェクトはこの対象とはならず、引き続き完成するまで継続される。

²⁹² ウィスコンシン州政府芸術理事会、エクゼクティブディレクター、George T. Tzougros 氏からの電子メールによる回答。（2013年10月28日）

²⁹³ オクラホマパブリックアートウェブサイト：<http://www.okpublicart.org/pubartmoratorium.html>

(3) 主な地方都市による“Percent for Art”プログラム

図表1-5-5：主な地方都市による“Percent for Art”プログラム

地方都市名	開始年	プログラム名	概要
ロサンゼルス (カリフォルニア州)	1989年	公共事業改善アートプログラム ²⁹⁴ (The Public Works Improvements Arts Program, 以後 PWIAP とする)	病院、学校を除く全ての公共事業費用1%がパブリックアートへ割り当てられる。
	1993年	ダウントウン再開発プロジェクトまたは、公共の場におけるダウントウンアートプロジェクト (Downtown Art in Public Places Project)	90年代前半まで治安が悪かったダウントウンの再開発のためのパブリックアート施策で、コミュニティ再開発機関 (The Community Redevelopment Agency, CRA) が管理する。ダウントウンで50万ドル以上の民間開発事業を行う事業主は、総費用の1%をパブリックアートの購入に充てるかもしくは文化信託基金 (Cultural Trust Fund) へ支払う。ただし文化施設や低所得層用住宅開発、歴史遺産的建造物の修復作業などには適用されない ²⁹⁵ 。
ウェストハリウッド (カリフォルニア州)	1987年	都市アートプログラム ²⁹⁶ (The Urban Art Program)	市の行政規則 19.38 条に則り、20万ドル以上の開発及び改築、増築の場合、開発業者は、建設費用の1%相当のパブリックアートを設置するか、もしくは1%分をアート料金として市へ支払う。徴収された料金は、ウェストハリウッドパブリックアート及び美化基金へ預金される。対象外は公共の建物、住宅2軒までの建築と、テナントの25%が低所得者となることが想定される賃貸向け住宅の住宅地

²⁹⁴ ロサンゼルスパブリックアートウェブサイト：<http://www.culturela.org/publicart/publicpercent.html>

²⁹⁵ CRA/LA Developer Guide:

http://www.crala.org/internet-site/Other/Art_Program/upload/Developer-Guide-2005-AMENDMENT-2010.pdf

²⁹⁶ ウェストハリウッド市ウェブサイト：<http://www.weho.org/index.aspx?page=1017>

			開発、市の公共事業、非営利組織の建物、文化遺産的住宅等である ²⁹⁷ 。
カルバーシティ (カリフォルニア州)	1988年	公共の場アートプログラム ²⁹⁸ (Art in Public Places Program)	市の行政規則第 15.06 条 ²⁹⁹ に則り、新規の5軒以上の住宅開発、全ての商業・工業・公共の建物における開発プロジェクトで、50万ドル以上のもの、及び上記を対象にした25万ドル以上の改修・改築工事を行う事業主は、市に対しパブリックアート料金を以下の4通りの方法のいずれかで支払う義務がある。 ①建設費用の最低1%相当のアート作品を建設用地に設置する。 ②建築物そのものまたは一部をアートと見なす。 ※事例:「蜂の巣 (Beehive)」 ③建設費用の1%を市のアート基金へ支払う。 ④建設費用の最低1%相当のアート品を市に寄贈する。
サンフランシスコ (カリフォルニア州)	1969年	パブリックアートプログラム (Public Art Program)	市の条例 ³⁰⁰ (San Francisco Administrative Code, Sec. 3.19) により、市内における全ての公共建造物、交通機関、公園の新規及び改修工事コストの2%をパブリックアートプログラムに充てる。
	1985年	1% for Art プログラム	市の条例 ³⁰¹ (Section 429) は、市の中心地にあるダウンタウンの人口過密地区、C-3ゾーンにおける、2万5,000平方フィート以上の規模でかつ、住宅以外の民間建設プロジェクトに対し、その費用の

²⁹⁷ ウェストハリウッド市行政規則 19.38 条、都市アートプログラム :

<http://www.weho.org/Modules/ShowDocument.aspx?documentid=9937>

²⁹⁸ カルバーシティ市パブリックアートプログラム :

<http://www.culvercity.org/Culture/PublicArt/Overview.aspx>

²⁹⁹ Ordinance No. 2004: <http://www.culvercity.org/~media/Files/Culture/Ordinance2004%20004.ashx>

³⁰⁰ サンフランシスコ市条例(Sec. 3.19) :

<http://www.sfartscommission.org/pubartcollection/documents/pa00-public-art-ordinance/>

³⁰¹ サンフランシスコ市条例第4条 (section 429):

[http://www.amlegal.com/nxt/gateway.dll/California/planning/article4developmentimpactfeesandprojectr?f=templates\\$fn=default.htm\\$3.0\\$vid=amlegal:sanfrancisco_ca\\$anc=JD_429](http://www.amlegal.com/nxt/gateway.dll/California/planning/article4developmentimpactfeesandprojectr?f=templates$fn=default.htm$3.0$vid=amlegal:sanfrancisco_ca$anc=JD_429)

		<p>1%を建設用地に設置する芸術作品の購入に充てるか、もしくは1%分を市に支払うように義務付けてきた。近年、同市議会で対象地域を拡大しようとする動きが活発化し³⁰²、2012年同条例が改定された。改訂版規則³⁰³は、2013年1月より施行されている。新規則では、対象ゾーンが広がりダウンタウン住宅街やハイテク企業の集中する South Market 地域の非住宅開発事業にも1%施策が適用される。C-3ゾーンに関する規則も細部が変更され、アート設置場所をゾーン内だけでなく、ゾーン外でも、ゾーンより半径0.5マイル以内であれば認められることになった。また同ゾーン内での住宅建設も1%の対象に含まれるようになったほか、商業用開発事業は、建築物の広さによってアートの設置場所が規定され、1,500平方フィート以上ある建物の場合には、建設用地への設置が義務付けられている。いずれの場合も、アートを実際に設置せずに1%分を支払うだけでも良く、徴収された資金は公共アート信託基金 (The Public Artwork Trust Fund) に預金される。アーティスト及びアートの選択は開発業者の裁量により行われ、市の都市計画部局からの承認は必要ない。</p>
--	--	--

³⁰² San Francisco Huffington Post, 2/27/2012:

http://www.huffingtonpost.com/2012/02/27/san-francisco-public-art-fee_n_1305491.html

³⁰³ サンフランシスコ都市計画部局 New Planning Code, Public Artworks Requirements:

http://www.sf-planning.org/ftp/files/legislative_changes/new_code_summaries/110853_Public_Artworks_Requirements.pdf

サンディエゴ (カリフォルニア州)	1992年	パブリックアートプログラム ³⁰⁴	市が経済的に全てを負担する、市民向けの公共建物や交通等の公共事業費用の2%がパブリックアートプログラムに充てられる。低所得者住宅、高齢者住宅などは対象外。
	1994年	民間開発事業におけるアート (Art in Private Development) ³⁰⁵	世界的観光地として観光客に魅力ある街づくりに貢献することをパブリックアートの目的の一つに掲げる ³⁰⁶ 同市は、住宅、病院、学校、教会、非営利団体及び一般市民向けではない事業を除く、全ての商業施設開発事業で、500万ドルを超えるものに対し、その開発業者は、総費用の1%に相当する額のアートを購入設置しなければならない。またアートを購入する代わりに、パブリックアート料金を市に支払う場合は、総費用の0.5%が要求される。
ニューヨーク (ニューヨーク州)	1983年	Percent for Art プログラム ³⁰⁷	1982年に「The Percent for Art法(条例65)」が制定され、翌年より施行された。建設費用2,000万ドル未満の公共事業に対して1%、2,000万ドル以上の場合、0.5%を芸術作品購入に充てなければならない。対象となる公共事業は、市民向けの公共サービス関連全ての公共事業で、消防署、学校、警察署、裁判所、病院、空港、刑務所、公園などが含まれる。アートプロジェクト費用の上限は40万ドルである ³⁰⁸ 。
フィラデルフィア (ニュージャージー)	1959年	Percent for Fine Arts プログラム	全国で最初に Percent for Art を導入した市。フィラデルフィア再開発機関 (Philadelphia Redevelopment Authority 以

³⁰⁴ City of San Diego Council Policy: http://docs.sandiego.gov/councilpolicies/cpd_900-11.pdf

³⁰⁵ サンディエゴ条例、第6条§26.0701 :

<http://docs.sandiego.gov/municode/MuniCodeChapter02/Ch02Art06Division07.pdf>

³⁰⁶ Public Art Master Plan: <http://www.sandiego.gov/planning/community/pdf/cpc/agendas/pubartmasterplanbw.pdf>

³⁰⁷ NYC ウェブサイト : <http://www.nyc.gov/html/dcla/html/panyc/about.shtml>

³⁰⁸ NYC ウェブサイト : <http://www.nyc.gov/html/dcla/html/panyc/faq.shtml#history>

ージー州)			後 PRA) が管理運営する。公共の建築物 (市が建設費用の全額または一部を負担した橋、門、アーチ、建物を含む) の建設費用の1%をパブリックアートの購入に充てることが義務付けられている。また、PRA を通して公共の土地を購入した民間の開発業者も同様に費用の1%をアートに充てなければならない ³⁰⁹ 。
シャーロット (ノース・カロライナ州)	2003 年	Public Art Program ³¹⁰	市の条例 (Public Art Ordinance) で、公共事業費の1%または 25 万ドルのどちらか額の少ない方をパブリックアートのために充ててことを規定する。対象プロジェクトは、市が全額または一部負担する建物、公園、駐車場等の公共スペースの新築、改築、改修建設工事 ³¹¹ である。
シカゴ (イリノイ州)	1978 年	Public Art Program ³¹²	市の条例 (Percent for Art Ordinance, Section 1-292090) ³¹³ で、市民向けの公共の建物及び公園、歩道、橋などの戶外スペースにおける新規及び改修工事費用予算の1.33%をパブリックアートに充てなければならないと規定する。
オースティン (テキサス州)	1985 年	The Art in Public Places Program ³¹⁴	市の条例 (Section 7-2-5) ³¹⁵ は、10 万ドル以上の公共事業は、費用の2%をパブリックアート購入、設置に充てるよう義務付けている。上下水道処理施設に関しては、同規則が適用されるのは、上限 30 万

³⁰⁹ http://www.phila.gov/pr/PDFs/Fine%20Art_Policy.pdf

³¹⁰ Arts & Science Council ウェブサイト: <http://www.artsandscience.org/programs-a-services/public-art-program/>

³¹¹ Public art Ordinance:

<http://charmec.org/mecklenburg/county/countymanagersoffice/omb/priorbudgets/fy12budget/documents/public%20art%20ordinance%20revised.pdf>

³¹² City of Chicago ウェブサイト:

http://www.cityofchicago.org/city/en/depts/dca/provdrs/public_art_program.html

³¹³ City of Chicago, Percent for Art Ordinance:

http://www.cityofchicago.org/city/en/depts/dca/auto_generated/public_art_program_publandreports/new_art_on_pink_line.html

³¹⁴ Austin Art in Public Places: <http://austintexas.gov/departments/art-in-public-places>

³¹⁵ Austin, Texas Code of Ordinance, Section 7-1, “Art in Public Places Program”:

[http://www.amlegal.com/austin_nxt/gateway.dll/Texas/austin/title7librariesandculturalactivities/chapter7-2artinpublicplaces?f=templates\\$fn=altmain-nf.htm\\$vid=amlegal%3Aaustin_tx\\$3.0](http://www.amlegal.com/austin_nxt/gateway.dll/Texas/austin/title7librariesandculturalactivities/chapter7-2artinpublicplaces?f=templates$fn=altmain-nf.htm$vid=amlegal%3Aaustin_tx$3.0)

			ドルまでのプロジェクトである。市の経済開発局（The Department of Economic Development）が管理運営する。
--	--	--	--

(4) パブリックアート政策導入の経緯

パブリックアート施策は、単に街の美化、アーティストや文化面の支援のみを狙ったものではなく、それによって他州や他都市と差別化を図り、独自のアイデンティティを築くことで、住民（他州、他都市からの移住者）の勧誘、企業、観光客の誘致を成功させ、経済の活性化を図ろうとする目的も持つ。各州及び地方都市のパブリックアート政策の目的は以下の通りである。

- ・ 市民生活の質の向上
- ・ 街の美化、改善
- ・ 街の特徴の表現：多様性、創造性、成熟度、ステータス、ポジティブな価値観、未来志向躍動感の表現（例：ダラス市³¹⁶など）
- ・ 不動産価値を上げる（例：カルバーシティ市など³¹⁷）。
- ・ 地域のアーティストやアート事業の支援
- ・ 雇用の拡大
- ・ 各州、都市のイメージ向上と独自のアイデンティティの構築
- ・ ダウンタウン地区の再開発（例：ロサンゼルスダウンタウン再開発事業³¹⁸）
- ・ 観光客の増加、観光事業の活発化（ヒューストン空港における美術品展示³¹⁹、サンディエゴ、サンフランシスコなどにおける民間開発事業に対する芸術作品購入（建設費の1%相当）の義務規定）
- ・ 企業の誘致
- ・ 他州・他都市からの移住者勧誘

(5) パブリックアート政策の成果や課題

ア パブリックアートの評価の難しさ

パブリックアートが地域のコミュニティに与える成果としてよく挙げられるのは、以下の3項目である³²⁰。

³¹⁶ Office of Cultural Affairs, City of Dallas: <http://www.dallasculture.org/publicArt.asp>

³¹⁷ Culver City: <http://www.culvercity.org/Culture/PublicArt/Overview.aspx>

³¹⁸ CRA/LA Art Program: http://www.crala.org/internet-site/Other/Art_Program/

³¹⁹ Houston Chronicle:

<http://www.houstonchronicle.com/business/article/Art-beckons-travelers-to-not-just-fly-by-4880242.php#0>

City of Houston: <http://www.houstontx.gov/municipalart/20091216.html>

³²⁰ Guetzkow, Joshua, "How the Arts Impact Communities", Princeton University, July 7-8, 2002.

<http://www.princeton.edu/~artspol/workpap/WP20%20-%20Guetzkow.pdf>

①経済的効果：

- ・アート創作に携わる人々などの雇用が生まれる。
- ・アート鑑賞目的の観光客による消費活動（ホテル、レストランなど）が起こる。
- ・地域のアート産業が活性化する。
- ・高収入、高いスキルを持つ労働層にアピールできる。また、地域へのビジネスの誘致や投資が増加する。
- ・地域が活性化し、不動産価値が向上する。

②社会的効果：

- ・地域住民の非営利団体、行政などと連携した活動への積極的な関与によりソーシャルキャピタルが構築される。
- ・地域の多様性を促進する。
- ・地域における犯罪や非行を改善する。

③文化的効果：

- ・コミュニティのイメージが向上する。
- ・地域住民の連帯感が向上する。
- ・地域住民のアイデンティティ及びプライドを構築できる。
- ・多様性や許容性、表現の自由など、ポジティブな地域性を促進できる。

しかし、実際にパブリックアートを設置した結果の具体的な成果についての調査報告はほとんどないのが実情である³²¹。成果を測る際に、最も分かり易いのは、数字で現れる経済的効果であるが、パブリックアートを創作する過程で生まれる、アーティストや建築家などの一時的雇用と、完成後それらアートの見物に訪れる観光客による消費活動という直接的なものや、パブリックアートのお陰で向上した街のイメージによって上がる不動産の価値や誘致される企業の数など、間接的なものである。しかし、間接的な経済効果に関しては、パブリックアートのみによる効果を評価することは難しいのが現状である。以下は、その主な理由である³²²。

³²¹ <http://createequity.com/2012/01/public-art-and-the-challenge-of-evaluation.html>

³²² <http://createequity.com/2012/01/public-art-and-the-challenge-of-evaluation.html>

- ①入場料を支払う美術館などと異なり、地域の活性化等の目的で、半永久的に公共のスペースに設置される彫像や壁画は、元来、人々がそれらをわざわざ鑑賞しに来るためのものではないため、鑑賞者数やアンケートなどのデータをとることが困難であること
- ②経済効果にしても、パブリックアートは、通常それが所属する建物や団体などの活動、または周りの環境などと関連して初めて生まれるため、単一の公共アートのみによる効果を測るデータを取ることは難しいこと
- ③公共アートの成果に関する調査は、時間と人件費などの経費がかかる割に、鑑賞者または、調査対象者があまりにも多岐にわたり、対象をどのような層に絞るかによって結果も異なってくるため、信憑性に欠け、ほとんど実施されないこと

例外は、短期間に限定されたパブリックアートなどをテーマにしたり、それらを含んだアート関連の大型短期イベントによる経済効果である。この場合、入場料やホテルにおける売り上げなどから、地域への経済的効果を測ることが可能である。

・事例

2005年2月12～27日にわたって、ニューヨーク市のセントラルパークで開催された「The Gate」というイベントは、著名なアーティストによる出資であったが、7,500本ものオレンジ色の旗のようなものを立てたアートが約400万人もの見物客を呼び、その結果、同市の推定によれば、ホテル利用客やレストランの売り上げなどにより、およそ2億5,400万ドルの消費活動が行われた³²³。

イ パブリックアート政策の課題

課題としては、「財政支出に関する市民の無理解」、「内容に関する市民の無理解」、「民間開発業者の消極的な対応」が挙げられる。それぞれの課題について以下に述べる。

(ア) 財政支出に関する市民の無理解

パブリックアートの財源は、市民から徴収した税金による一般財源ではなく、主に事業主から徴収したものであり、実質的には財源が違っても関わらず、州や地方自治体における財政が困難な時期に、何十万ドルもするアートへの出費は、市民には感情的に受け入れられず、反感を買うことが多い。

³²³ NYC ウェブサイト、2005年3月3日付ニュースリリース：

http://www.nyc.gov/portal/site/nycgov/menuitem.c0935b9a57bb4ef3daf2f1c701c789a0/index.jsp?pageID=mayor_press_release&catID=1194&doc_name=http%3A%2F%2Fwww.nyc.gov%2Fhtml%2Fom%2Fhtml%2F2005a%2Fpr078-05.html&cc=unused1978&rc=1194&ndi=1

・事例

- ① 前出のオクラホマ州のパブリックアート政策の3年間一時停止。
- ② ノースカロライナ、ウィスコンシン州でのプログラム完全停止。
- ③ テキサス州ヒューストン市では、公共事業の1.75%をアート作品購入に充てるよう条例で定められているが、2010年、市の財政赤字が5,000万から8,000万ドルまで膨らんでいた時に36万ドルがアート作品購入に使われたことで非難が集中した³²⁴。

アリゾナ州フェニックス市のパブリックアートに関するウェブページ「よくある質問 (FAQ)」の中でそのような市民の疑問に以下の通り回答している³²⁵。

- ・質問：市が財政難の折になぜパブリックアートを続けるのか。
- ・回答：市の財政は時によって良かったり悪かったりするが、成長を続けるコミュニティには、新規の公共インフラ事業の継続は必要であり、パブリックアートプログラムはその事業の一環である。公共のアメニティが建設される時、アート作品はその中に統合されるが、そのお蔭で街の環境が充実し、視覚的にも興味深いものに変えることができる。また、市民の一人であるアーティストが各々のアイデアをデザインに生かし、都会の公共スペースにおいて、それらを住民や観光客と共有することができる。
- ・質問：財政難の時にアートがどのように市民の生活に寄与することができるのか。
- ・回答：アート作品の選択、建設の過程で雇用が生まれる。雇用は一時的なものかもしれないが、エンジニアや建築家などと一緒に大きな仕事をするというまたとない機会がアーティストに与えられる。また、その新しいアート作品を見に人が集まれば、地方消費税を通して地域経済に貢献する。

(イ) 内容に関する市民の無理解

公共の場に設置されたアートは、抽象的、前衛的であればあるほど万人受けせず、必ずしも市民に歓迎されるわけではない。この点に関して、前述のフェニックス市パブリックアートウェブサイト「よくある質問 (FAQ)」の中では、以下のように回答している。

³²⁴ KHOU news 11/18/2010, “City spends \$360,000 on sculpture despite budget problems”, <http://www.khou.com/news/local/City-spends-360000-on-sculpture-amid-talk-of-furloughs-109042694.html>

³²⁵ City of Phoenix: <http://phoenix.gov/arts/publicart/faqs/index.html>

- ・質問：パブリックアートで気に入らないものがあるが、どうしたらよいか。
- ・回答：全国どこでも最高の芸術品というものは論争の的になる。設置当初賛否両論だったアート作品も月日が経てば、街の一部となり、市民に受け入れられていく。

しかし、上記のように正当化しても、アートに支払われた莫大な金額と実質的な内容がどう見ても合致しない、または価値が理解されない場合、市民は税金が無駄に使われていると感じる。

- ・事例
 - ①2008年、テキサス州ヒューストン市における駐車場の出口のペインティン(外装アート)が35万ドルもすることへの市民の不満³²⁶
 - ②ノースカロライナ州シャーロット市のシャフルタウンスポーツプレックス(The Shuffletown Sportsplex)に2009年に建てられた巨大な機械の手のオブジェクトに対する市民の反発³²⁷

(ウ) 民間開発業者の消極的な対応

民間開発業者の余分な負担になるため敬遠され、開発の足を引っ張る恐れがある。また、低所得層のアパート・住宅など、最低水準の建設内容で十分な事業には不向きであるため、そのような開発が行われなくなる。

- ・事例
 - 一部の民間商業開発事業にもパブリックアートへの負担を課すサンフランシスコ市議会は、開発費用の1%徴収対象地区を拡大する提案を出したが、開発業者の反発に合い、当初の提案を縮小した改定案で妥協せざるを得なかった³²⁸。

³²⁶ Houston Press 2008年:<http://movies.houstonpress.com/2008-11-20/culture/wayne-dolcefino-art-critic/>
<http://www.houstonpress.com/2008-11-20/culture/wayne-dolcefino-art-critic/2/>

³²⁷ Charlotte Observer.com:
<http://www.charlotteobserver.com/2013/09/27/4347205/saturday-marks-10th-anniversary.html>

³²⁸ Huffington Post, 2/27/2012,
http://www.huffingtonpost.com/2012/02/27/san-francisco-public-art-fee_n_1305491.html

3 宿泊税・入場税の導入状況

(1) テキサス州における宿泊税³²⁹

テキサス州の税法 156 条は、州内でホテル業³³⁰を営む事業者に対し、州政府及び郡政府に対し、それぞれ宿泊税 (hotel occupancy tax) の支払いを義務付けており、州税は 6%、郡税は各郡によって数字が異なるが 7% まで認められる。州に納められた宿泊税による収入は、州政府の財務コントローラーが管理運営し、その一部は、テキサス州の観光キャンペーンに使用されている。さらに、同州の地方自治体は、各市町村において宿泊税を課することができる。人口 3 万 5,000 人以下の非法人地域³³¹ (unincorporated area) の場合も、域外管轄権³³² (extraterritorial jurisdiction) 内で宿泊税を課ことができ、ほとんどの市で 7% まで課税できる。これらの宿泊税を足し合わせると、最終的にホテルの宿泊者が支払う税率は、全米でも最も高いものとなっている。この地方自治体の宿泊税による収入の用途は、テキサス州税法 (§351.101 (a) (4)³³³) により、観光業、各種コンベンション、ホテル業界の財政を直接的に促進するものでなければならないと規定されている。パブリックアートを含む、各種アートプログラムは、その一つとして捉えられており、例えば一日だけのアートイベントを数日間に拡充させた結果、ホテル業界を含むあらゆる観光事業に利益をもたらすなど、アートプログラムが経済的効果を生み出す結果も出している。参考までに、パブリックアートの他に、規定されている主な用途として、歴史的建物や遺産の修復工事、スポーツイベントとそのための施設、観光客用の交通システム、観光スポットやアトラクション、観光宣伝などがある。

テキサス州で最も地方の宿泊税率が高いのは、ヒューストン市の 17% (州税 6%、市税 7%、郡税 2%、郡・ヒューストン市スポーツオーソリティ税³³⁴ 2%)³³⁵ で、全米でも最も宿泊税率の高い部類に属する。同市のパブリックアートを管理する文化芸術委員会 (The Cultural Arts Council of Houston) は、市の Percent for Art プログラムを通して、公共事業費の 1.75% が回収できるほか、市や郡による宿泊税からの収入もある。

³²⁹ What Cities Need to Know to Administer Municipal Hotel Occupancy Taxes:

http://www.tml.org/legal_pdf/Admin-localHotelTax.pdf

³³⁰ 「ホテル業」とは、30 日未満の滞在ができる施設の全てを指し、モーテル、民宿、ロッジ、シェアハウス等を含む。病院、療養所、老人ホームまたは、学生用宿舎等の教育機関付属の宿泊施設や油田開発労働者用宿泊施設などは対象外。

What Cities Need to Know to Administer Municipal Hotel Occupancy Taxes, p3:

http://www.tml.org/legal_pdf/Admin-localHotelTax.pdf

³³¹ 人口の少ない小さな町で、市の管轄になく市への地方税が免除されている地域。通常は、郡の直轄となる。

³³² 法令を市の管轄外の指定範囲にまで拡大して適用すること。

³³³ Texas Tax code: <http://www.statutes.legis.state.tx.us/Docs/TX/htm/TX.351.htm>

³³⁴ 市内のスタジアム、公園、スポーツ施設の建設のための借金返済のため、5 年間に限定して課せられている一時的な税金。

³³⁵ テキサス州政府ウェブサイト: <http://www.window.state.tx.us/taxinfo/hotel/faqhotel.html>

http://clients.coredesignstudio.com/haa/creativeeconomy_web.pdf

(2) サンディエゴ市の宿泊税

カリフォルニア州では、州内の各地方自治体が、一時滞在税（Transient Occupancy Tax：以後TOTとする）³³⁶と呼ばれる宿泊税を宿泊客から徴収する。税率は各市によって異なる。サンディエゴ市における、2013年度の宿泊税率は10.5%である³³⁷。TOTの徴収や管理は市の財務局が行う。同資金は、文化活動、美術館、観光及びコンベンション事業局、経済開発委員会、また観光業や経済を促進する郡のプログラムなどに使用される。同プログラムによる補助金によって、市内の約90の文化、アートプログラムが運営されている³³⁸。

(3) シアトル市の入場税

シアトル市は、非営利団体によるものを除く、シアトル市内で開催されるすべての娯楽、スポーツ、各種イベントの入場料に対して5%の入場税を課す。同市における様々なアート事業の予算には、この入場税による全収入の一部と、Percent for Artプログラム（公共事業費の1%）による基金の一部が充てられており、市のアート文化事業室（The Office of Art and Cultural Affairs）が管理する³³⁹。市のアートプログラムの2009年度予算は、690万ドルで、その内訳は、州の一般基金より290万ドル、全入場税による収入の20%にあたる120万ドル、Percent for Artプログラムより280万ドルであった。しかし翌年、2010年度予算より、市議会は、アートプログラムの市の一般基金への依存率を大幅に減らし、代わりに入場税による収入の75%を同事業室の予算に充てることを決定。また、入場税収入の残りの25%は、市の一般基金に預金されることになった。これは、市の財政状態が厳しい中で、パブリックアートプログラムへの予算を毎年確実に確保することが困難になったためである。シアトル市は、30年代の大恐慌時の連邦政府によるアートプログラムによる成功例を根拠に、不況の時こそアート事業を支えることで、経済活性化が図れると考えている。実際、過去10年ほど入場税による収入はほぼ横ばいであり、また、不景気時に映画のチケットがよく売れるという現象もあり、年毎に変動する市の一般基金に大きく依存するより、入場税を主な財源とした方が安定した予算が確保できる³⁴⁰。

³³⁶ City of San Diego: <http://www.sandiego.gov/treasurer/taxesfees/tot/index.shtml>

³³⁷ San Diego Municipal Code, Chapter 3, Article 5:
<http://docs.sandiego.gov/municode/MuniCodeChapter03/Ch03Art05Division01.pdf>

³³⁸ Project for Public Places: <http://www.pps.org/reference/artfunding/>

³³⁹ City of Seattle: <http://www.seattle.gov/rca/taxes/ADMITAX/admissionstax.htm>

³⁴⁰ Seattle Office of Cultural Affairs, Admission Tax Funding FAQ:
http://www.seattle.gov/arts/_downloads/admission_tax_faqs.pdf

4 文化政策の財源を検討するうえで参考となる特筆すべき事例

(1) Percentage for Art 以外の取組

ア 市の条例による、非公共事業に対する民間開発業者の負担

全米で最大規模のパブリックアート施策が実施されているのは、カリフォルニア州のロサンゼルス市であり、1989年以來これまでに150以上もの芸術作品を市内の公共の場へ提供してきた。それら作品の半分以上は、地元のアーティスト達によるものである。これらパブリックアートプロジェクトの管理、維持、運営を行う市の文化アート事業部(DCA)・パブリックアート課(The Public Art Division)は、政府が建設資金を出資する公共事業が対象のPercent for Artプログラムである、PWIAP(「1% for Arts」の取組事例の調査、(3)参照)の他に、民間開発事業を対象にした、民間アート開発料金プログラム³⁴¹(The Private Arts Development Fee Program、以後ADFとする)も管理する。2010年及び2011年会計年度におけるPWIAPとADFのプロジェクト総額は、およそ1,820万ドルに上った。ADFプログラムの詳細について以下に述べる。

図表1-5-6: ADFプログラム

名称	ADFプログラム
概要	建物の種類・規模によって料金が異なるが、ロサンゼルス市は、市の行政規定(Municipal Code 91.107.4.6)に基づき、50万ドル以上の商業及び工業建設プロジェクトを実施する事業主に対し、パブリックアート料の支払いを義務付けている。料金は、建築安全部局(The Department of Building & Safety)が、建物の種類、用途によって、以下のように算出する。ただし、いかなるプロジェクトにおいても、アート料金の上限は、1平方フィートにつき1.57ドルまでと規定されている。
用途別アート料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスまたは、研究開発：1平方フィートにつき 1.31ドル ・小売業：1平方フィートにつき 1.31ドル ・製造業：1平方フィートにつき 0.51ドル ・倉庫：1平方フィートにつき 0.39ドル ・ホテル：1平方フィートにつき 0.52ドル <p>また、ロサンゼルス市は、2種類のアート開発料金の支払い方法を用意し、開発事業者が選択できるように配慮してい</p>

³⁴¹ ロサンゼルス市アート事業部ウェブサイト：<http://www.culturela.org/publicart/privatepercent.html>

	<p>る。なお、アート開発料金がその他許可証発行のために必要な諸費用と共に支払われないと、建設許可証が発行されないため、アート料金の支払いは義務であり、選択の余地は与えられていない。したがって、支払われなかった場合は、建設が実行できないという結果を招くのみで、それに対する罰則は、設けられていない。</p>
<p>アート開発料金の支払い方法</p>	<p>①建築物安全部局で、開発事業者が建設許可書を受領する際に査定された料金を支払う。一旦支払われた料金は払い戻しされることはない。また、徴収された料金は、市の一般基金には入らず、文化事業部基金（The Cultural Affairs Department Fund）に預金され、建設用地及びその地域の人々のための文化プログラムに利用される。</p> <p>②開発事業者は、査定のアート料金と同価値で、かつ DCA が承認するアートプロジェクトを、料金を支払う代わりに実施する。対象になるプロジェクトには、芸術作品の開発用地への設置や、非営利団体の芸術活動の支援などがある。</p>

イ 行政補助金+コミュニティ各種基金

(ア) 壁画プログラム (The Murals Program) ³⁴²— ロサンゼルス市

多様な文化を誇るロサンゼルス市を表現するのに、従来、地元のアーティストによる壁画は欠かせないものであった。DCA は、1970 年代より、様々な行政局及びコミュニティ基金の協力のもと公共の場における壁画の経済的支援を行ってきた。近年は、地域コミュニティにおける壁画制作を専門にする民間団体である、社会及びパブリックアート資源センター (Social and Public Art Resource Center) とともに、壁画の制作、修復、啓蒙活動を支援している。現存する壁画の大部分は 20 年以上経っているため、最近では、古くなった壁画の修復、保存及び壁画教育により力が入れている。2012 年には、12 の壁画の修復作業が行われた。

³⁴² ロサンゼルス市アート事業部ウェブサイト：<http://www.culturela.org/publicart/murals/murals.html>

図表1-5-7：壁画プログラム

事例名称	大壁画とエコブリッジ完成予想図 (The Great Wall and the Green Bridge)
概要	2011年～2015年度のプロジェクト。ロサンゼルス川に沿って描かれた0.5マイル続く大壁画の修復作業は、2011年に完了。太陽熱エネルギーによる照明やリサイクル材を使用する橋は、2013年10月現在、設計段階終了である。

(イ) ハリケーンカトリーナ及びハリケーンリタ被災地のアーティストを雇用³⁴³

●ニューオーリンズ市の事例

2008年、ニューオーリンズ市のアート協議会 (The Arts Council of New Orleans) は、非営利のアート団体である Joan Mitchell Foundation に協賛し、2005年8月、9月にニューオーリンズを中心に米国南部を襲い、壊滅的な被害を出したハリケーンカトリーナ及びハリケーンリタの被災地 (ルイジアナ、ミシシッピ州) に居住するアーティスト20人に対し、パブリックアート製作費及びキャリア立て直しのため、1人2万5,000ドルの補助金を与えた。

ウ 民間の建設開発業者による任意の負担

行政によるパブリックアートへの政策がない場合でも、アートを建造物に取り入れた開発業者に対し、何らかのインセンティブを提案することで、パブリックアートを普及させることもできる。通常、建造物建設の際には、建物の周辺に歩道、植木、駐車場などの設置を行政から義務付けられることが多いが、パブリックアートをそれら条件の一部の代替にすることができるようにするというものである。例えば、オレゴン州のポートランド市では、建物の一階には、必ず窓をつけなければならないという規定があるが、パブリックアートを設置すれば、その条件は満たさなくてもよいことが、同市の建築規則で認められている³⁴⁴。

エ 宝くじによる収益—マサチューセッツ州

アート教育や事業に充てる資金確保の方法として、地方消費税を引き上げる方法を採用する地方都市も多い。一番よく行われているのは、アート事業振興の対象地域を特別税金地域 (special tax districts) と指定し、その地域だけに一定の期間、特定の商品やサービスに対する税率を上げるという方法 (Local Option Taxes) である。この地方レベルの方法は、州レベルよりも細かく様々な商品やサービスに対し税金をかけるなど融通がきくため、より広く普及している。Local Option Taxes の代表的

³⁴³ Art Council of New Orleans:

<http://www.artscouncilneworleans.org/article.php?story=20080506095222761rld0708>

³⁴⁴ ポートランド市建築コード改訂版(Regulatory Improvement Code Amendment Package 6, p32, 33.130.230 Ground Floor Windows)

なものとしては、前述の宿泊税や、文化娯楽施設の入場税、以下に述べるロットくじによる利益やたばこ税収などがある。

マサチューセッツ州では、財政難の州政府からの芸術文化活動に対する補助金が減少した1970年後半に、州政府からの補助金の減少分を埋め合わせる目的で、収益の使途を地域の芸術文化活動支援に限定したアートロット (Art Lottery) が考案され、1980年より、実施されてきた。このアートロットによる収益と連邦政府機関である全国芸術基金 (National Endowment for the Arts) からの補助金を主な財源とし、州内の様々な芸術文化活動を財政的に援助するのが、同財源によって設立した州政府機関である、マサチューセッツ文化評議会 (Massachusetts Cultural Council、以後 MCC とする) である。

MCC が提供する主な建築物関連のアートプログラムは、以下の通りである。

(ア) 文化地区イニシアティブ (The Cultural Districts Initiative) ³⁴⁵

図表1-5-8：文化地区イニシアティブ

名称	文化地区イニシアティブ (The Cultural Districts Initiative)
概要	2010年の州議会で承認され、翌年2011年から実施されている同イニシアティブは、州内の文化指定地区を芸術的に改造、美化し、地域住民やアーティストをはじめ、観光客や企業にも歴史、文化、芸術の香りに満ち溢れた魅力的な街にしようとするものである。これまでに、19地区が同イニシアティブの対象区となった。以下は、そのうちの数例である。いずれの地区も、各々の街独特の歴史と特徴がアートにうまく表現されており、街の歴史、文化、芸術的雰囲気さをさらに盛り上げ、各地区に既存の美術館などとともに、観光名所の一部として地域経済に貢献している。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ケンブリッジ (Cambridge) 市コンコードセンター文化地区 ・スプリングフィールド市スプリングフィールドセントラル文化地区 ・エセックス市エセックス川文化地区 ・グロスター市ハーバータウン文化地区

(イ) 文化施設基金 (The Cultural Facilities Fund) ³⁴⁶

文化施設基金は、同州の経済刺激法案の一環として創設され、2006年7月に議会に承認され発足した。2013年会計年度における同基金の予算割当額は、500万ドルであり、2007年から現在までに (2013年12月現在)、5,500万ドルもの補助

³⁴⁵ Massachusetts Cultural Council ウェブサイト：

http://www.massculturalcouncil.org/services/cultural_districts_designated.asp#upstreet

³⁴⁶ Massachusetts Cultural Council ウェブサイト、Cultural Facility Fund:

http://www.massculturalcouncil.org/facilities/facilities_about.htm

金が 269 もの文化団体に交付されてきた。同基金の目的は、同州内の政府及び民間の非営利文化施設の発展と維持であり、それら施設の改修、修繕、設計、買収、拡張、及び建設工事を行う。同基金からの補助金を受けるには、補助金額と同等額が、当該施設の団体もしくはその他官民セクターからの寄金によって出資されなければならない。これまでの同基金による主要な文化施設の改修工事などは、特に観光産業に貢献してきたと報告されている。

2012年11月、MCCが実施した調査によれば、同基金による経済効果は以下の通りである。

- ・観光客数 2,080 万人達成。そのうちの 36%は 50 マイル以上遠方から、29%は州外からの観光客であった。
- ・9,057 人分の新規雇用が生み出され、5 億 5,100 万ドルの給与が支払われた。
- ・1 万 4,808 人も建築士、エンジニア、建設業者、建設労働者が同基金のプロジェクトに携わった。
- ・1,413 もの正規雇用が新たに生み出された。

参考までに、2013 年度における同基金のプロジェクト例は以下の通りである。

図表 1-5-9：文化施設基金

事例名称	ウースター市アメリカ古物収集ソサエティ (American Antiquarian Society)
概要	1812 年築の建物を使った国立の研究図書館であり、年間、9,000 人も利用者が訪れる。MCC の文化施設基金からの補助金、11.6 万ドルは、同ソサエティの古書保存ラボの改修工事費用に充てられた。

オ レンタカー税

レンタカー税は、全米の多くの都市で採用されているもので、財政難等の理由で一般財源から捻出できない特別プロジェクトの予算を賄うために、導入されることが多い。プロジェクト内容は、プロスポーツチームのスタジアム建設費、コンサートホール建設費、空港改修工事費などの大型設備投資プロジェクトが多い。同税の導入時には、前述の宿泊税と同じく、税負担は、州外、市外などの観光客や出張者が主であるから、地元納税者に負担がかからないと説明されるため、納税者に比較的受け入れられやすく、議会でも承認されやすい³⁴⁷。

レンタカー税のレートは、各都市によって異なるが、2011 年度の全米平均は、約

³⁴⁷ Charlotte Business Journal, Oct 22, 2010, "How Car-Rental Take a Toll"
<http://www.bizjournals.com/charlotte/print-edition/2010/10/22/how-car-rental-taxes-take-a-toll.html?page=all>

13.2%であった³⁴⁸。全米でレンタカー税が高いことで有名なテキサス州からは、2012年度全米主要都市で税率が最も高かった上位10都市の番付に6都市が入った³⁴⁹。例えば、テキサス州ヒューストン市のブッシュ・インターコンチネンタル空港では、レンタカー税には、レンタル施設使用料に加え、新しいフットボールと野球スタジアム建設費用に充てるための5%、州税の8%が課されている。ミネソタ州ミネアポリス市やオハイオ州クリーブランド市でもレンタカー税による財源でスタジアム建設費の一部が賄われている。また、サンフランシスコの国際空港では、レンタカー税収が、同空港のモノレール建設費用に充てられている³⁵⁰。

これまでに、レンタカー税収をアート事業に充てたことのある市は、ノースカロライナ州のシャーロット市（ダウントウンアートセンターなど）³⁵¹、テキサス州フォートワース市などである。フォートワース市のアート事業予算は、2011年まで、レンタカー税や宿泊税などによる収入で成り立つ文化観光基金（Culture and Tourism Fund）から配分されていたが、その後、市の一般財源に組み込まれてしまった。その結果、同市の財政状態が厳しくなるに従い、アート事業に対する予算も削減され、2013年度には、同市のアート事業を管轄する評議会への予算割当額が前年度比25%減の79万9,691ドル³⁵²、同市の姉妹都市に至っては全てカットされることになった。同アート評議会代表は、不足分を補うため、レンタカー税、宿泊税、また同市で採掘するガス税収などから割当がもらえないかどうか議会と交渉してきたが、レンタカー税による収入はすでに大型設備投資に割り当てられることが議会で承認済みで、入り込む余地はない。宿泊税に関しては、対象となるアートが観光産業に貢献するものであった場合に限り、文化観光基金から補助をもらうことは可能だが、それ以外の一般的なアートに対する余分な補助金はもらえない。また、ガス採掘税からの配分は、他の産業分野からも同様な要求が多くあるため、競争率が高く望みが薄いのが現状である³⁵³。

2013年12月現在、レンタカー税をアート事業に充てる試みは、カジノによる観光事業が主要産業であるラスベガス市を抱えるネバダ州クラーク郡が実施している。

³⁴⁸ Autorental News ウェブサイト :

<http://www.autorentalnews.com/article/story/2011/09/travel-taxes-in-the-u-s-the-best-and-worst-cities-to-visit.aspx>

³⁴⁹ NBC , Business travel

http://www.nbcnews.com/id/3081218/ns/travel-business_travel/#.UulK26q_zIU

³⁵⁰ NBC , Business travel

http://www.nbcnews.com/id/3081218/ns/travel-business_travel/#.UulK26q_zIU

³⁵¹ LA Times, 2006年8月5日, “Cities, States are Piling On Rental Car Taxes”,

<http://articles.latimes.com/2006/aug/05/business/fi-biztravel5>

³⁵² 前年度比で266,564ドルの削減。前年度、同評議会は43ものアート関連団体へ補助金を与えている。

参考までに、2013年度フォートワース市の一般財源予算は5億8,300万ドル。

Star Telegram, 2013年1月8日、

<http://www.star-telegram.com/2013/01/08/4533685/fort-worth-arts-task-force-begins.html>

³⁵³ Star Telegram, 2013年1月8日、

<http://www.star-telegram.com/2013/01/08/4533685/fort-worth-arts-task-force-begins.html>

同州議会は、ラスベガス市内にある調理師学校（The Culinary Training Academy）及びラスベガスパフォーミングアーツセンター（The Performing Arts Center）を財政支援するため、2013年同市のマッカラン空港でのレンタカー利用者にレンタカー税、2%を課すことを承認した。調理師学校は、ホテルの質向上に貢献し、パフォーミングアーツセンターの充実も観光客を呼び込めるとし、両者ともに同市の観光産業の促進につながると期待されている。また、同税導入によって、年間400万ドルの税収が見込まれ、2014年前半より導入される³⁵⁴。

カ たばこ税

クリーブランド市のある、オハイオ州カヤホガ（Cuyahoga）郡では、2007年度より10年間の期限付きでアート振興事業のために、たばこ税の超課税を課している。この地方行政のアート事業支援は、大型施設整備への投資ではなく、州内のアート団体や個人への財政援助、各種地域プログラムを対象とする。たばこ税は、税率を上げ喫煙者がたばこにアクセスしにくい状態を作ること、喫煙者数を減らし、住民の健康を守るとともに、連邦、州政府、地方自治体、及び納税者が負担する医療費を削減することができる、という正当な建前があるため、前述のレンタカー税などと同様、比較的納税者に受け入れられやすい税金の代表格である。オハイオ州におけるたばこ税は、1箱につき1.25ドルで、カヤホガ郡は、それに加え、1箱につき34セントをアート事業のために課税している。それに、連邦税の1.01ドル³⁵⁵がさらに加わると、空港の免税店で買えば、1箱3～4ドルのたばこが、クリーブランド市では、およそ7ドル（6.99ドル）もする³⁵⁶。同郡では、このたばこ税により、2007年度より2011年までの間に、約8,000万ドルが徴収され、それらは182ものアート関連団体へ補助金として配分された。しかし、同税による収入は、喫煙者数が全体的に減少していることもあり、2008年の2,000万ドルをピークに、毎年6～7%ほど減ってきているという³⁵⁷。

キ 車の特殊ナンバープレート³⁵⁸

フロリダ州議会は、1994年、州のアート事業を財政的に支援するため、フロリダアートライセンスプログラム（The Florida Art License Program）を実施することを採

³⁵⁴ Las Vegas Sun News, 2013年7月23日、

<http://www.lasvegassun.com/news/2003/jul/23/car-rental-tax-to-help-fund-culinary-school-arts-c/>

³⁵⁵ オバマ大統領は2014年会計年度予算案で、たばこ税に94セント追加し、1箱1.01ドルから2.95ドルに引き上げる方針を打ち出している。 www.ttb.gov/pdf/budget/fy2014cj.pdf

³⁵⁶ Cleveland.com, 2012年4月10日, “Health advocates say hike taxes on tobacco products to cut use”, http://www.cleveland.com/healthfit/index.ssf/2012/04/health_advocates_say_hike_taxe.html

³⁵⁷ Northeast Ohio, 2012年4月9日, “Cuyahoga County cigarette tax helping arts groups even as fewer people smoke”, http://www.cleveland.com/musicdance/index.ssf/2012/04/cigarette_tax_for_arts_and_cul_1.html

³⁵⁸ Florida Division of Cultural Affairs ウェブサイト、<http://www.florida-arts.org/getinvolved/artsplate/>

決し、翌年7月より施行している。このプログラムは、通常のものよりも割高な、アート事業支援用の特殊ナンバープレート（約 85 ドル）を購入した車の持ち主が、年間使用料（20 ドル）を支払うことで、居住する郡のアート事業を支援するという仕組みになっている。このプログラムによって集められた基金は、各郡における様々なアート関連の団体、各種プログラム、イベントの費用に充てられている。2013年度からは、州政府による同プログラムへの関与がなくなったため、各郡はプレートを販売するそれぞれのハイウェイ安全自動車局（The Department of Highway, Safety and Motor Vehicles）から直接売上金を受け取れる仕組みに変わり、その結果、各アート団体などにより迅速な基金の配分が可能となった。

ク その他、上記以外のパブリックアートの財源³⁵⁹

(ア) 連邦政府基金

主なものは、以下の通りである。

- National Endowment for the Arts (NEA)
- National Endowment for the Humanities (NEH)
- The Corporation for National and Community Service (CNCS)
- Interagency Partnership for Sustainable Communities Initiative

(イ) 地方政府によるパブリックアート資金源例

主なものは、以下の通りである。

- パーキングメーターによる収益
- 空き家屋や建物の増加税収財源措置 (TIF: Tax Increment financing) : 使われない建物をアーティスト達に住居やスタジオとして利用させる (テネシー州メンフィス市)。
- 市の不動産売却益
- 州、郡の基金
- 地元企業及び大企業、多国籍企業の地方支部からの寄金
- 公共料金

³⁵⁹ Project for Public Places: <http://www.pps.org/reference/artfunding/>

第2部 国内調査

第1章 我が国における「1% for Arts」政策について

1 国内「1% for Arts」政策概要

日本における1% for Artsは1970年代後半から1980年代にかけて、地方自治体によって行われた「公共建築費用の1%」を文化芸術関連の費用に充当する政策である。まずはその政策の背景と経緯といった概要から論をすすめて、実際に実施された代表的な地方自治体の取組事例を検証していきたい。

日本の1% for Artsはアメリカとフランスなど欧米先進国の先行事例に直接的な影響を受けて着想された。まず、公共建築を行う際に芸術作品を付加するという根本的な着想を拝借したわけだが、「1%」という数値に関しては、確たる根拠や議論の末に決定されたと言うより、海外先進諸国の先行事例をそのまま流用して1%を基準としたようである。ただし、この両国をはじめとする海外事例と我が国の1% for Artsとは、開始時期、および経済、政治環境、文化などの背景が大きく異なっていた。したがって、日本の1% for Artsは基本的な考え方と手法こそ踏襲されたが、その動機や目的が異なるため、その具体的な政策事例も独自の展開となっていた。なお、海外では現在でも存続している例が多数あるが、国内の1% for Artsについては現在では収束している。

アメリカ編とフランス編に述べられたように、1% for Artsは、1930年代の不況期に困窮する芸術家支援を主な目的として提唱された。フランスでは法制化まで進まなかったものの、アメリカではニューディール政策の一環として実施され多くの実績を残した。その後、それぞれ1950年代にフランスでは中央政府主導で、アメリカでは地方政府主導で、改めてそれまでの芸術家支援の側面を残しつつ、建築とアートによるより美しい都市づくりやパブリックアートの発展の基盤整備を目的として法制化がなされた。

一方、我が国でも両国の1% for Artsは紹介されており、国策としての導入提案がなされていた。1969年に建築美術工業協会が、「公共建築物建設にあたって総費用の1%をその芸術的付加物の費用として義務づける法律」の策定について国会へ請願書の提出を行ったほか、1970年代には、新自由クラブのフランス型1% for Arts政策にアレンジを加えた日本版1% for Arts制定の提案をはじめ、社会党・公明党からも国会提案が複数回に渡ってなされた。しかしながら、結局法制化には至らなかった。代わりにこのアイデアを引き継いだのが地方自治体であった。折しも「地方の時代」³⁶⁰をスローガンとして新たな地方自治の提唱がなされ始めていたころであった。それまでの中央政府の実務執行機関としての自治体の役割を脱し、本格的な地方分権へ移行すべきとの議論が活発化し

³⁶⁰ 長洲一二神奈川県知事が提唱者と言われている。1978年7月に首都圏自治体研究会（東京都・埼玉県・神奈川県・横浜市・川崎市）主催の「『地方の時代』シンポジウム」での長洲氏の基調報告が由来となっている。公益法人地方自治総合研究所 HP：<http://www1.ubc.ne.jp/~jichisoken/column/2004/column200409.htm>

ていた。その背景として、高度成長期を経た後遺症としての行き過ぎた効率性・均一性に対する反感や疑問があった。より人間味のある施策、地域の特性や個性を尊重しよう、またそれまでの中央政府主導の画一的な行政のあり方から地方自治体独自の創造的な地域行政を目指そうとの機運が高まっていたころでもあった。このような状況に上手く適合したのが、我が国の1% for Artsであった。

本格的な地方自治といっても、現実的には依然中央政府からの指導・管理を受けなければ推進することができない分野がほとんどであり、自治体独自で進めていける事業は限られていた。そこで着目されたのが「文化」あるいは文化に係る領域であった。文化に関する法的な縛りは文化財保護法ぐらいであり、比較的自由に自治体が裁量を発揮できる余地が残されていた。「地方の時代」に共鳴する先進的な自治体にとって、文化領域がその提言を実行に移す格好の舞台となっていくた。

ところで、行政は法律の根拠なくして活動ができない。なぜこの時代まで、我が国では上述の文化保護法・著作権法以外の文化振興を含む関連法がなかったのか疑問が出てくる。そのひとつの理由として、日本国憲法第21条による「表現の自由」ならびに「検閲の禁止」によって芸術を含む人間の精神活動の自由は保障されていると考えられているものの、文化的権利に関しては明確に示していなかったことがあったかも知れない。いずれにしても、2001年に施行された文化芸術振興基本法のような文化行政を推進する法制定もなされていない状態であった。地方自治体でも、1980年の時点で一自治体を除き文化的権利に関する条例制定は行われていなかった³⁶¹。代わりにその活動の根拠としての位置づけを与えられたのが文化行政論であった。その嚆矢ともいえるのが、1975年に発行された兵庫県文化局発行による「新しい生活文化の創造」というパンフレットであり、総合研究開発機構（NIRA）が刊行した「地域社会における文化行政システムに関する研究」（1975年）であった。これらの文化行政論をもって、地域文化行政の理論化及び「行政の文化化」という方向性が確立していった。これを受けて1976年に神奈川県・兵庫県の両知事から「文化アセスメント」という手法が提案され、その具体的な施策として「文化1%システム」とも呼べる日本版1% for Artsが始まり、それが全国の自治体に広がっていった。

地方自治体による「文化1%システム」³⁶²
・神奈川県 文化のための1%システム

³⁶¹ 1975年に北海道釧路市で文化振興条例が制定されている。しかし釧路市で1% for Artsに準ずる施策は行われていない。その後、東京都（1983年）、秋田県秋田市（1983年）、三重県津市（1984年）、神奈川県横須賀市（1985年）、熊本県（1988年）、北海道（1994年）、福岡県大宰府（1997年）などが続いているが、実際には、宣言的なものにとどまり、特に意味を持たないものも多いという。ただし大宰府市の条例には「行政の文化化」に関する規定があることから他条例と一線を画している。小林真理「文化権の確立に向けて 文化振興法の国際比較と日本の現実」

³⁶² 森啓「自治体の文化戦略：沿革『人口減少下における地域の発展可能性に関する実証的総合研究（Ⅲ）』」より加筆作成

- ・兵庫県 生活文化を創る1%システム
- ・福島県 文化のための1パーセントシステム
- ・東京都 文化のデザイン事業
- ・長野県 文化高揚推進事業
- ・石川県 教育環境整備事業
- ・滋賀県 美しいマチをつくる1%事業
- ・広島県 公共施設修景・開放化事業
- ・高知県 施設等への文化性付加等推進事業
- ・鹿児島県 かごしまの美とうるおいを創る事業
- ・尼崎市 公共施設の文化景観の創造事業
- ・伊丹市 ゆとりある文化的環境づくりのシステム
- ・広島市 公共施設文化投資事業

以上のような背景で地方自治体によって試行されたのが我が国の1% for Artsであったが、特徴的なことは、法的根拠なき行政であったこと、アート（芸術）を含むが、より広義と考えられる「文化」を対象として「文化1%システム」としたことである。ここで言う文化とは、芸術、環境、地域、社会、生活までを含む概念であり、1%システムという形式（政策）によって行政と市民の文化化と地方行政の新たな形とを実現するといったビジョンを内包した、欧米の1% for Arts とは一線を画す施策であった。

2 政策事例

(1) 神奈川県

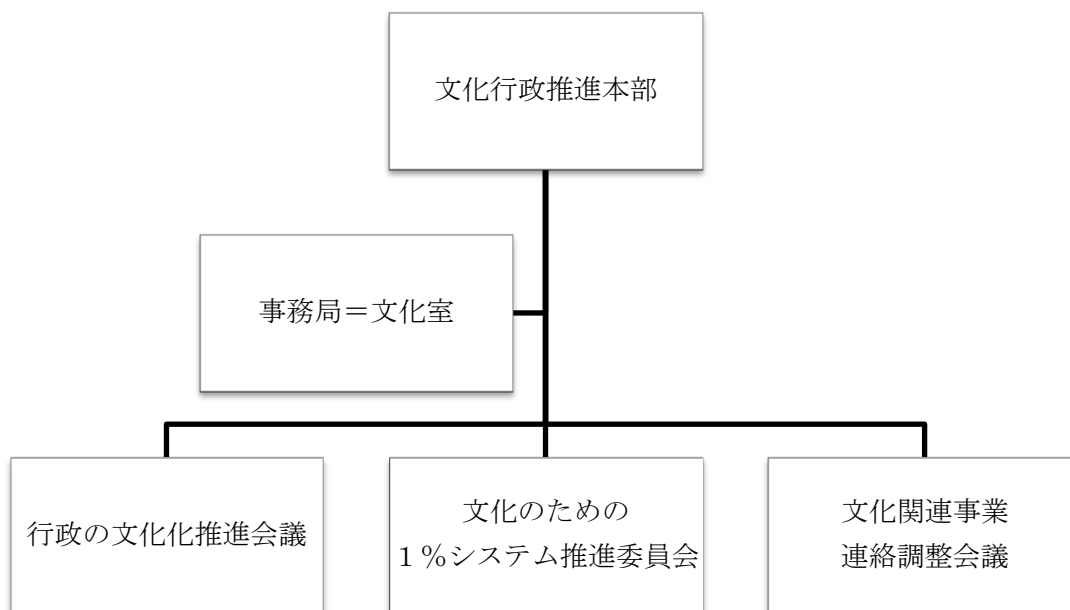
ア 政策概要

神奈川県の文化1%システムは、「文化のための1%システム」³⁶³として全国に先駆けて1978年に開始し1987年（昭和62年度）まで約10年間継続した。長洲一二知事のリーダーシップのもと、「文化のための1%システム」は、神奈川県の行政の文化化へ向けた「四つの仕掛け」³⁶⁴のひとつとして推進された。事業を進めるにあたって、知事を本部長とする「文化行政推進本部」を頂点に、「行政の文化化推進会議」、「文化のための1%システム推進委員会」、「文化関連事業連絡調整会議」を下部組織とした、総合的かつ体系的な組織編成が行われた。後述の兵庫県と異なり、基本的に県職員による組織として組成されたのが特徴的である。

³⁶³ 付録の「文化のための1%推進委員会設置要綱」を参照

³⁶⁴ 「四つの仕掛け」：①文化のための1%システム、②KI（神奈川アイデンティティ）、③壁新聞かもめの発行、④行政の文化化普及

図表2-1-1：「文化のための1%システム」組織体系



出所：「物語文化行政史：かながわからキック・オフ10年の歩み」より作成

「行政の文化化推進会議」は、副知事を委員長、副委員長に県民部長、各部署の総務部長などが委員として構成され、①文化アセスメントの調査研究、②各部署への文化化推進事業の連絡と調整、③職員の文化的意識の啓発を所掌事項とした。

「文化のための1%システム推進委員会」は県民部長を委員長として、建築・デザイン・美術・造園に関する専門職員と関連部署の職員で構成され、所掌内容は①情報収集、②原局の原案作りへの協力、③1%事業の推進に必要なアイデア手法、事例等の情報収集と整理、④庁内外専門家などの協力を求めるシステムづくり、⑤その他1%システムを効果的に推進するために必要な事務処理とされた。

「文化関連事業連絡調整会議」は、県民文化室長を議長とし、文化関連事業所管16室課長で組織され、事業の総合的な調整にあたった。

実務プロセスは、事業主管課（原局）の企画立案とその計画に応じた予算要求から始まり、文化のための1%システム推進委員会のチェックと協力を得ながら最終案を作成、また委員会は側面からのサポートに加え文化行政推進本部への報告を行い、最終的に建築工事課が案件執行を行なう、といった流れを標準とした。提案は、施設の目的や地域の特性との親和性、構造から色彩、デザイン、植栽まで計画案全般から詳細まで検討された。

予算は、主体となる建築工事費の「概ね」1%が設定され、機械的に1%を上乗せするという事ではなく、あくまでも原局の計画案と予算要求にもとづいて決裁が

行われた。これは、職員が率先して行動することや、能動的に県民や専門家の参加を求めながら「共同の作品」を創っていく意識を形成することを狙ったものであった³⁶⁵。

図表2-1-2：「文化のための1%システム」実務プロセス



イ 政策の具体的な内容

長洲知事の提唱により、神奈川県「文化のための1%システム」として初めて手掛けられたのが、県立高校の建設である。当時は、1973年から県が進めていた「高校100校建設」のただ中であり、知事はこの事業に関してその画一性と没個性に批判的であった。高校教育の個性化や多様化を謳う中で、肝心の施設がその理念と逆行していることへの反発からであったと言われている³⁶⁶。そこでこの予定された100校建設プロジェクトを対象に、文化のための1%システムを導入した。施設へ芸術性・文化性を付加することで、地域に溶け込んだ、「うるおい」や「ゆとり」を感じさせる高校施設の建設を目指した。その後、「1%システム」の適用事業は、設計コンペが行われたものを除いて、公共施設の整備事業費が1億円を超える事業及び知事が特別に認めた事業に適用された³⁶⁷。その対象は、高校、養護学校、各種センター、合同庁舎、老人ホーム、病院、球場、橋梁、道路など多岐にわたった。

³⁶⁵ 神奈川県文化室編「物語自治体文化行政史：神奈川からキック・オフ、10年の歩み、文化行政の推進体制」

³⁶⁶ 柴田葵「文化の1%システムの日本における展開」

³⁶⁷ 神奈川県県民部文化室編「魅力・うるおい・地域のシンボル - 文化のための1%システム・100施設に適用して - 」

図表2-1-3：「文化のための1%システム」の文化的要素類型

	文化的要素	狙い
1	時計台、シンボルタワー、風車	シンボルづくり
2	ホール・ラウンジ・廊下のギャラリー的空間、屋外ステージ、サンクガーデン	「ゆとり」や「うるおい」のある空間づくり
3	地形をいかした建物配置、既存樹木の活用、並木道、地場健在の利用	自然環境との調和、地域性の表現
4	壁画、彫刻、ステンドグラス、レリーフ	美術品による装飾
5	寄棟風屋根、橋の親柱や高欄	造形美の表現
6	環境と調和した色彩、レンガタイル等の色材料の使用	色彩
7	体育館、特別教室の独立化、開放ラウンジ、コミュニティ広場	地域住民に開かれた地域づくり

出所：「魅力・うるおい・地域のシンボルー文化のための1%システム・100施設に適用してー」より作成

図表2-1-4：「文化のための1%システム」の適用例

事業対象	文化的要素	狙い
瀬谷西高校 ・中庭 ・自然林を生かした思索のプロムナード	・小道 ・時計台 ・ギャラリー ・壁画 ・中庭 ・光庭	個性的でシンボリックなデザイン、文化的で語らいのある空間づくり
保土ヶ谷高校 ・給水塔利用のシンボルタワーと正面円形列柱	・ピロティと円形列柱 ・屋外ステージ ・ギャラリー ・シンボルタワー ・ホール ・屋上庭園	個性的でシンボリックなデザインと文化的で、うるおいのある空間づくり
厚木北高校 ・『北』をデザインした中庭	・敷地形状を生かした校舎配置 ・棟屋の校章レリーフ ・多目的利用の中庭 ・郷土資料室 ・ガラスモザイク壁画	・個性的でシンボリックなデザインと文化的で、語らいのある空間づくり ・地域の特色を取り込んだ施設づくり

出所：「魅力・うるおい・地域のシンボル文化のための1%システム・100施設に適用して」神奈川県
県民文化室編より作成

図表2-1-5：「文化のための1%システム」の適用施設数

	高校	養護学校	庁舎	施設・会館・ センター等	土木施設・道 路・橋梁等	合計
1978年度	6					6
1979年度	12	2	3	1	3	21
1980年度	5	3	1	9		18
1981年度	12			5	2	19
1982年度	8			4		12
1983年度	7					7
1984年度	3		3	2	1	9
1985年度	6			2		8
1986年度	1	1		1	1	4
1987年度	1				1	2
合計	61	6	7	24	8	106

出所：「物語文化行政史：かながわからキック・オフ10年の歩み」より作成

ウ 政策の評価

神奈川県「文化のための1%システム」は長洲知事のビジョンが示す通り、庁内の行政のあり方を変革することとなった。それまでの、与えられた職務を過去の事例に沿って処理する業務から、「無」から新しいものを生み出していく、自主性と創造性が要求される業務へと変化していった。また、プロジェクトの性質上、部局間を通じた横断的な調整、有識者や地域住民とのコミュニケーションなども必要不可欠な業務となった。

具体的な成果物についても、マンネリ化³⁶⁸やルーティン化³⁶⁹の恐れもあったが次第に職員の創造性が発揮された。当初は校舎壁面を飾るレリーフやモニュメントが中心であったが、徐々に質的な向上が見られるようになり、施設全体のデザイン、自然を生かし、土地固有のシンボルや伝統的要素を加えるなど多様化していった。プロジェクトが周知されていくに従い、市民からも快く受け入れられていったと言う³⁷⁰。これらのことから神奈川県「文化のための1%システム」は概ね目的を達

³⁶⁸ 因習化

³⁶⁹ 惰性化

³⁷⁰ 神奈川県文化室編「物語自治体文化行政史：神奈川からキック・オフ、10年の歩み、文化行政の推進体制」

成したと言えるだろう。この要因として、知事の強力なリーダーシップとビジョンの浸透、プロジェクトのための全庁的な組織化、あらかじめ1%予算を確保した上で予算配分する方式ではなく、事業実施部局が企画立案した上で予算要求を行う「原局主義」を採用したことなどが挙げられるだろう。高校100校建設に適用するという具体的なターゲットがあったこともプロジェクトの推進に弾みがついた一因と考えられる。

(2) 兵庫県

ア 政策概要

兵庫県は、神奈川県とならび早くから文化1%システムを取り入れた先駆的な自治体である。兵庫県の文化1%システムは「生活文化を創る1%システム」として1979年にモデル事業を開始した。兵庫県は文化政策の基本理念として、文化を「生活の中の衣食住、さらには人間の生き方、暮らし方をより高く豊かに想像するもの」として定義し、これを「生活文化」と呼んだ³⁷¹。この呼称が示すように、兵庫県では地域の特色や暮らしが重要なテーマとなった。そのテーマを基礎に文化アセスメント³⁷²の研究開発を行い、具体的に目に見えるプロジェクトとして「生活文化を創る1%システム」を適用していった。

兵庫県の場合、文化的な香りを意識した施設づくりに関して「文化性を付加することは1%システムを取り入れる前から実施していた実績があり、1%システムはさらに施策ビジョンを推進させるものであった」³⁷³ことから、文化行政論および1%システムの導入は、県政と親和性の高い施策であった。1%の根拠については、公共建設工事費用の1%を指針とするもので、標語のようなシンボリック³⁷⁴な扱いであった。

「生活文化を創る1%システム」を運営する組織は、梅棹忠夫氏を会長とした有識者で構成された「生活文化を作る1%委員会」の下に、自治体の職員で構成された専門部会が置かれた。専門部会は兵庫県がテーマとして選んだ3つの分野ごとに分けられ、それぞれ橋梁部会、生活部会（県営住宅）、学校部会とされた。組織の側面からのサポート役として、先述の総合研究開発機構（NIRA）が置かれた。また、

³⁷¹ 林五和夫「生活文化を創る1%システムについて[兵庫県の場合]（地方だより）」『新都市』第36巻第3号、1982年

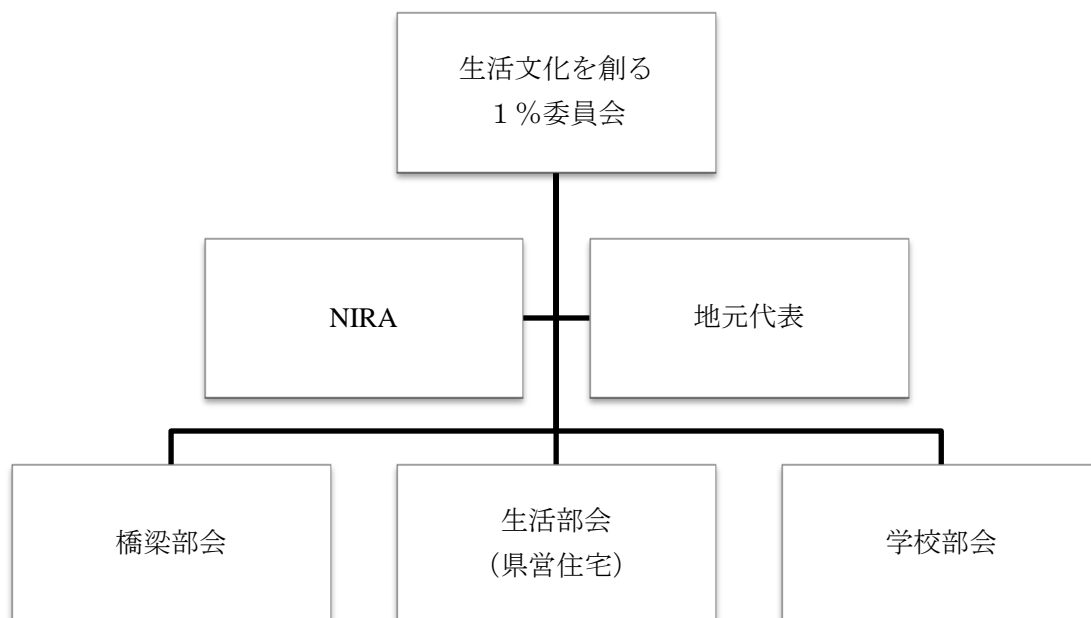
³⁷² 文化アセスメントとは、地域の持っている特性や文化を抽出、定義しそれを生かししていく事で地域の生活の質を高めていくための評価手法である。アセスメントという言葉は環境アセスメントからのアナロジーと考えられるが、文化という質的な「もの」を計量化できないまでも体系的に定義していこうとの意思を表していた。

³⁷³ 林五和夫「生活文化を創る1%システムについて[兵庫県の場合]（地方だより）」『新都市』第36巻第3号、1982年

³⁷⁴ 概念的

地元代表と密に会合を持つ、意見交換をするなど地域住民とのコミュニケーションチャンネルを用意した組織体系でもあった。

図表2-1-6：「生活文化を創る1%システム」組織体系



出所：「生活文化を創る1%システムについて：心豊かな地域社会をつくるために」より作成

イ 政策の具体的な内容

兵庫県の「生活文化を創る1%システム」のモデル事業は、「地域社会に根差したものにしていくための視点」と「地域空間を豊かにしていくための視点」を重視し、下表のようなテーマを持って進められた。

図表2-1-7：「生活文化を創る1%システム」の基本テーマ

1	地域特性を盛り込む
2	やすらぎ、ゆとり
3	事業の個性化
4	デザイン全般の見直し
5	伝統の継承
6	地域になじんだもの
7	事業のアート化

出所：「地域の文化を高める文化アセスメント：「生活文化を創るデザインアセスメント」より作成

図表2-1-8：「生活文化を創る1%システム」の適用例

事業対象	文化的要素	狙い
上武庫橋歩道橋 ³⁷⁵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場 ・ モニュメント ・ 高欄 ・ 照明燈 ・ 色彩 	「出会いの広場のある歩道橋」としてアート性の高いモニュメントや装飾を加えながら地域交流の空間づくり
県営住宅高砂ゆうかりハイツ ³⁷⁶	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインゲート ・ 広場 ・ 緑と小道 	「語らい広場と緑の小道」をテーマに地域の自然にとけこんだ、うるおいのある憩の空間づくり
赤穂高校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎等の配置 ・ 玄関ホール ・ 塔屋 ・ 広場 	「地域のシンボルとしての県立高校」をテーマに、創造的で個性的なデザインと、お祭り広場的な動的な空間づくり

出所：「生活文化を創る1%システム」より作成

³⁷⁵ 「魅力・うるおい・地域のシンボルー文化のための1%システム・100施設に適用して」神奈川県県民文化室編

³⁷⁶ 仮称（1982年当時）

(3) その他の自治体の取り組み

ア 長野県³⁷⁷

長野県では、1981年に「文化高揚推進事業」として1% for Artsに相当する文化政策を、行政内決定として導入した。その目的は、地域性・創造性・人間性を踏まえた文化的な要素を県の公共建築物に付加することによって、うるおい、やすらぎ、ゆとりといった当時の社会情勢で見落とされがちであった価値観の醸成を図るものであった。この事業は1996年までの16年間実施され、施設数として60の公共建築物に適用された。16年間での総事業費は5億円ほどであった。

図表2-1-9：「文化高揚推進事業適用施設数」

	施設数	適用数
1981年度	6	11
1982年度	5	6
1983年度	5	5
1984年度	3	3
1985年度	3	3
1986年度	3	3
1987年度	3	3
1988年度	5	5
1989年度	4	4
1990年度	5	5
1991年度	2	2
1992年度	5	5
1993年度	4	4
1994年度	3	3
1995年度	2	2
1996年度	2	2
合計	60	66

出所：長野県建設部施設課によるヒアリング回答より作成

「1%」の算定については他の自治体同様、ある程度の目安であり特別な予算枠は設けられなかった。公共建築物自体あるいは一部に「文化高揚推進事業」適用箇所の特定を行い、「文化性」を持たせることで1%強の予算が含まれると考えられた。事業の運営は、住宅部担当課が原案を作成し、住宅部長を会長とした財政課、

³⁷⁷ 長野県建設部施設課によるヒアリング回答、2014年1月

文化課等の課長8名に美術館学芸員等8名を附置した「公共建築物文化高揚推進委員会」が事業の調査と審議を担当して行われた。実際の事業の流れは、事業原課（予算執行課）の意見を聞きながら原案（対象施設、導入趣旨、事業内容、予算等）が作成され、委員会によって審議及び決定がなされた。主な審議事項は、①文化的要素を導入する建築物の選定に関する事、②文化的要素の効果的な導入方法及びその内容に関する事、③事業費の重点的かつ効果的な使用に関する事であった。以下は主な実施事例とその狙いである。

図表2-1-10：「文化高揚推進事業の適用例」

事業対象	文化的要素	狙い
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロンズ像の設置 ・ホールの壁画（大理石モザイクアート） ・太陽電池の屋外時計塔 	警察署の厳格なイメージを和らげる効果
新設高校	<ul style="list-style-type: none"> ・石彫モニュメント ・屋外ステージ ・植栽 	<ul style="list-style-type: none"> ・建学精神のシンボル化 ・ゆとりある広場として機能 ・「ふれあい」や「ゆとり」の醸成
新設県営住宅	ベンチ、植栽を施した広場	うるおいのある環境づくり

出所：長野県建設部施設課によるヒアリング回答より作成

イ 滋賀県

滋賀県では1976年に教育委員会文化部を設置し、「県政に文化の屋根をかける」と称し、行政の文化化を推進した。経験主義・中央指向を脱して草の根民主主義に発想を求め、経済主義的発想による効率主義・機能主義に対して精神的効果をも配慮していこうというものであった³⁷⁸。

上記の宣言のもとに進められたのが「美しいまちをつくる1%事業」であり、理念をハードウェアで具現化するためのモデル事業であった。「1%」については必ずしも1%と厳格に決められたわけではなく、県の施行する建築物、道路、橋梁、農業構造改善事業など、構築物及びその他工事の成果物の原案（工事費と文化費）に対して一括で予算組みされた。事業組織は、庁内に文化行政推進本部を設置してその中に文化行政チームを設け、事業課によって作成された原案に対して意見・提案を行った。また、学識経験者等12名で構成された「文化の屋根委員会」を設置し、広く文化行政全般への提案を受けた。

³⁷⁸ 「美しいまちをつくる1%事業」（滋賀県教育委員会）

対象物件に付加される「文化性」の内容は、施設の形状、デザイン、使用材質等の工夫、彫刻、モニュメント、レリーフ等の設置、造園などの外部空間の整備などであり、「美的創造」をテーマとして実施された。

図表2-1-11：「美しいマチをつくる事業適用施設数」

	施設数	適用数
1979年度	7	12
1980年度	9	14
1981年度	8	10
1982年度	3	3
合計	27	39

出所：「美しいマチをつくる1%事業」より作成

図表2-1-12：「美しいマチをつくる1%事業の適用例」

事業対象	文化的要素	狙い
瀬田工業高校 ³⁷⁹ 「瀬田城や瀬田川の護岸にも使われた全国的に知名度の高い坂本穴太衆の石積技術と伝統産業である信楽焼の適用」	・校門の袖壁 ・前庭に設置された信楽焼レンガ舗床	先人の残した地域 伝統技術の伝承と 美的空間づくり

出所：「美しいマチをつくる1%事業」より作成

ウ 広島県

広島県の「公共施設修景・開放化事業」が実施されたのは1980年からである。その発端となったのは、知事が地方の独自性を発揮してゆとりある公共施設を建設し、地域社会に豊かなコミュニティ形成をと提唱したことによる。当時県下では経済性を念頭に置いて学校教育施設の建設を行っていた。工期短縮、施設の均一化を図ったことにより施設建設のスピードは上がり、経済的にも大きな利点をもたらしていた。だが、同時に、個性を欠き画一化された建物が多く出現する事態を招いた。県内高校も独自の地域性は保持・発揮されるべきなのに、どこの高校でも同じでは愛校心など持つべくもないという意見が聞かれるようになった。経済性追求の時代から、よりゆとりとうるおいのある生活を送ることが望まれる時代になりつつあり、文化的な行政のあり方及びその進め方が提唱され始めていた。このような背景から、座長上田篤氏による「広島文化振興研究会」が提言を行った。内容は広島県における文化開発の方向の中で、その文化が生まれた背景を探ることによって現時点の位

³⁷⁹ 「魅力・うるおい・地域のシンボル文化のための1%システム・100施設に適用して」神奈川県県民文化室編

置を確認し、将来への方向性を探り、またそのための課題も明らかにしたものであった。

業務遂行上重要視されていたのは県民の税金を投入するのであるから、県民のための文化財産を創造するということであった。この創造された財産とは、施設本体だけを指すのではなくその周辺環境をも含んだ。その理念は以下の(ア)(イ)(ウ)の3点に集約された。

(ア) 周辺環境と調和する修景化

修景という言葉は *landscaping* を訳したものである。修景は景観を創ることでもあり、建物本体が独自の美しさを発揮するだけでなく、敷地内のデザインを建物周辺の環境と調和させることでより美しい景観を創造する、という意味合いも含まれる。

(イ) コミュニティ活動を推進するための修景化

公共施設が真っ先に果たさなければならない使命は行政目的を果たすことである。だが一方で、それは県民共有の財産という側面も持っている。後者の意義・目的を達成するためには、その施設はコミュニティ活動を推進する機能も果たすべきと考える。従来の“関係者のみ”といった使用法だけでなく近隣住民に開放し、気軽に利用できるスペースも設計する。このように「公共施設修景・開放化事業」は文字通り景観を創ることだけにとどまらず、公共施設の環境作りまでも含めたものとして捉える。

(ウ) 文化活動を推進するための修景化

文化活動を助長するための施設は、有形・無形を問わず高度な文化性を保持し、また多種多様な施設が必要となる。コミュニティでの文化活動を推進する社会教育施設を公共施設建設時に併設し、既存の施設に地域のアートセンターとしての役割を持たせるための整備が必要である。

図表 2-1-13：「公共施設修景・開放化事業適用施設数」

	高校	養護学校	庁舎・警察署・派出所・会館・ 養護施設・青年の家	合計
1979年度	2		1	3
1980年度	4	3	5	12
合計	6	3	6	15

出所：「公共建築・公共施設修景・開放化事業」より作成

「公共施設修景・開放化事業」を推進し具体的に施設建設の責任を負うのは営繕課であった。一方、各種行政機関が行政を遂行する場所としての建物、公共建

築物を立案・計画したのが主管課であった。事業遂行にあたって、事業予算の概額として当時の営繕課の工事総額予算（100億円）の1パーセントに相当する1億円が用意された。要求した営繕課も査定する財政課も模索しながらであったが、初年度事業予算として3千万円を受けた。導入2年目の1980年からは営繕課に予算措置されたものと、主管課に予算措置されたものの二通りになり、総額1億6千万円の事業予算を受けた。主管課が公共施設の立案・計画を行うにあたり、新設建設費要求と共に修景・開放化事業の予算を盛り込んだ場合は主管課から、すでに設計段階の事案について導入可能と判断したものに関しては営繕課から、予算を請求した。主管課と営繕課の予算請求の違いはもうひとつ挙げられる。主管課は建設事業と平行して要求するが、営繕課からは予め「枠」で要求した。既に設計段階に入っている建物に修景化事業の必要性を認めた場合、予算追加補正を行っているのは工事に支障をきたすからであった。

図表2-1-14：「公共施設・開放化事業」の適用例

事業対象	文化的要素	狙い
神辺旭高校	<ul style="list-style-type: none"> ・外装タイル ・時計台 ・語らいの広場 	コミュニティ活動推進と修景化
廿日市第二合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・小広場 	一般県民が気軽に利用できるようにする
比治山派出所	<ul style="list-style-type: none"> ・外装デザインアップ 	美観向上
安西高校	<ul style="list-style-type: none"> ・語らいの場 ・ロータリー ・植樹 	コミュニティ活動推進と修景化

出所：「公共建築・公共施設修景・開放化事業」より作成

エ 福島県

福島県における文化1%システムの導入は、福島県の文化及びその土壌を育てる環境が貧弱なのではないかという危惧からであった。その解決策の一環として1977年に「文化を考える県民会議」が設置された。この会議のメンバーは、知事が指名した民間の、県の文化に深い造詣を持つ45名の委員で構成されていた。この会議の提言を受け1979年から政策導入に向けて動き始めた。選定される建物は県民の利用度が高い保健所、病院、警察署及び学校が中心となった。また、行政全般における文化浸透の再検討を行うため「行政の文化化研究会」が設置され、それが1980年8月の「文化のための1パーセントシステム」制度の発足につながった。

文化のための1パーセントシステムを導入し、地域社会に文化性付加価値の高い建物を建設することによって、ゆとり・うるおいのある生活、創造性豊かな社会の実現を目指してゆく。これが最大の目標であった。

このシステムに対する決定権を持つのが「文化のための1パーセントシステム委員会」であった。選定された施設には公共建築物に求められる機能及び経済的側面に加え、地域社会に溶け込む親和性やゆとりを具現化することが求められていた。

実際にこのシステムを実施する公共建築物の選定基準は次の4点である。

- ①一般県民が多く利用する建物であること（上述）
- ②文化性寄与に貢献し、その地域社会のモデルとなること
- ③建設費が1億円を超えること
- ④選定段階で少なくとも2年以内に着工する建築物であること

適用建築物の決定から事業実施までの流れは以下の通りである。「文化のための1パーセントシステム委員会」が上記の選定基準を満たす案件について検討し、政策調整会議で諮った後、知事の最終判断を待つ、というのが一連の流れとなっていた。

福島県でこのシステムが導入されて最初の事例となったのが1980年から3年計画で建設が進められた県立福島東高校であった。最重要課題はどこにどのような形で文化的特性を付加するのかということであった。学校、教育庁、建設サイド等、各分野から様々な意見が出されたが、最終的には学校側からの要望である学校のシンボルとなるものが選ばれた。具体的にはブロンズ像・池・モニュメントの設置で、要望した学校側の趣旨は、新設校の生徒が自己開発に努める姿をブロンズ像に投影し、池に深い精神性を培うことを祈念してのことであった。

図表2-1-15：「文化のための1パーセントシステム」の適用例

事業対象	文化的要素	狙い
県立福島東高校	自照の池	自らの内面を見つめ精神の深まりを願う
	ブロンズ像	自己啓発に勤しむ姿を投影
	モニュメント	美観向上

出所：「公共建築・文化のための1パーセントシステム」より作成

オ 鹿児島県

鹿児島県における文化1%システムは「かごしまの美とうるおいを創る事業」という名称で1980年からスタートした。その3年前から県では文化行政推進を目指し文化行政担当参事を置き、それまでに実施してきた公共建築物に対する文化行政の見直しを行った結果、上述の事業を実施する運びとなった。事業の目的は、鹿児島らしい個性を有する文化を醸成し、各地域の魅力を高めることにあった。また、同時に、県民一人一人が文化へ関心を寄せ、文化的活動を行う助成となればとの期待が込められていた。事業対象施設の選定を行うのは、「かごしまの美とうるおいを創る事業推進委員会」であった。委員会の構成メンバーは庁内各部の代表課長であった。当初、このような事業を実施している他県に倣い、事業の対象施設は橋梁・道路・学校に限ると想定していた。だが、この事業の本来の性格・意義から判断するならば上記の施設に限定しなければならない理由はなく、県が建設する公共建築物全てを対象とするべきであるという意見に落ちついた。その後対象施設の候補に挙げたのが出先庁舎・体育館・警察署・公園であるが、事業がスタートしてから希望候補となったのは民生養護施設・試験所・研究施設・港湾施設であった。

事業実施までの流れは以下の通りである。上述した事業推進委員会で選定した事業対象施設の立案・計画を主務課が行い、委員会に提出する。委員会は提出された計画の調査及び審議を行い、主務課に対し民間専門家から構成される「カラーとフォルムの委員会」から提出された助言を踏まえて、委員会でまとめた見解を具申する。主務課は委員会から受けた提言・助言を基に最終計画案を作成する。事業化の最終決定は知事の決済に依った。

事業遂行にあたり、県ではすでにこの種の事業を実施し先駆けとなっていた神奈川・兵庫の両県を参考に鹿児島方式を定めた。鹿児島方式の特徴は以下の3点である。

図表2-1-16：鹿児島方式の特徴

1	対象施設の選定は「かごしまの美とうるおいを創る事業推進委員会」が合議制によって行う。
2	施設が付帯する文化的要素の内容に関し、事業推進委員会は「カラーとフォルムの委員会」からの助言を取り入れて主務課に最終提言を行う。
3	「カラーとフォルムの委員会」は事業推進委員会に対象施設が付帯する文化的要素の全体的なイメージについて提言を行う。

出所：「公共建築・かごしまの美とうるおいを創る事業」より作成

事業実施の際には、予算を所轄する県民生活課から主務課に予算を移し替える。初年度に対象施設として認定されたのは3カ所、事業総額は2,940万円で総事業費に占める割合は約1.1%であった。

1980年度（昭和55年度）に対象施設に選定されたのは移転及び改築を行う県立高山高校、新設の南薩養護学校、改良を行う県道川内・加治木線であった。

図表2-1-17：「かごしまの美とうるおいを創る事業」の適用例

事業対象	文化的要素	狙い
県立高山高校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 語らいの広場 ・ 植樹 ・ パラソル 	広場は近隣住民との語らいの場所となるよう、植樹、パラソルはデザインアップのため
南薩養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外ステージ ・ 壁画 	ステージは開放感を打ち出し壁画はシンボルとするため
県道川内・加治木線	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニュメント 	地域のシンボル及び道路利用者の目印になるようにする

出所：「公共建築・かごしまの美とうるおいを創る事業」より作成

事業推進の過程で、幾つかの課題が挙げられていた。1点目は、「選定された施設に鹿児島らしい個性を発揮し、地域の文化・風土を生かし、文化的要素を与えるにはどのような方法があり、それらのうちどれが最適なのか」という手法・方法論の必要性についての課題であった。また、2点目は、庁内職員全体にこの事業のコンセプトが十分に浸透していないために事業遂行に遅延が生じており、職員の文化化に対する意識変革の必要性についての課題であった。

第2章 我が国における入場税と宿泊税について

1 入場税

(1) 我が国の入場税の概要

我が国の入場税は1938年から1989年まで約50年の間、税率、課税対象、免税点を変えながら存在した。1938年以前にも「観覧税」や「興業税」などとして、様々な施設への入場や興業の利用に課税したが、「入場税」という文言を用いて課税が始まったのは1938年からである。徴税の直截な目的は、日中戦争・支那事変に対応するための緊急財源の調達であった。支那事変直後に制定された支那事変特別法により、戦費調達と消費抑制政策の一環として導入された。課税は、演劇、活動写真、演芸、相撲や野球などの競技観戦を催す場所、競技場、舞踏場などの遊戯を供する場所への入場及び利用に対してであった。

入場税の税率は制定当初の（入場・利用料金に対する）10%から、1940年に特別法から入場税法として改めて制定された後、料金の額に応じて10%～30%まで引き上げられ、1943年には、120%、1945年には入場料1円以上のものは最大税率200%まで課せられ終戦後の1947年まで続いた。1947年に、税率は一旦一律100%まで引き下げられるが、同年に再度150%に引き上げられた。

1948年に、税制改革により地方税に移管、それに伴い国税としての入場税法は廃止され、地方税法の規定に従うこととなった。税率は依然150%のままであったが、学生やアマチュアの競技観戦など特定分野については60%に軽減された。1950年の改正では再度一律100%まで引き下げられ、「純音楽」³⁸⁰については40%を適用するなど減税対象分野も増えた。1954年には税収の地域差が問題とされ入場税は再び国税化され入場税法に従うこととなったが、遊技場・娯楽施設（1950年の地方税改正で第3種として分類された施設）への入場に対する課税は「娯楽施設税」として分離され、地方税として残された。以降減税対象の拡大や免税点の引き上げが続き、最終的に1989年の消費税の導入をもって入場税は廃止されることとなった。

³⁸⁰ 純音楽とは交響楽、器楽、声楽等を言う。昭和29年の改正入場税法では、税率20%まで引き下げられた。衆議院 HP：http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/houritsu/01919540513096.htm

図表2-2-1：入場税の変化推移

時期	法令名	税種	利用料金に対する税率
1938年	支那事変特別法	国税普通税	10%
1940年	入場税法	国税普通税	30%
1943年	入場税法	国税普通税	120%
1945年	入場税法	国税普通税	200%
1947年	入場税法	国税普通税	100%
1947年	入場税法	国税普通税	150%
1948年	地方税法	地方普通税	150%
1950年	地方税法	地方普通税	100%
1954-89年	入場税法	国税普通税	50%～10%

出所：「文化政策へのまなざし - 入場税撤廃運動の変遷と意義 -」より作成

(2) 入場税の問題点と課題

ア 入場税の問題点

国税あるいは地方普通税として約50年にわたって入場税が施行されてきたわけだが、入場税に対しては終始減税圧力・撤廃運動が付きまとっていた。戦中期は、言わば国家を挙げての非常事態であったこと、当時の政治体制、文化統制などの政策が背景となり、大きな「運動」にまでいたっていなかったと考えられるが、潜在的には主に興行主（施設経営者）からの不満はあった。というのも劇団や映画館などの制作者、実演者、主催者、施設経営者などの供給側からの視点として、入場税が上乗せされることによる料金の上昇は観客の減少をもたらし、あるいは、価格を抑えることで利益の圧縮を余儀なくされるといった、明らかな経済的反対理由が存在していたからである。さらに納税方法にも問題があった。税金として納めるべき金額を予め納める「予納制度」が取られたため、資金繰りの点でも経営者に負担を強いることとなっていた。これらの要因により、供給者側からの減免・撤廃運動は戦後直後から税制の撤廃まで続いていった³⁸¹。

入場税への抵抗が供給者側から始まったのは上述の通りだが、1960年代に入り、さらに新たに市民の「価値観」という視点が加わり、撤廃運動は活発化した。文化が「贅沢品」として扱われた戦時中と違って、新たな民主主義のもと文化は人間の生活に潤いを与える、いわば「必需品」となっていた。こうして文化への課税は市民の反発を生むようになった。1960年代に全国的に広がりを見せた「子ども劇場お

³⁸¹ 1945年12月に結成された各芸能団体による「入場税撤廃期成同盟」、1952年には「映画入場税対策委員会」、「音楽踊入場税減免委員会」、「入場税音楽踊家減免委員会」などが結成されスポーツ団体も巻き込む形で運動化していった。1974年には日本芸能実演家団体協議会が中心となり「舞台入場税対策連絡会議」が発足し撤廃まで運動を展開する。なお上述の舞台入場税対策連絡会議は、入場税撤廃後もその名称を芸術文化振興連絡会に変更し現在では文化政策全般に関する提言や活動を行っている。

やこ劇場」³⁸²への課税反対運動が契機となり、運動は拡大していった。これは、それまでの興行主等供給者を中心とした反対層に、新たに鑑賞者である市民を加えることとなり、減税・撤廃へ向けた大きな圧力となっていった。

イ 入場税の再導入の課題

今後の再導入の可能性であるが、文化に対する価値観の浸透が進んだと考えられる現在、「文化」への課税は相当な抵抗を伴うと予想される。消費税の増税が明らかになった状況ではいっそう障壁が高まったと言えるだろう。文化鑑賞促進の観点から、本来の価格（現状の市場価格）に入場税が加算されることで料金が上がることは直接的な鑑賞行動への障害となってしまう。料金を抑えれば、施設運営者の利益を圧縮することになる。根本的な問題は入場税施行時と変わらない。関連業界はもちろん市民からの反発も避けられないであろう。入場税は安定した財源確保の方法であるし、欧米各国で導入されている。しかし、所得税やその他の税制、芸術産業の構造など欧米とは当然のことながら我が国の状況は異なっており、それを根拠にできるものでもないであろう。入場税の再導入は現実的に難しいと考えられる。

2 宿泊税

(1) 東京都宿泊税の概要

東京都宿泊税は2000年4月に施行された。地方分権一括法による地方税制法の改正を受け、総務大臣の合意のもと東京都が2002年（平成14年）に東京都宿泊税条例等として公布、同年10月に施行された法定外目的税である。「宿泊税」として、全国に先駆けて導入された、現在のところ我が国唯一の事例となっている。その目的は、条例第1条によると「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」ことである。納税義務者はホテルおよび旅館の利用者であり、その大半は必然的に、東京都非居住のビジネスマンや観光客である。課税標準は素泊まり料金の金額に応じて2種類設定されている。

³⁸² 「1966年福岡の市民運動に端を発した、文化芸術や遊びの体験を通じ子どもとおとながともに育ち合える地域をつくっていこうという活動は、市民、アーティスト、専門家らの手から手へ、親から子どもへと引き継がれ、47都道府県600を超える地域に広がり、やがてそれぞれの地域で任意団体やNPO法人として、多様な活動スタイルを生み出しながら、子どもたちの心と命を育む体験活動・子育て支援活動・文化芸術活動・社会福祉サービス活動へと展開し続けています。」こどもNPO こども劇場全国センターHPより引用 <http://www.kodomo-npo.org/>

図表2-2-2：東京都宿泊税の概要

条例名	東京都宿泊条例
根拠法	地方税法
徴税主体	東京都
税収別	法定外目的税
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
課税客体	素泊まりの料金及び左記にかかるサービス
非課税対象	消費税及び宿泊以外にかかるサービス
納税義務者	都内のホテル又は旅館の宿泊利用者
徴税方法	特別徴収方法
特別徴収義務者	都内のホテル又は旅館の事業者
課税標準	宿泊料金 1人 10,000円以上 15,000円未満の宿泊 ⇒100円
	宿泊料金 1人 15,000円以上の宿泊 ⇒200円
課税免除	宿泊料金 1人 1万円未満の宿泊利用
税収使途	観光振興に係る都の事業費に全額充当
税収規模	当初見込み（15億円/年） 平成25年度当初予算（11億円）
施行	平成14年10月1日より施行
期限	5年毎に見直し

出所：東京都主税局 HP「東京都宿泊条例」より作成

課税の成果は、当初の見込みである15億円の年間税収には満たないものの、これまでのところ平均してその80%程度の実績を残している。東京都主税局によると、東京都の観光振興事業に係る拠出は38億円（平成23年度）であるから、概ね4分の1程度が宿泊税で賄われていると言える。2011年の東日本大震災の影響による域外訪問客の減少から復調傾向にあり、また2020年には東京オリンピックを控えていることから、今後の東京都宿泊税の税収については前向きな状況が予想される。

図表2-2-3：宿泊税収入の推移

年度	収入（億円）
2003年（平成15年度）	12
2004年（平成16年度）	12
2005年（平成17年度）	12
2006年（平成18年度）	13
2007年（平成19年度）	14
2008年（平成20年度）	13
2009年（平成21年度）	10
2010年（平成22年度）	10
2011年（平成23年度）	8
2012年（平成24年度）	※10
2013年（平成25年度）	※11
累計（予測）	125
平均（含む見込み）	11.4

出所：東京都主税局 HP「都税統計情報」より作成

※平成24年度は補正後予算、平成25年度は当初予算

（2）宿泊税導入の課題

宿泊税の導入については、税収目標の設定とコストとのバランスを考える必要があるだろう。予想する税収が意図する用途にどの程度貢献できるか、また、導入前後のコスト（企画・検討・調査・人件費・広報費等）がどの程度になるか、などの見積りを誤ると、期待する効果を得ることができなくなってしまう。相当数の来訪客を確保できる大都市でなければ導入は難しいのではないかと思われる。また、特別徴収義務者など利害関係者との調整と公平性、価格弾力性に対する考慮も必須である。前述の通り徴税の目的や用途の透明性も重要であろう。

世界遺産などを含む地域では、観光客の訪問による負の外部経済性の意味合いから徴税に対して正当性が保たれる側面はある。ただし、東京都のような観光振興への拠出ができるとは限らない。当然のことながら税収が環境補正の予算へ「補てん」されるであろうし、能動的な活動（例えば集客や顧客サービス）への財源確保としては多くを望めない可能性が高い。いずれにしても予想税収、コスト、隣接自治体との競合、徴税の正当性など多面的に導入の検討を行う必要があるであろう。

第3部 比較分析

第1章 海外調査比較分析結果

1 「1% for Arts」

	フランス	韓国	スウェーデン	イタリア	アメリカ
根拠法	現行制度の根拠となるのはデクレ（政令）2002-677号	文化芸術振興法9条	法的根拠なし（国会決議）	公共建造物内の芸術作品に関する規則1-4条	連邦政府管理規則 C-Part102-77
制度創設	1951年（義務）	1982年（1995年から義務）	1937年（非義務）	1949年（義務）	1972年（義務）
目的	導入当初は、教育的配慮から学校施設に適用された。その後芸術的な生活空間の創造のため、その他の公共施設に適用されるようになった。	文化芸術の振興及び都市景観の改善	より多くの人々に芸術のアクセスを開く／公共の美観の整備/芸術関係者の雇用創出	適切な技術による公共建造物の装飾、芸術家等の雇用確保	芸術活動支援/躍動的で創造的イメージを連邦機関の建物に反映
主な用途	芸術作品購入/建築物の外観	芸術作品購入	芸術作品購入/芸術作品制作費や芸術家人件費	芸術作品購入	芸術作品購入

第3部 比較分析 第1章 海外調査比較分析結果

対象建築物	<p>国又は地方自治体が建築する公共施設</p> <p>内務省、国防省の一部の建築物、病院施設を除く。</p>	<p>公共施設・民間施設（延床面積1万平方メートル以上）</p> <p>共同住宅、第一種近隣生活施設及び第二種近隣生活施設、公演場、集会場、観覧場、販売施設、運輸施設、病院、業務施設、宿泊施設、娯楽施設、放送通信施設（文化芸術振興法施行令12条1項）</p>	<p>公共建築</p>	<p>国、州、県、市町村が設置する公共建築物</p> <p>建築費用が100万ユーロ未満の場合、公共産業利用、公共居住物件は除く。</p>	<p>連邦政府建築物</p>
建築費の芸術作品購入等への充当割合	<p>1%</p>	<p>1%以下（※）</p> <p>建築主は、美術作品を直接設置する代わりに、0.7%を「文化芸術振興基金」に出捐することが可能（選択制）。</p>	<p>主に1%、自治体では任意で0.5~2%</p> <p>国の機関（パブリックアート庁）の事業費と作品のための予算額が国全体の建築予算の1%が達成されている。個別プロジェクトの実施主体は財源適用の際に当庁に申請・審査を受ける（必ずしも1%に拘束されていない）。</p>	<p>0.5~2%</p> <p>2%（建築費：100万ユーロ以上500万ユーロ未満）</p> <p>1%（建築費：500万ユーロ以上2,000万ユーロ未満）</p> <p>0.5%（建築費：2,000万ユーロ以上）</p>	<p>連邦政府建築物に関しては少なくとも0.5%</p> <p>パブリックアートに関する政策やプログラム運営は、地方自治体の裁量によるものが主流（州・地方自治体が独自に0.5%~2%の範囲で割合を定めている）。</p>

2 文化政策に充当される「宿泊税」「入場税」その他の税

(1) 宿泊税

	フランス	韓国	スウェーデン	イタリア	アメリカ
徴収者	一部自治体 ³⁸³ (市町村、広域市町村、県) ※地方間接税	—	国 (付加価値税として徴収) ※国税・間接税	一部自治体 ³⁸⁴ ※地方税	(1) テキサス州 ①州政府 ②テキサス郡政府 ③州内の市町村 ※間接税 (2) カリフォルニア州内の自治体 ※間接税として代金に含まれている。
被徴収者	観光客	—	利用者	宿泊者	宿泊客
税率	・市町村議会で決定 (1人1泊 0.20～1.50ユーロ、施設タイプによる。) ・県では市町村の宿泊税に10%の追加課税が可能。	—	宿泊、キャンプ地利用 ³⁸⁵ : 12%	各自治体が決定 (ローマ市とそれ以外で異なる。) ローマ市: 最大額 1人1泊 10ユーロ ローマ市以外: 最大額 1人1泊 5ユーロ	(1) テキサス州 ³⁸⁶ ①州税6% ②郡税最大7% (郡により異なる。) ③市町村税最大7% (2) カリフォルニア州サンディエゴ市の例: 10.5% (市により異なる。)

³⁸³ 観光資源・環境保護重点地域に指定された地域で徴収可能。一部非課税。

³⁸⁴ ローマ市及び自治体の行政庁所在都市、観光街・芸術街として州に登録された都市など。

³⁸⁵ EU の付加価値税 (VAT) 域内の旅行サービス (交通、食費、宿泊などが含まれたパッケージツアーや出張・週末プランなど) には、販売業者がスウェーデン企業の場合 25%の税率が適用される。

³⁸⁶ テキサス州宿泊税の賦課例: ヒューストン市 17% (州税 6%、市税 7%、郡税 2%、郡・ヒューストン市スポーツオーソリティ税 (スタジアム・公園等整備目的の期間限定税) 2%)

税収の用途	地域の観光開発、観光資源の維持	—	一般財源化	宿泊施設の維持、文化財および景観の維持・再生、それら関連の地方公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援	(1) テキサス州 ①観光キャンペーンなど ②郡税の用途も主に観光に関わる建物(名所、公共建物、スタジアム、コンサートホール等の建設、改築、修繕など)、観光事業の促進、宣伝。 ③観光業、各種コンベンション、宿泊業の推進 (2) カリフォルニア州サンディエゴ市の例:文化活動、観光、コンベンション、経済開発など(一部郡のプログラムにも流用)
根拠法	地方自治体総合法典(Code général des collectivités territoriales) L2333-26 à L2333-28 条、R2333-43 à D2333-49 条	—	付加価値税法第7条1§	ローマ市における宿泊税:2010年5月31日付け暫定措置法第78号 ローマ市以外の地方自治体における宿泊税:2011年3月14日付け暫定措置法第23号第1条、第3条、第4条	(1) テキサス州税法 156 条、351 条 101 (a)(4) (2) 各自治体の条例 (Municipal Code)

(2) 入場税

	フランス	韓国	スウェーデン	イタリア ³⁸⁷	アメリカ
徴収者	国(国立映画・映像センター ³⁸⁸)	国(個別消費税) ※間接税	国(独立した税目ではなく付加価値税)	—	シアトル市

³⁸⁷ イタリアでは2011年7月より映画館のチケットに1ユーロの入場税をプラスして、映画業界の発展のために使用するという動きがあったが、若者の映画離れを恐れた業界の反対により廃止された。

³⁸⁸ フランスでは文化関連施設の入場料や商品の売上高の一部が税として回収され、文化関連運営機関・団体に還元されているが、その最も有名なものが映画産業の基盤を支える国立映画・映像センターの「自動助成制度」である。

被徴収者	映画館入場者	施設入場者 ³⁸⁹	施設入場者	—	映画館、イベント ³⁹⁰ 入場者
税率	映画入場料の10.72%（18歳未満禁止カテゴリーは16.08%）、テレビ局の売上高（公共テレビも含む）の5.5%、そしてビデオ・DVDの総売上高の2%	施設の種類により異なる。（1人1回：競馬場500ウォン、ゴルフ場12,000ウォン、カジノ50,000ウォン等）	コンサート、興行、動物園、スポーツ大会、美術館、博物館入場 ³⁹¹ ：6%	—	5%
税収の用途	映画製作		一般財源化	—	市によるアート事業
根拠法	映画産業法典第45-50条	個別消費税法第1条	付加価値税法第7条1§	—	Seattle Municipal Code（シアトル市条例）5.40.020条（Title 5, Subtitle II, Chapter 5.40 Admission Tax） 同条例が根拠法であると思われる。

(3) その他

	フランス	韓国	スウェーデン	イタリア	アメリカ
徴収者	—	—	—	—	(1) レンタカー税 全米各都市 (2) たばこ税 オハイオ州カヤホガ郡 ³⁹²

³⁸⁹ 競馬場、競輪場、賭博施設、ゴルフ場、カジノ等。

³⁹⁰ 非営利団体が開催するものを除く。

³⁹¹ 動物園以外の場所での動物展示（テーマパークやレクリエーション施設などの中にあるミニ動物園、農場など）には25%の税率を適用する。また、国、自治体、公共の非営利団体が開催するスポーツ大会、および公共部門が開催する、または定期的な公共部門からの助成で大部分が賄われている博物館・美術館事業への入場料は付加価値税を免除する。

³⁹² 2007年から10年間の時限課税措置。

被徴収者	—	—	—	—	(1) レンタカー税 利用者 (2) たばこ税 購入者
税率	—	—	—	—	(1) レンタカー税 全米平均約13.2% (2011年、都市により異なる) (2) たばこ税 オハイオ州のたばこ州税(1箱1.25ドル)に34セントを上乗せ徴収。
税収の使途	—	—	—	—	(1) レンタカー税 主に大型投資プロジェクト ³⁹³ (スタジアム、ホール建設等) (2) たばこ税 アート振興(アート団体、地域プログラム、個人への援助)
根拠法	—	—	—	—	(1) レンタカー税 テキサス州: テキサス税法 § 152.026 ³⁹⁴ http://law.onecle.com/texas/tax/152.026.00.html (2) たばこ税 オハイオ州カヤホガ郡におけるたばこ税 ³⁹⁵

³⁹³ シャーロット市(ノースカロライナ州)、フォートワース市(テキサス州)、ラスベガス市(ネバダ州)などではアート事業への税収充当が行われた(このうち、2013年12月時点で同充当が実施されているのはラスベガス市である)。

³⁹⁴ <http://law.onecle.com/texas/tax/152.026.00.html>

³⁹⁵

http://www.tax.ohio.gov/portals/0/communications/publications/brief_summaries/new%20internet%20feb_7_2012/cigarette_county_2_8.pdf

第2章 国内調査比較分析結果

1 国内1% for Artsの比較

国内調査で取り扱った各自治体の1% for Artsを、海外各国調査での比較要素を使い比較してみたい。以下はその比較表である。

	神奈川県	兵庫県	長野県	滋賀県	福島県	広島県	鹿児島県
根拠法	無	無	無	無	無	無	無
制度創設	1978年	1979年	1981年	1979年	1979年	1979年	1980年
目的	行政の文化化と個性的で、ゆとり・うろいのある空間の創造	行政の文化化と地域社会に根差した、地域空間を豊かにする空間の創造	ゆとり・うろいといった文化醸成を図るため	従来の経済及び機能主義に対しより精神的効果を配慮するため	県の文化環境が他県と比較して貧弱ではないかという危惧から	文化行政にも経済性及び機能性を重視してきた従来の行政のあり方を見直すため	地域の魅力を高めると同時に県民の文化への関心を深め、地域社会での文化活動推進を図るため
主な用途	建築物周辺の環境整備及びシンボルとなるモニュメント設置・美術品による装飾	建築物周辺の環境整備及びシンボルとなるモニュメント設置・美術品による装飾	建築物周辺の環境整備及びシンボルとなるモニュメント設置	建築物に付帯するモニュメント設置および外部空間の整備、伝統技術による装飾	建築物に付帯するモニュメント設置あるいは周辺環境整備及びその両方	建築物周辺の環境整備及びコミュニティ活動助成の整備	県独自の個性ある建築物の建設及び周辺環境整備
対象建築物	公共建築物（建設費が1億円以上、または知事が特別に許可した物件）	公共建築物（学校・橋梁・県営住宅）	公共建築物	公共建築構築物・構築物	公共建築物（建設費が1億円以上）	公共建築物	公共建築物

第3部 比較分析 第2章 国内調査比較分析結果

建築費の芸術作品購入等への充当割合	概ね施工費用の1%	概ね施工費用の1%	概ね施工費用の1%	概ね施工費用の1%	概ね施工費用の1%	概ね施工費用の1% (2.4%) <small>396</small>	概ね施工費用の1%
-------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	-----------

³⁹⁶ 「公共建築・公共施設修景・開放化事業」公共建築協会（編）の資料による2年間の平均値

第4部 提言

これまで、文化政策に充当する財源に関して、国内外の様々な事例を見てきた。

まず、1% for Arts の事例について、様々な取組を調査した。

例えば、アメリカの1% for Arts の起源はニューディール政策であり、芸術家の雇用創出を背景として始まった。その後、民間非営利団体及び地方自治体を中心となり、「芸術作品を購入すること」を芸術家支援のひとつの手段としながら現在も継続している。

また、フランスも同じような側面があり、若手作家の活躍の場を提供する、非商業的な分野の芸術家支援といった形で文化の担い手である「人」に焦点を当てて政策展開している。

他方、日本の1% for Arts は、一般的に、行政の文化化の具現化策であり、芸術を含まなかったわけではないが、画一性の反動としての個性化、ゆとりある空間の創出や、地域の特色を打ち出すことが具体的な「1%」の主な文化的付加内容となっていたようである。この点が日本と諸外国の違いと言えよう。

上述のような地方自治体による様々な「文化1%事業」は、予算縮減等の流れの中で、また、首長の交替によって、自然終息のような状況になった。もともと実験事業的な意味合いで行った自治体も多く、数年で終了したケースもあったようである³⁹⁷。長期間実施していた自治体でも90年代に終了し、現在、実施している自治体はない。

現在でも継続している例として、例えば、アメリカでは、時代や地域によってその詳細は違ってくるものの1% for Arts の基本的な考え方と政策が維持されている。ニューディール政策（及び1% for Arts）で救われた脚本家や、映画監督³⁹⁸のその後の活躍とハリウッド映画産業の興隆を見直してみると、「人」への投資の重要性が改めて見えてくる³⁹⁹。現在でもロサンゼルス市では、市の文化基本計画の理念として、「芸術家の役割は文化的生活の活力の中核」として謳われ、市の文化基本計画の前提条件のひとつとなっている⁴⁰⁰。

また、同じ米国の事例では、1%の適用の対象も現在では公共建築物に対してだけでなく、民間企業の開発に対しても行われている。例えばカリフォルニア州の大都市では、一

³⁹⁷ 本国内編調査では、神奈川県、兵庫県、福島県、東京都、長野県、石川県、滋賀県、広島県、高知県、鹿児島県、尼崎市、伊丹市、広島市に文化1%に関するヒアリングの依頼を行った。しかし、実施時期から30年ほど経過しており、政策に係った職員もおらず資料も残されていない自治体がほとんどであった。したがって本編は既出版の文献資料に依っており、政策の終了時期、理由、またその評価についての情報はヒアリングの回答があった神奈川県と長野県以外は得られなかった。なお、長野県の取組みについての記述は、全編長野県建設部施設課からのヒアリング回答をもとに作成している。

³⁹⁸ The Federal Theater Project のもと、オーソン・ウェルズ、ジョセフ・コットン、シドニー・ルメットを始め後に多くの成功者を排出した。このプロジェクト単体で連邦政府に雇用された演劇関係者の数は最盛期で12,700人。"Webster's World of Cultural Democracy" HP: <http://www.wvcd.org/policy/US/newdeal.html>

³⁹⁹ 出口正之 「ニューディール時代の文化政策の現代的意義 - 社会資本から文化資本充実の政策への転換 -」

⁴⁰⁰ 財団法人東京都文化振興会「海外などにおける文化振興策に関する実態調査報告書」

定規模の民間企業による住宅・コミュニティ・商業施設開発への適用が行われているのは、アメリカ編で述べられている通りである⁴⁰¹。1%の使途についても、行政や建築主が、その文化性や質について、必ずしも頭を悩ませていない。1%分の金額を、美術品や楽器の購入、芸術家支援、こどもの芸術教育プログラム、アートイベントなど、優先順位の高い文化政策に投入できるような取組もある。

文化立国を目指す我が国にとって、また、文化芸術創造都市を目指そうとする地方自治体にとっては、その担い手である芸術家に対する支援や、芸術文化振興は欠かせない。今後、新たに建築される公共建築物は多くないだろうが、それらについて、アートの要素を取り入れていく意義はあると考えられる。

一方、1% for Arts の仕組み自体は、本調査でも示したとおり、例えば、韓国やイタリアなどを始めとして、大きな課題も指摘されており、また、国全体において見直しの議論等も起きている。このような諸外国の諸課題も、参照していく必要がある。

文化芸術の振興に当たっては、職業人としての芸術家、アマチュアの愛好家、鑑賞者といった重層的な芸術実践者と支援者がいてこそ成立する。商業的芸術、非営利芸術⁴⁰²、趣味としての芸術といった見方もある。また、文化財ともなれば数百年、数千年の文化資産となる。その恩恵に未来の日本と地域が浴することとなるのは、フランスを例に出すまでもなく明らかである。文化芸術力の向上がもたらす国民生活の質の向上、産業、特に観光業界への影響と相乗効果、雇用の拡大、国家ブランド価値の向上などを考慮したら、計り知れない効果となるだろう。

幸いにも日本には、これまでも多くの伝統文化が継承され、新しい文化も日々創造されている。この文化を支えるのは人である。

本調査では、様々な諸外国の事例を挙げたが、それらの成果や課題も踏まえ、我が国、また、それぞれの地方自治体の実態やニーズに合致する形で、国、地方自治体、芸術団体、教育機関、民間団体（営利・非営利）、市民等が一丸となって、文化芸術振興政策へ取り組んでいくことが期待される。

また、1% for Arts 以外の様々な財源の在り方についても海外の事例を調査した。

今回の各国調査で、様々な税金が文化芸術関連の財源確保の手段として採用されているのがわかった。宝くじ税、たばこ税、カジノ税、レンタカー税など多様な税法があり、どれも検討に値するが、導入にあたっては共通の課題がある。新規の税法を制定することは常に困難なものであるが、その税収をどの分野の財源として振り分けるかという問題であ

⁴⁰¹ 詳細は米国編を参照

⁴⁰² 日本では、商業ビジネスとアマチュア活動の延長としての芸術団体しか存在せず、欧米のような非営利型のプロフェッショナルな楽団や劇団などの芸術団体がないとの指摘がある。財団法人東京都文化振興会「海外などにおける文化振興策に関する実態調査報告書」我が国の芸術文化の発展と劇場の有効利用を考えた場合、非営利芸術団体の設立及び活動支援は重要な検討課題であろう。

る。財源が必要なのは文化芸術分野だけではないし、納税者に納得のゆく説明ができるかといった問題もある。

様々な事例を踏まえ、国全体や地方自治体の実態に合致した形で、どのような財源確保方策が参考になるのか、さらに、調査を進めていく必要がある。

◎付録

1 「文化1%システム委員会設置要綱」

(1) 「文化のための1%システム推進委員会設置要綱」(神奈川県)

文化のための1%システム推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化行政推進本部設置要綱第5条1項第2号の規定に基づき、文化のための1%システム事業の推進に関し、文化行政推進本部の審議に必要な事項を整理するため、文化のための1%システム推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、本部長が指名する委員長及び委員若干人をもって構成する。

(運営)

第3条 文化のための1%システムを適用する事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共の施設の整備事業で事業費が1億円を超える事業
- (2) その他本部長が特に必要と認めた事業

2 事業に文化性を付加するための原案は、原局(当該事業を執行する部局をいう。以下同じ)において作成する。

3 文化性を付加するための予算は、原則として予算編成時において、原局で計上する。

4 委員会は、原局から提出された原案に検討を加え、意見を付して本部長に報告する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 文化のための1%システムを適用する事業に関する情報の収集
- (2) 原局の原案づくりへの協力
- (3) 文化のための1%システム事業の推進に必要なアイデア、手法、事例等の情報収集と整理
- (4) 庁内外の専門識者の協力を求めるシステムづくり
- (5) その他の文化のための1%システム事業を効果的に推進するために必要な事務

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、会議等に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県民部文化室において処理する。

附則

この要綱は、昭和52年4月2日から施行する。

(2) 「昭和54年度生活文化を創る1%システム委員会設置要綱」(兵庫県)

昭和54年度生活文化を創る1%システム委員会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、昭和54年度生活文化を創る1%システム推進のための実施要綱第2の規定に基づき、「昭和54年度生活文化を創る1%システム委員会」(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2 委員会は、20名以内の委員で構成する。

(委員)

第3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 芸術家及び地域活動家
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱当該年度末日までとする。

(会長)

第5 委員会に会長を置き、委員の互選によって決定する。

(会議)

第6 委員会は会長が招集する。ただし、会長選出前にあつては知事が招集する。

2 委員会においては、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生活文化を創る1%システム実施のための方策と提案
- (2) その他文化アセスメントの制度化に必要な事項

(部会)

- 第7 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員会から付議された事項を所掌する。
 - 3 部会に属すべき委員は、会長の意見を聞いて、知事が委嘱又は任命する。

(部会長)

第8 部会に部会長を置く。部会長は部会委員の互選によって決定する。

(関係者の出席)

第9 会長又は部会長は、必要があると認めるときは委員会又は部会に関係者の出席を求め、説明を受け、意見を聞くことができる。

(幹事)

- 第10 委員会に幹事を置く。
- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が命ずる。

(庶務)

第11 この委員会及び部会の庶務は、生活文化部文化室において処理する。

(雑則)

第12 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

2 参考文献

- ・小林真理「文化権の確立に向けて 文化振興法の国際比較と日本の現実」勁草書房、2004年
- ・松本和幸・塩谷 英生「地域づくりと法定外税 - 観光関連税を中心に」『立教大学観光学部紀要』第8号、2006年
- ・河野真一「調査季報・横浜の政策力『行政研究地方自治体における文化行政の課題』『調査季報』113、1992年
- ・宮崎刀史紀「文化政策へのまなざし - 入場税撤廃運動の変遷と意義 - 」『文化経済学』通算14号、2003年
- ・出口正之「ニューディール時代の文化政策の現代的意義 - 社会資本から文化資本充実の政策への転換 - 」『文化経済学』通算15号、2003年
- ・神奈川県文化室編「物語自治体文化行政史：神奈川からキック・オフ、10年の歩み、文化行政の推進体制」新曜社、1988年
- ・神奈川県県民部文化室編「魅力・うるおい・地域のシンボル - 文化のための1%シス

- テム・100 施設に適用してー」神奈川県、1987年
- ・外川伸一「地方分権と法定外税」『地方自治ジャーナルブックレット』; no31、2002年
 - ・林五和夫「生活文化を創る1%システムについて[兵庫県の場合] (地方だより)」『新都市』第36巻第3号、1982年
 - ・森啓「文化の見えるまち：自治体の文化戦略『分権型社会における地域自立のための政策に関する総合研究（Ⅰ）』」『開発論集』第84号、2009年
 - ・森啓「自治体の文化戦略：沿革『人口減少下における地域の発展可能性に関する実証的総合研究（Ⅲ）』」『開発論集』第83号、2009年
 - ・兵庫県生活文化部文化室「地域の文化を高める文化アセスメント：『生活文化を創るデザインアセスメントと地域型文化アセスメントの方向づけ』」兵庫県生活文化部文化室、1981年
 - ・兵庫県生活文化部文化室編「生活文化を創る1%システムについて：心豊かな地域社会をつくるために」、1980年
 - ・柴田葵「文化の1%システムの日本における展開」『文化経済学』通算26号、2009年
 - ・兵庫県生活文化部文化室編「地域の文化を高める文化アセスメント：『生活文化を創るデザインアセスメント』」、1982年
 - ・川村康夫「美しいまちをつくる1%事業」、1981年
 - ・公共建築協会編、「公共建築」6月号、1981年
 - ・財団法人東京都文化振興会著「海外などにおける文化振興策に関する実態調査報告書」1993年
 - ・「こどもNPO こども劇場全国センター」
<<http://www.kodomo-npo.org/>>
 - ・「衆議院」
<http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/houritsu/01919540513096.htm>
 - ・“Webster’s World of Culture Democracy “
<<http://www.wwcd.org/policy/US/newdeal.html>>
 - ・「東京都主税局 都税統計情報」
<<http://www.tax.metro.tokyo.jp/tokei/index.html>>
 - ・「東京都主税局 東京都宿泊税」
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/jorei/syukuhaku/j_syuku.htm>
 - ・「公益法人地方自治総合研究所」
<<http://www1.ubc.ne.jp/~jichisoken/column/2004/column200409.htm>>
 - ・「文化庁 文化創造都市」
<http://www.bunka.go.jp/ima/souzou_toshi/>

平成 25 年度
文化庁政策課政策調整係
委託事業

文化政策に充当する財源に関する調査研究
報告書

平成 26 年 3 月 31 日

©文化庁

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8200

<http://japan.wipgroup.com>